

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 8 月31日

【計算期間】 第26期（自 2025年 3 月 1 日 至 2026年 2 月28日）

【ファンド名】 ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンド
(Janus Global Technology Fund)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー クリスチャン・ゲジンスキ
(Kristian Gesinski, Director & Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L—5826 ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治
同 金光 由以

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

（注 1）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2026年 6 月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝162.39円）によります。以下、米ドルの円金額表示はすべてこれによります。

（注 2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、Aポートフォリオ受益証券については円建て、Bポートフォリオ受益証券については米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り円または米ドルをもって行います。

（注 3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注 4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは 3 月 1 日に始まり翌年の 2 月末日に終わる 1 年を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンド（Janus Global Technology Fund）（以下「ファンド」といいます。）は、信託財産の長期的な成長を投資目的とします。ファンドは、主に、世界各国の企業の中から成長性を備えた企業の株式に投資することにより、投資目的を追求します。通常、ファンドは、少なくとも純資産総額の65%を、管理会社またはその委託を受けた投資顧問会社がテクノロジーの進歩または改善から大きな利益を享受すると考える企業の有価証券に投資します。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができます。

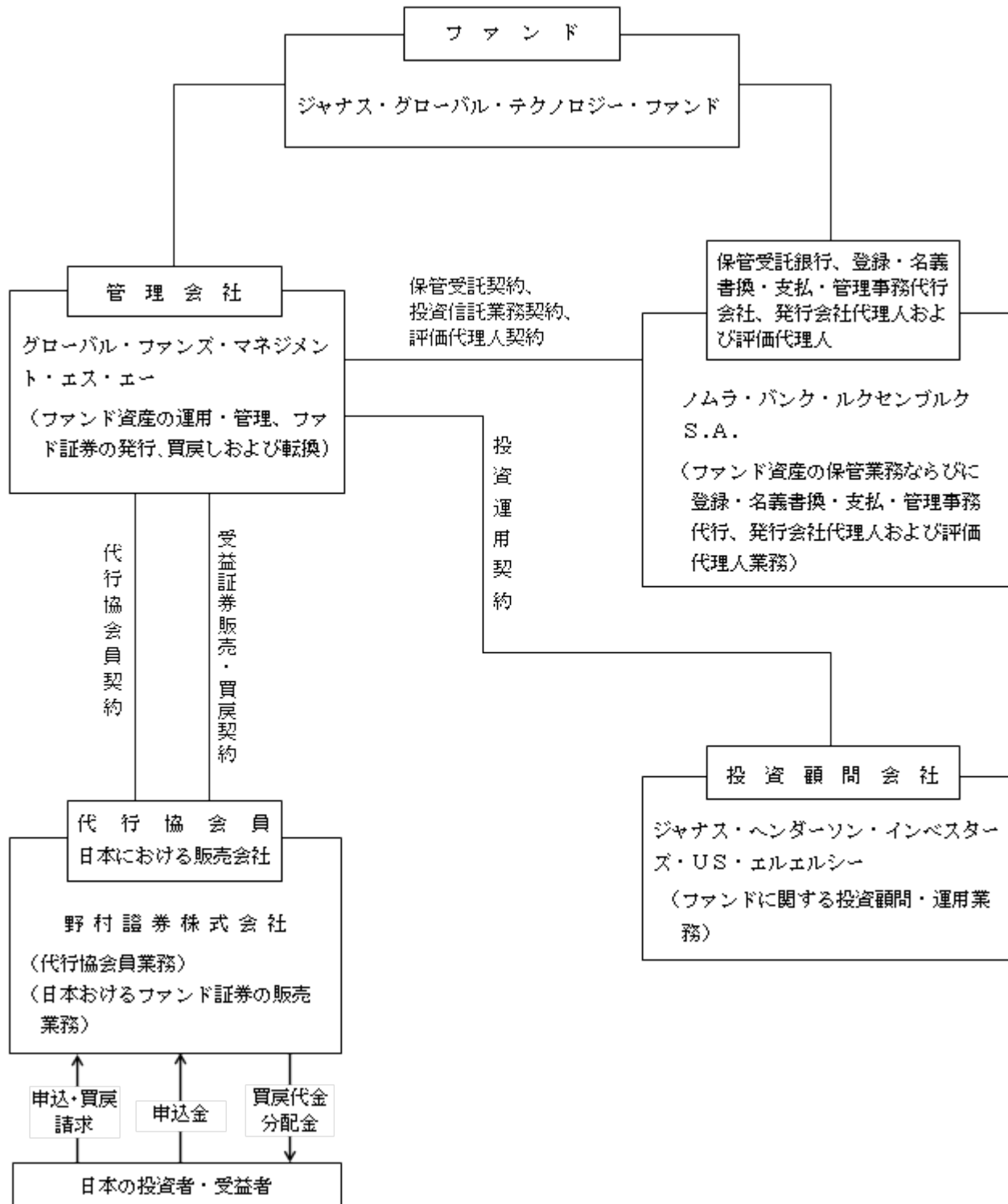
なお、ファンドは日本国内では税法上「株式投資信託」に分類されます。

（２）【ファンドの沿革】

1991年 7 月 8 日	管理会社の設立
2000年 2 月 1 日	ファンド約款締結
2000年 2 月14日	修正ファンド約款締結
2000年 3 月 1 日	ファンドの運用開始
2002年 8 月13日	修正ファンド約款締結
2003年10月31日	修正ファンド約款締結
2003年11月24日	ファンド証券のルクセンブルグ証券取引所への上場
2004年12月31日	ルクセンブルグ証券取引所における上場廃止
2006年11月16日	修正ファンド約款締結
2009年 7 月31日	修正ファンド約款締結
2010年 8 月20日	修正ファンド約款締結
2013年 7 月31日	修正ファンド約款締結
2014年 8 月19日	修正ファンド約款締結
2015年 7 月31日	修正ファンド約款締結
2018年 7 月31日	修正ファンド約款締結
2019年 7 月31日	修正ファンド約款締結
2023年 7 月31日	修正ファンド約款締結
2025年 7 月31日	修正ファンド約款締結
2026年 7 月31日	修正ファンド約款締結

(3) 【ファンドの仕組み】

(イ) ファンドの仕組み ～管理・運用関係～



(ロ) 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

ファンド運営上の役割	名称	契約等の概要
管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	2026年7月31日付でファンド約款を締結（2026年8月31日効力発生）。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、転換、ファンドの償還等について規定しています。
保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人	ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	管理会社との間で2014年8月29日付で保管受託契約（注1）を締結。ファンド資産の保管および支払代行業務について規定しています。 管理会社との間で2014年8月29日付で投資信託業務契約（注2）を締結。登録・名義書換・管理および発行会社代理人業務について規定しています。 管理会社との間で2014年4月30日付で評価代理人契約（注3）を締結。評価代理人業務について規定しています。
投資顧問会社	ジャンス・ヘンダーソン・インベスターズ・U S・エルエルシー (Janus Henderson Investors US LLC)	管理会社との間で2014年8月29日付で投資運用契約（注4）を締結（2025年8月30日付で効力を発生する投資運用契約にかかる契約上の地位の移転に関する契約により承継）。ファンドに関する投資顧問・運用業務について規定しています。
代行協会員	野村證券株式会社	管理会社との間で2000年2月2日付で代行協会員契約（変更済）（注5）を締結。代行協会員業務について規定しています。
日本における販売会社	野村證券株式会社	管理会社との間で2020年3月31日付で修正・再録受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）（注6）を締結。日本におけるファンド証券の販売業務について規定しています。

（注1）保管受託契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行が、ファンドに対し、有価証券の保管および分配金の支払代行等の業務を提供することを約する契約です。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された代行会社が、登録・名義書換・支払・管理事務代行および発行会社代理人業務を提供することを約する契約です。

（注3）評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、ファンドの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。

（注4）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに対し、ファンド資産の投資および再投資に関する業務を提供することを約する契約です。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書、運用報告書の販売会社への送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

(ハ) 管理会社の概要

管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S. A.)
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、（ ）2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）第15章に定義される管理会社として、および（ ）2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年法」といいます。）第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）として、認可されています。
事業の目的	管理会社の主な目的は、以下のとおりです。 ・2010年法第101条第2項および同法別紙Iに基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託（以下「UCI」といいます。）の付加的な管理を行うこと ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に定義されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと
資本金の額	払込済資本金は375,000ユーロ（約6,951万円）で、2026年6月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約463万円）の記名株式15株を発行済です。
沿革	1991年7月8日設立
大株主の状況	大株主は、ルクセンブルグ大公国、エスペランジュ、L—5826、ガスペリッシュ通り33番、A棟のノムラ・バンク・ルクセンブルグS.A.（Nomura Bank（Luxembourg）S.A.）で、15株すべてを所有しています。

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2026年6月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.35円）によります。以下、特に記載がない限り、ユーロの円貨換算はすべてこれによります。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(i) ファンドの名称

ジャンス・グローバル・テクノロジー・ファンド（Janus Global Technology Fund）

() ファンドの形態

ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の民法および2010年法パートIの規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約関係を定めた約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の1口当りの純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）で販売され、また、評価日に、受益者の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

() 準拠法

ファンドの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、ファンドは2010年法パートI、大公国規則およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「CSSF」といいます。）の規則および告示に従っており、2013年法第1条第39項に定義されるAIFとしての資格を有しています。

() 2013年法

(イ) 2013年法は主にAIFMを規制しますが、さらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ピークル（AIF）に関連する多くの規定により構成されています。

2013年法は、AIFMDを施行し、主に2010年法、専門投資信託（SIF）に関するルクセンブルグ法およびリスク資本に投資する投資法人（SICAR）に関するルクセンブルグ法を改訂し、AIFMDに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

（ロ）2013年法は、A I Fを、以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。

多数の投資家から資金を調達し、その投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令の2009 / 65 / E Cの要件（改正済）（以下「U C I T S 指令」といいます。）に基づく認可を必要としない投資信託（即ちU C I T Sとしての資格を有しない投資信託）。

（ハ）2013年法はさらに、A I Fの販売に関する規定を含みます。A I F Mは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該A I F Mは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、A I Fの株式または受益証券を欧州連合（以下「E U」といいます。）の他の加盟国で販売することができます。

（５）【開示制度の概要】

（ ）ルクセンブルグにおける開示

（イ）C S S Fに対する開示

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、C S S Fへの登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書等をC S S Fに提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、公認監査人により監査され、C S S Fに提出されなければなりません。ファンドの公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ（PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative）です。さらに、ファンドは、C S S F告示15 / 627に基づき、C S S Fに対して、月次報告書を提出することを要求されています。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則（「ルクセンブルグG A A P」）に基づき監査されたファンドの年次財務書類が、各会計年度の末日から6か月以内に受益者に送付されます。

ファンドの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったファンドまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表されています。

ルクセンブルグの商業および法人登記所（以下「R C S」といいます。）への約款の変更に係る預託通知は、公式な発表とみなされる中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアション」（以下「R E S A」といいます。）に公告されます。約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。また、R C Sにおいて、約款（その変更を含みます。）を閲覧することができ、その写しを入手することができます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において、新聞および／またはR E S Aに公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、英文目論見書および約款に記載されています。

2013年法に従い、および英文目論見書に開示されない範囲について、以下の情報は、ファンドの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、受益者に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社がそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・（1）ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、（2）その上限の変更、（3）レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、（4）関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・ファンドが用いるレバレッジの総額

金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（E U）2019 / 2088（改訂済）（以下「S F D R」といいます。）に従い、サステナビリティ・リスクを投資判断に組み込む方法およびサステナビリティ・リスクがファンドのリターンに与える影響の評価結果を開示することが要求されています。ファンドは、S F D R第6条に該当しますが、環境または社会的な特性を促進せず、持続可能な投資を目的としません。管理会社は、サステナビリティ・リスクを関連性があるとは考えていないため、これらのリスクを投資判断に組み込みません。

ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しません。

現在、ファンドの投資方針は環境および／または社会的特性を促進していないため、ファンドはサステナビリティ要因に対する主な悪影響を考慮していません。ただし、今後見直される可能性があります。

ファンドの英文目論見書において開示されていない場合には、すべての関連する情報は、ファンドの年次報告書および半期報告書または管理会社のウェブサイトにおいて受益者に対して定期的に提供されるものとします。

() 日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において閲覧することができます。

ファンド証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、かかる書類をEDINET等において閲覧することができます。

なお、代行協会員は、日本証券業協会に対して有価証券届出書の写しおよび外国投資信託選別基準確認書を提出しています。

投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行なう場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、改正済）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

また、管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は、代行協会員のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、CSSFの監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

() 登録の届出の受理

(イ) ルクセンブルグにおいて設立されたすべての規制された投資信託は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければなりません。

(ロ) EU加盟国の監督官庁により認可されているUCITSは、UCITS指令に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきCSSFに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。UCITS所在国の所轄官庁からCSSFに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

ファンドは、2010年法上のパート の投資信託として設定されており、EU加盟国においては公衆に対する販売は行われません。2010年法第88条第1項のもとで、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則（以下「AIFM規則」といいます。）ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定される、AIFとしての資格を有しています。

- (ハ) 外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、投資家の保護を保証するためにEU加盟国において法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。さらにこれらの投資信託は、CSSFにより、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければなりません。
- (ニ) EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。
- () 登録の拒絶または取消し
- ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令・CSSFの告示を遵守しない場合、その登録が拒絶または取り消されることがあります。
- また、ルクセンブルグの投資信託の運用者またはその投資信託もしくは管理会社の取締役がCSSFにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。
- 登録が取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により、ファンドは解散および清算されることがあります。
- () 目論見書等の提出および電子識別
- 投資信託証券の販売に際し使用される目論見書および（必要とされる場合）その他の書類は、事前にCSSFに提出されなければなりません。CSSFは、当該目論見書に固有の識別番号と電子識別日を付与することで識別します。
- () 財務状況およびその他の情報に関する監督
- 投資者に提供およびCSSFに提出された投資信託の財務状況、その他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければなりません。公認監査人は、財務状況またはその他の情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をCSSFに報告する義務を負います。公認監査人は、CSSFが要求するすべての情報（投資信託の帳簿またはその他の記録を含みます。）をCSSFに提出しなければなりません。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドは、信託財産の長期的な成長を投資目的とします。ファンドは、主に、世界各国の企業の中から成長性を備えた企業の株式に投資することにより、投資目的を追求します。

ファンド証券は、２種類の受益証券で構成されます。

ファンド資産のＡポートフォリオ受益証券に帰属する部分は、円に対する為替変動に対し（可能な範囲で）ヘッジされます。

ファンド資産のＢポートフォリオ受益証券に帰属する部分は、米ドルに対する為替変動に対し、システムティックにヘッジされる予定はありません。

さらに、共通ポートフォリオのファンド資産は、管理会社またはその委託を受けた投資顧問会社の完全な裁量により、他の通貨に対して随時ヘッジすることができます。

これら２種類のポートフォリオ受益証券は、同一のポートフォリオの有価証券（「共通ポートフォリオ」）に投資されます。２種類のポートフォリオ受益証券の違いは、Ａポートフォリオ受益証券に特定の為替ヘッジが行われる点です。投資家は、いずれのポートフォリオ受益証券を選択しても、常に円の為替変動の影響を多かれ少なかれ受ける可能性があります。各投資家の為替相場観に従い、各ポートフォリオ受益証券の組合せにより、為替リスクの割合を変えることができます。

Ａポートフォリオ受益証券は、円以外の通貨に対し、円高時においても円安時においてもヘッジされるものであり、従って、Ａポートフォリオ受益証券は円以外の通貨に対する円高から投資家を保護する一方、円安による利益の享受もかなり制限されます。

Ａポートフォリオ受益証券のための為替ヘッジ

管理会社は、Ａポートフォリオ受益証券の価値を実質的に円ベースで維持するために、Ａポートフォリオ受益証券について、先物為替取引（フューチャー）、為替オプション取引および為替予約を利用して為替ヘッジを行います。Ａポートフォリオ受益証券の資産（純資産価額）のすべてを完全にヘッジすることは不可能ですが、管理会社は、通常、当該資産（純資産価額）の円以外の通貨建部分の90%から110%をヘッジする予定です。また、管理会社は、共通ポートフォリオの資産価値の変動またはＡポートフォリオ受益証券の販売・買戻しにより、ヘッジ比率が90%を下回ったり110%を超える場合にはいつでも、上記の為替ヘッジ手段を用いて純資産価額の円以外の通貨建部分についてこれらの範囲内（通常約100%）にヘッジ比率を戻す予定です。

投資顧問会社の投資哲学

投資顧問会社は、綿密で慎重な個別企業調査を通じて、ファンドの成長を目指します。そのため、ポートフォリオ構築プロセスの基本となるファンダメンタル・リサーチの質が、最も重要となります。個別企業調査は、変化のスピードが速く製品サイクルが著しく短いテクノロジー分野にとっては、より一層重要となります。当ファンドの運用チームは、特定の製品または技術革新の背景にあるテクノロジーを理解するだけでなく、最終需要に関する慎重な分析が非常に重要であると考えます。

投資顧問会社の投資判断プロセス

投資顧問会社のアナリストは、収益レポート、財務、経営、他社との競争上の強みと弱み、企業および業界の動向、販売活動、調査レポートならびに他のデータを日常的に検討することで、広範な投資対象銘柄群をリサーチしています。特定の企業に着目すると、運用チームとリサーチ・アナリストは、当該企業の経営陣と直接面談を行います。アナリストは、公表されている利益や収益レポート以上に、当該企業の財務内容の改善に影響を与える内部および外部の動向に着目します。またアナリストは、毎年何百社もの企業を訪問し、またそれ以上に企業側がアメリカ合衆国コロラド州デンバーにある投資顧問会社のオフィスを訪れます。

投資顧問会社は、様々な事業内容、新製品の導入および価格決定といった事柄を分析するために、注目している各企業について詳細な財務モデルを構築しています。個別企業に対するリサーチは、頻繁な施設訪問、競合他社、供給業者および顧客との接触、そして人口統計、メディア普及率およびその他の定性的要因の分析も含んでいます。

テクノロジーの世界は急速に進歩しており、その中で投資機会を見分けるということは、業界内で何が起きているかについていち早く把握していることであると、運用チームは理解しています。運用チームは、投資顧問会社独自のリサーチを重視したファンダメンタル分析による運用手法を遵守しています。運用チームは、毎年何百社もの企業を訪問し、業界内の会議に出席し、各調査対象企業を深く掘り下げています。これに加え運用チームは、調査対象企業を理解するために、業界専門誌を読み、年次報告書を丹念に検討し、各製品のセミナーに出席しています。

投資目的および投資方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および／または投資方針に関する重大な変更を行う場合、C S S Fの承認の受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1か月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

（２）【投資対象】

通常、ファンドは少なくとも純資産総額の65%を、管理会社またはその委託を受けた投資顧問会社が、テクノロジーの進歩または改善から大きな利益を享受すると考える企業の有価証券に投資します。それらは一般に、管理会社またはその委託を受けた投資顧問会社が以下のように考える企業です。

（ ）技術的な進歩や改善をもたらすような商品（オペレーション工程やサービスを含む）を有するまたは将来有するであろう企業

（ ）オペレーション工程やサービスに関して、テクノロジーへの依存度が高い企業

管理会社は、主に以下に掲げる諸業種に焦点を合わせ、ファンドの投資目的を達成するために、投資顧問会社であるジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・ＵＳ・エルエルシーを選任しました。

ファンドの鍵となるテクノロジーに関する業種

情報技術サービス

ソフトウェア

通信機器

コンピュータ・周辺機器

電子装置・機器・部品

半導体・半導体製造装置

各種電気通信サービス

無線通信サービス

メディア

娯楽

インタラクティブ・メディアおよびサービス

金融サービス

（注）上記分類は、G I C S（世界産業分類基準）によります。

ファンドは、以下に定められた投資制限に従い、規制ある市場で取引されていない証券にも投資することができます。

ファンドはまた債務証券および短期金融証書に投資することができ、また付随的に流動資産を保有することができます。

ファンドは、為替リスクおよび金融リスクをヘッジする目的で通貨先渡契約、通貨先物取引を行い、また金融先物を保有することができます。

ファンドは、投資制限により認められる範囲内でコール・オプションを発行し、またプット・オプションを取得することができます。

ポートフォリオの構築

ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンドの銘柄選定においては、運用チームは、以下の2つのタイプの企業の普通株式に注目します。

- 1．同業他社または経済全般に対し、より高い成長率を誇る企業
- 2．新製品の開発、テクノロジー、特許、規制緩和による好影響または優れた経営陣により、ポジティブな変化を実現しつつある企業

保有銘柄については、以下の場合、積極的に売却することができます。

- 1．運用チームの対象企業に関する収益成長予測に対し、株価が大幅に上昇する場合。
- 2．企業の経営、事業内容または競争力におけるファンダメンタルな変化により、運用チームの収益予測に疑念が生じる場合。徹底してファンダメンタルズのリサーチに依拠しているため、対象企業のファンダメンタルズに大きな変化がある場合には、運用チームは迅速に売却することができます。

ファンドの特徴

・ファンドは真にグローバル性を有しています。運用チームは、世界各地で急速に成長している最良の企業に投資することを目指します。

- ・ファンドの投資目的および投資方針に従い、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選定により、あらかじめ国別またはセクター別の資産配分を設定することなく、優れた企業に投資することができます。
- ・投資する企業の規模に制約はありません。これにより、大企業だけでなく、小規模の新興企業への投資が可能です。
- ・広範な投資対象は、よく知られたテクノロジー分野のほか、従来のテクノロジー領域外のテクノロジー関連事業に投資することを可能にしています。

主なテクノロジー関連の業種

情報技術サービス

ソフトウェア

通信機器

コンピュータ・周辺機器

電子装置・機器・部品

半導体・半導体製造装置

各種電気通信サービス

無線通信サービス

メディア

娯楽

インタラクティブ・メディアおよびサービス

金融サービス

（注）上記分類は、G I C S（世界産業分類基準）によります。

運用チームは、上記のテクノロジー関連の業種に投資することを義務付けられてはいません。上記のテクノロジー関連の業種またはそれらの業種に属する企業が将来成功する保証はありません。また、ファンドが投資目的を達成する保証はありません。

（３）【運用体制】

管理会社は、ファンド運営を管理し責任を負うことを条件として、投資顧問会社であるジャンス・ヘンダーソン・インベスターズ・ＵＳ・エルエルシーにファンド資産の運用を委託しています。投資顧問会社はその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。

また、管理会社は、関連する契約書に基づきファンドのその他の関係法人に対する管理を行い、最終的に責任を負います。

ファンドは、ポートフォリオ・マネジャーが率いる９名の運用チーム（ポートフォリオ・マネジャー２名、リサーチ・アナリスト６名、リサーチ・アソシエイト１名）によって運用されています。ポートフォリオ・マネジャーは、銘柄選定とポートフォリオ運用において責任を負っており、リサーチ・アナリストと共に活動し、効率性の高いポートフォリオ構築プロセスを維持しながら、即時にポートフォリオの決定を実施することができます。

投資顧問会社の全株式ファンドの運用実績ならびに株式ポートフォリオ・マネジャー、株式リサーチ・アナリストおよびトレーダーの監督を含む運用管理に対する監視責任は、株式部門ヘッド（アメリカ地域担当）が負います。投資顧問会社の株式ポートフォリオ・マネジャーおよび株式リサーチ・アナリストは全員コロラド州デンバーで勤務し、これにより最良の協力体制を取ることができます。リサーチ結果、計量分析モデルおよびそれに基づく提案は、リサーチ・ディレクターを含む投資チームの精査を受けます。この独自のモデルはファンド毎に構築され、調査対象企業のあらゆる財務要素を詳細に分析することができます。投資顧問会社の徹底的なファンダメンタル・リサーチの目的は、収益予測が一般の推定値を上回るような事例を正確に特定することにあります。

（投資判断プロセスにつきましては、前記「投資顧問会社の投資判断プロセス」を御参照下さい。）

なお、上記の運用体制は、2026年６月末日現在のものであり、随時変更されることがあります。

（４）【配分方針】

管理会社は、ファンドのインカムゲインおよび実現キャピタルゲインから毎年１回、場合によってはそれ以上分配を宣言することができ、さらに分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には、分配可能なファンドのその他の資産から分配を行うことができます。

分配の結果、ファンドの純資産総額が2010年法に規定された最低額（1,250,000ユーロ）あるいはその米ドル相当額を下回る場合には、分配を行うことができません。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

管理会社またはその委託を受けた代理人は、ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守します。

1. 管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構（「OECD」）加盟国もしくはその地方機関または（地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機関が発行または保証する証券には適用されません。
2. 管理会社は、ファンドのために、当該投資の結果、同一の発行体の発行済証券または発行済議決権付証券の10%を超えて所有することになるような投資はできません。また、管理会社は、そのような購入の結果ファンドと管理会社が管理する他のファンドとあわせて、いずれかの会社または法人のいずれかの種類の持分証券を15%を超えて所有することとなるような購入はできません。
3. 管理会社は、支配権の取得、または経営を行う目的で投資することはできません。
4. 管理会社は、投資信託の株式または受益証券にファンドの純資産総額の5%を限度として投資をすることができます。管理会社により運用されている、または共通の経営もしくは管理により、または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の株式または受益証券の取得は、特定の地域または経済分野への投資を専門とする投資信託への投資の場合にのみ許されます。その場合、管理会社は、当該株式または受益証券に関する取引に對しいかなる手数料または費用も課してはなりません。
5. 管理会社は、不動産を購入してはなりません。
6. 管理会社は、商品、商品取引、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する取引を行ってはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資しまたは商品を取引する会社の証券を売買することができます。
7. 管理会社は、証券を信用買いしません（ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。）。また、証券の空売りを行いません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約（ならびにこれに関するオプション）に関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
8. 管理会社が借入れを行う場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。さらに、管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて一部払込済証券に投資することはできません。
9. 管理会社は、上記8.記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドにより所有または保有される証券に担保権、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ、当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時または後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物予約もしくは先物取引の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。
10. 公認の証券取引所または他の規制市場で取引されていない証券にファンドの純資産総額の10%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関または（地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず）EUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されません。
11. ファンドの資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券（ただし同法第2条第2項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンドの繰上償還が決定されたとき、大量の買戻しが見込まれるとき、その他管理会社のコントロールが及ばない状況が発生した場合は例外とします。
12. ファンドの投資対象は、日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）の規則に基づき、「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」に分類されます。原則として、各区分における単一の発行体および／または取引相手方に対するエクスポージャーは純資産総額の10%を超

えないものとし、また、単一の発行体および／または取引相手方に対する合計エクスポージャーは純資産総額の20%を超えてはなりません。投資顧問会社および管理会社は、必要な場合には、JSDAの規則に基づくかかる制限を遵守するためにファンドの投資対象を調整するものとします。

13. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に定義されます。）により、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場およびその他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得るリスクに対応する額として、JSDAの規則に準拠した「合理的な方法」として管理会社が投資顧問会社と協議の上または投資顧問会社が決定した方法に従って計算された額が純資産総額を超える場合には、デリバティブ取引は禁じられます。
14. 管理会社は、ファンドの資産をもって証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。ただし、組入証券の処分に關し、管理会社が適用ある証券法に基づき引受人であるとみなされる場合はこの限りではありません。
15. 管理会社は、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができます。ただし、この技法と手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限ります。
- (a) オプションに關し、管理会社は、以下の場合を除いて、証券のプット・オプションまたはコール・オプションを購入することはできません。
- （ ）当該オプションが証券取引所に上場されているか、または規制のある市場で取引されている場合で、かつ
- （ ）当該オプションの取得価格（プレミアム）が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- (b) 管理会社は、ファンドのために、以下の場合に証券のコール・オプションを売ることができます。
- （ ）当該証券がすでに保有されているか、ファンドが同等のコール・オプションまたはかかる契約から生じる責任を十分にカバーすることのできるワラントなどの他の手段を有している場合、または
- （ ）カバーされていないコール・オプションの行使価格の合計がファンドの純資産額の25%を超えない場合で、ファンドは、常時当該オプションの発行の結果生じる持高のカバーを確保しなければなりません。
- (c) 管理会社は、ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有しない場合、証券のプット・オプションを発行することができません。
16. 管理会社は、ファンドのために、通貨リスクヘッジの目的で通貨先渡契約を締結し、通貨コール・オプションを売却し、プット・オプションを購入する場合を除き、通貨先渡契約を取得または締結してはなりません。ただし、次の場合を除きます。
- (a) これらの取引が、定期的な取引が行われ、公衆に認識されかつ開かれている規制ある市場で扱われる契約のみに関係する場合。ただし、管理会社がファンドのために、当該種類の取引を専門とした高格付の金融機関との個別契約に基づき通貨先物または為替先物売却契約を締結する場合を除きます。
- (b) ファンドのために、1通貨でなされる取引が、原則として、ヘッジ対象となる通貨建てのファンドの総資産価値を超えず、かつかかる資産が保有される期間を超えない場合。ただし、当該証券および他の資産の通貨建に關する本制限は、前記「(1) 投資方針」および「(2) 投資対象」に記載されたAポートフォリオ受益証券のヘッジのための特定の通貨取引には適用されません。管理会社は、ファンドのために、そのコストがファンドの利益にとってより有利である場合、関連する通貨を（同一の相手方を通じて締結する）クロス取引を通じて購入することができます。
17. 管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行いません。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
- (a) ファンドは、組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動リスクに対応する範囲内で金融先物契約に關する契約残高を保有することができます。
- (b) 管理会社は、ファンドのために、効率的な組入証券の運用を目的として、ファンド資産の市場間の投資配分比率の変更を円滑に行い、または市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に金融先物買付契約を締結することができます。ただし、当該先物ポジションに潜在するリスク（エクスポージャー）に見合う十分な現金、短期債券もしくは証券（上記投資制限15. (c)に従い、ファンドが保有することとなる流動資産を除きます。）または事前に決定された価格で売却可能な証券を保有する場合に限ります。
18. 管理会社は、ファンドのために、インデックス・オプション取引を行いません。ただし以下の場合はこの限りではありません。
- (a) ファンドは、組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、管理会社は、ファンドのために、株式インデックスのコール・オプションを売却し、株式インデックスのプット・オプションを取得することができます。この場合、関連する株式インデックス・オプションに含まれる対象証券の価格は、同じ目的で締結済の金融先物契約の残高と合計し、ヘッジ対象となる組入証券部分の総額を超えてはなりません。
- (b) 管理会社は、ファンドのために、効率的な組入証券の運用を目的として、主としてファンド資産の市場間の投資配分比率の変更を円滑に行い、または市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に株式インデックスのコール・オプションを取得することができます。ただし、関連する株式インデックス・オプションに含まれる対象証券の価格が、現金、短期債券もしくは証券（上記投資制限15. (c)および17. (b)に従い、ファンドが保

有することとなる流動資産を除きます。)または事前に決定された価格で売却可能な証券でカバーされていなければなりません。

ただし、管理会社が買い付けた証券オプションおよびインデックス・オプションの総取得コスト(プレミアム)はファンドの純資産総額の15%を超えてはなりません。

ファンドが2010年法およびその他適用される法令またはC S S Fからの告示に基づく投資制限を遵守している場合には、管理会社は、ファンド資産の一部である証券に付随する新株等引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社の不可抗力により、または新株等引受権の行使の結果、上記の比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、ファンドの受益者の利益に留意しつつ、純資産価額の計算過誤、投資規則不遵守の事例およびその他ファンドレベルで過誤が生じた場合の投資家保護に関する2024年3月29日付C S S F告示24/856に基づくかかる事態の是正を優先させます。

19. ルクセンブルグの適用法令(2010年法、2013年法および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、告示、C S S Fの解釈、並びに具体的には、U C Iが利用する譲渡性証券や短期金融商品に係る手法および商品に適用されるルクセンブルグのC S S F告示08/356の規定(これらの法令が随時改正または置き換えられる新法令))により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レボ契約・逆レボ契約の取引を行うことができます。

これらの取引に関連してファンドが受領する現金担保を、場合に応じ、上記のルクセンブルグのC S S F告示のセクション . C . a)に記載される規定に従い、(a)日々純資産価額を計算し、かつA A Aまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b)短期銀行預金、(c)2008年2月8日付の大公国規則で定義される短期金融商品、(d)E U加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界規模のE Uに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e)十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f)逆レボ契約取引に対し、ファンドの投資目的と相容れる方法で再投資することができます。

管理会社は、ファンドのために、金銭の貸付けを行ないまたは第三者のために保証人となることはできません。

上記1.、2.、4.および10.の割合制限は、企業合併、再編または併合に関し、またはそれらの結果として生じる場合は、一時的に超過することが認められます。

証券金融取引および金融商品の再使用の透明性に関するレギュレーション(E U)2015/2365および改訂レギュレーション(E U)No648/2012(以下「S F Tレギュレーション」といいます。)に定義される証券金融取引またはトータル・リターン・スワップをファンドが使用する場合、S F Tレギュレーションにより要求される全ての情報は、管理会社の登記上の事務所で入手出来ます。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

以下の投資上のリスク要因およびその他の特別な考察事項に投資者は留意を要します。以下はファンドの投資に関係するリスク要因を網羅したリストではありません。

(1) リスク要因

株式リスク

ファンドは、ファンド資産のほとんどすべてを普通株式に投資することができるため、個々の企業の事業活動、一般的な市場動向または経済状況に反応して、ファンドの保有する株式の価値が下落する可能性があることが主なリスクとなります。その場合、ファンド証券の価格も下落する可能性があります。

為替リスク

Aポートフォリオ受益証券は円建てで円/米ドルの為替リスクを低減させる（完全に除去することはできません。）ために為替ヘッジしています。Bポートフォリオ受益証券は米ドル建てですので、米ドル・ベースでの資産の評価に変化がなくても、円換算ベースでは為替変動によって価値が下落する場合があります。

為替取引に係るリスク

為替相場が変動し、未実現の損益が受益者に発生することがあるため、先物為替予約には信用リスクを伴います。ファンドに対し債務を負う期間中に取引の相手方が倒産した場合、ファンドはかかる未実現利益の金額について損失を被ることがあります。また、先物契約は、当該先物の相手側の銀行に対する「デイト・エクスポージャー」を評価日（または決済日）にファンドに負担させます。かかるリスクを軽減するため、信用エクスポージャーが日々監視されます。

ファンドはヘッジ目的のためにのみ、外国為替先物契約を利用することができます。先物価格は短期金融市場の価格に完全には相関していません。短期金融市場と先物市場の価格間の通常のスプレッドには、これらの市場の性質の相違を理由として歪みが生じます。第一に、先物市場への参加には、証拠金の預託と毎日の変動証拠金が必要とされます。変動証拠金の追加の支払は、継続的に「再評価」される先物ポジションの価額により毎日行われます。かかる処理手続きは、取引を執行するブローカーが執行不能の場合、一日の変動証拠金に関し当該ブローカーに対しオーバーナイト・リスクを発生させます。取引参加者は、追加証拠金の預託要件を充足するよりも、短期金融市場と先物市場間との関係を通じ先物契約を決済することがあり得ます。第二には、先物市場の流動性は、受渡しの実行または受領よりも取引の相殺を行う参加者に依存しています。参加者が受渡しの実行または受領を決定した範囲で先物市場の流動性は縮小し、その結果歪みが生じます。

流動性リスク

流動性リスクは、ファンドの投資対象の流動性（以下「市場流動性」といいます。）とファンドが受益証券の買戻しのために提示する条件（以下「資産流動性」といいます。）の不一致から生じます。

市場流動性は、ファンドの投資対象が取引される市場における取引高の影響を受けます。取引高は、市場の動向、投資家の否定的な見方、または規制当局の介入を受けて大きく変動することがあり、そのために当該市場の流動性が低下する場合があります。これにより、買い手を見つけることができない、または低い価格でしか売却することができないおそれがあり、その結果、ファンドの価値に悪影響を及ぼす、またはファンドが他の投資機会を獲得できない可能性があります。

資産流動性リスクとは、市場の緊張状態、極めて多額の買戻し請求、または管理会社が制御できないその他の要因により、ファンドが以下の状況に陥るリスクです。

（ ）市場が緊張状態にある、または管理会社が制御できないその他の状況（「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、純資産価格の決定の停止」の項で定義されます。）により、一時的に受益証券の買戻しを停止せざるをえない状況

（ ）不利な時期および/または条件で投資対象を売却せざるをえない状況

業界リスク

ファンドは、特定業種への投資に集中してはいませんが、一定の市場圧力に対して同じように反応する企業に投資することがあります。例えば、テクノロジー関連企業間の競争が、その商品やサービスについて益々競争的な価格設定をもたらす、このことがファンドのポートフォリオ中の企業の収益性に影響することがあります。さらに急速な技術開発

から、ファンドのポートフォリオ中の企業によって開発された商品またはサービスが、急速に陳腐化するか、または相対的に商品サイクルが短期化することがあります。従って当ファンドの収益も、このような企業に投資しないファンドに比べ、変動が大きくなる場合があります。

マーケットリスク

一部の市場、特に発展途上国の市場は、先進国の市場よりも流動性が低く、変動が大きい場合があります。このような市場では、証券の受渡前に支払いが要求され、また証券取引の決済において遅れが生じる場合があります。債務不履行があった場合、発行体に対する法的な請求権が制限されることがあります。

小型株のリスク

小規模または新しい企業は、経営に関する経験に乏しく、今後の成長または発展に必要な資金を生み出すことができなかったり、市場が確立されていないか、または市場が確立されないかもしれない新製品またはサービスを開発または発売する場合があるため、大規模もしくは歴史の古い企業よりも、より大きな損失を被る可能性、またはより大きな成長を実現する可能性があります。さらにこのような企業は、その業界内での立場も脆弱で、大規模もしくは歴史の古い企業との厳しい競争の対象となることがあります。小規模または新しい企業の有価証券は、大規模もしくは歴史の古い企業の有価証券市場よりもその市場が制限される場合があり、また大幅に価格が変動することがあります。このような企業への投資は変動性が高く、投機的な傾向があります。

金利リスクおよび信用リスク

ファンドに債券が含まれている場合、その部分の運用成績は主に金利リスクと信用リスクの影響を受けます。

- ・金利リスクとは、ポートフォリオの価値が金利の変動に応じて変動するリスクです。一般に債券の価格は、金利の上昇時には価値が下がり、金利の下降時には価値が上がる傾向があります。残存期間の短い債券は、残存期間の長い債券に比べ金利変動の影響を受けにくいものの、利回りが低い場合が多いです。適用される満期制限により、ファンドは投資顧問会社による金利の動向やその他の要因の分析に基づき、ポートフォリオの平均満期を修正します。
- ・1口当り純資産価格、またファンドに債券が含まれている場合にはその部分の利回りも、その投資の質すなわち信用リスクの影響を受けます。信用リスクとは、発行体が元利金の支払いを支払い期日に行うことができないリスクです。OECD加盟国政府の国債は一般に最高位のもので、OECD加盟国政府の完全な信用力による裏付けのない証券は、発行体の信用度によって左右される場合があります。S & Pおよびムーディーズによる債券の格付けは、当該証券の信用リスクの評価基準として一般に受け入れられたものです。

ハイイールド証券に係るリスク

投資適格未滿に格付けされる証券の価格は、より高い格付けの証券の場合に比べ、一般的に発行体の元利金の支払い能力（つまり、信用リスク）の影響を受けます。このような証券の発行体は、より高い格付けを付与されている証券の発行体に比べ財務的な強さを欠く場合があります。従って、このような企業への投資は、より高い格付けの投資対象に比べ投機的な投資と考えられます。低い格付けを付与されている証券の発行体は、実際のまたは想定される経済的変化、政治的変化または当該発行体特有の否定的展開により大きく影響されやすいです。新しい法律または法案のほか、否定的な報道や投資家の見方も、低い格付けの証券市場に対し、より大きな悪影響を及ぼす場合があります。

政治・経済リスク

一定の市場、特に発展途上国への投資は、より大きな政治・経済リスクを被ることがあります。一部の国では、政府が企業の資産もしくは事業を接収するリスク、または政府がファンド資産の当該国からの移転に対し課税またはこれを制限するリスクがあります。

規制リスク

ファンドが投資する一部の市場については政府による監督が少ないことがあり、かかる市場の発行体は、先進国の発行体に適用されるような、統一された会計上、監査上、財務報告上の基準および慣行に準拠していないことがあります。かかる発行体に関して、公に入手できる情報が限られる場合があります。

投資リスク

ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。ファンドの受益証券の価格およびこれによる利益は、ファンドが投資する証券の資本価値の変動に応じて上昇、または低下します。ファンドの投資収益は、発生した費用を差し引いた後のその保有する証券の獲得利益に基づいています。従ってファンドの投資収益は、かかる費用または収益の変動により変化することが見込まれます。

非流動投資証券リスク

ファンドは、非上場株式等の非流動証券に投資することができます。このような投資証券は、通常の取引を通じて迅速に売却することができないことがあります。

担保要件によるリスク

ファンドは、通貨先物契約に関して、取引相手方に担保として有価証券および／または現金の差し入れを要求される場合があります。この場合、ファンドの投資比率は、担保を差し入れた分、低下します。このように、担保設定によりファンドの収益が減少する可能性があります。

証券貸付、買戻権の売買およびレボ・逆レボ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については以下の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為する逆レボ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、(B) () 過剰な規模もしくは存続期間の取引における資金の焦付き、() 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレボ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B) () 過剰な規模もしくは存続期間の取引における投資持分の焦付き、() 売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、投資家は、(A) ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格付け、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出された証券の価格を下回る価格で換金されることになりうるというリスク、(B) 現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、() 相応のリスクを伴ったレバレッジおよび損失リスクやボラティリティ・リスクを生み出すことがあり、() ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあり、または() 返還される担保物件の金額を下回る額をもたらすことがあるというリスク、また(C) 貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

利益相反

管理会社および野村グループの他の関連会社と同様に、投資顧問会社およびジャナス・ヘンダーソン・グループ・リミテッド（注：ジャナス・ヘンダーソン・グループ・ピーエルシーは、2026年6月30日付でジャナス・ヘンダーソン・グループ・リミテッドに名称が変更されました。以下同じです。）の他の関連会社は随時他のファンド／顧客の投資顧問会社、副投資顧問会社または管理会社として行為する場合があります。それらのファンドまたは顧客に関して他の立場で行為する場合があります。それゆえ上記の法人としての業務の過程で、当ファンドとの間で潜在的に利益相反が生じる可能性があります。

管理会社、投資顧問会社またはこれらの法人もしくは当ファンドの関連会社の取締役は利益相反を制限するよう、当ファンドにとって最善となるよう努め、実際に利益相反が生じた場合には、その利益相反が公平に解決され、当ファンドにとって最善となるよう努めます。

管理会社の取締役はまた他のファンドの取締役にもなる場合があります。そのファンドと当ファンドとの間で利益相反が生じる可能性があります。一般的に、当ファンドまたは他のファンドに関連する費用、手数料および他の収入に関して、当ファンドにとって最善となることと管理会社の関連会社の利益との間で利益相反が生じる場合があります。このような利益相反が生じた場合、管理会社の取締役は、その利益相反が公平に解決され、当ファンドにとって最善となるよう努めます。

諸規制やファンドの投資方針により、投資顧問会社により運用される他の運用口座または投資ピークルに提供される投資の機会への参加を、ファンドが禁じられることがあります。

さらに、利益相反は、保管受託銀行と評価代理人が同一の事業体であることによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されます。保管受託銀行および評価代理人の業務を行うにあたっては、2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において2013年法に従い受益者に開示します。

ファンドのリスク特性

テクノロジー関連株式への投資により、ファンドが株価変動およびテクノロジー関連分野のボラティリティによる重大な市場リスクにさらされる可能性があります。ファンドによるデリバティブ商品への投資は、主に、通貨リスクのヘッジを目的としています。

ファンドの信用リスクは限定的です。ファンドの信用エクスポージャーは、情報技術、電気通信サービス等のテクノロジー関連分野への集中投資リスクに限られます。

ポートフォリオの投資対象商品(上場株式およびヘッジ目的のFX先渡取引)の性質上、ファンドのカウンターパーティー・リスクは限定的です。

取引が限定されている株式への投資は、ストレス状況下の市場においてファンドを流動性リスクにさらす可能性があります。

通常の状況において、ファンドの商品は重大な評価リスクにさらされません。

デリバティブ取引

ファンドは、ヘッジ目的および/またはヘッジ目的以外の目的で、日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引を行っています。AIFMDと委員会委任規則(EU)第231/2013号(以下「委員会委任規則」といいます。)において詳細なリスク管理のガイドラインがなく、管理会社はUCITSに係るEU指令への準拠に基づき、デリバティブ取引のリスクを管理しています。

レバレッジ

委員会委任規則および2013年法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、AIFMの管理するAIFのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてAIFMがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、AIFの純資産総額に対するエクスポージャーの比率として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格(絶対値で表示)により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙に定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、AIFのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) AIFのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク(もしあれば)が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の150%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の300%を超えないものとします。

ファンドのレバレッジを計算する目的において、

- コミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従って各デリバティブ商品のポジションを当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ(委員会委任規則別紙Iの(3)および(10)から(13)に基づいて計算されるその他の取引を含み、エクスポージャーを増加させるもの)の再投資により生じるエクスポージャーを計算します(以下「コミットメント法」といいます。)

- グロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー（換金された投資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Ⅰの(1)および(2)に記載の現金借入総額のうちいずれが高いほうで表示されます。）を含み、委員会委任規則別紙Ⅰの(3)および(10)から(13)のレバ契約または逆レバ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、（ ）ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物（既知の金額の現金に容易に換金することができ、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの）の価値は除外し、（ ）（ ）に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものについても除外します（以下「グロス法」といいます。）。

グロス法は、ファンドの純資産総額（NAV）と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対し、コミットメント法は、投資顧問会社が用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスクを意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク／リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、委員会委任規則およびルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

(2) リスクに対する管理体制

投資顧問会社は、ポートフォリオのリスクを管理する上で、定量的手法と定性的手法を使用します。ファンドのリスク管理は、リサーチの対象とする企業についてより良い情報を保持し続けることにより行っています。定量的手法を加味することにより、業績の突然の下方修正、債務不履行（デフォルト）のリスクを回避しています。

< 参考情報 >

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

Aポートフォリオ



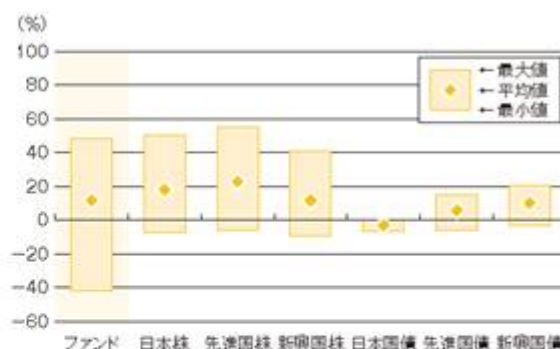
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出します。
- 年間騰落率は、2021年7月～2026年6月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である円建てで計算されています。ただし、ファンドは2026年6月末まで分配の実績はありません。

Bポートフォリオ



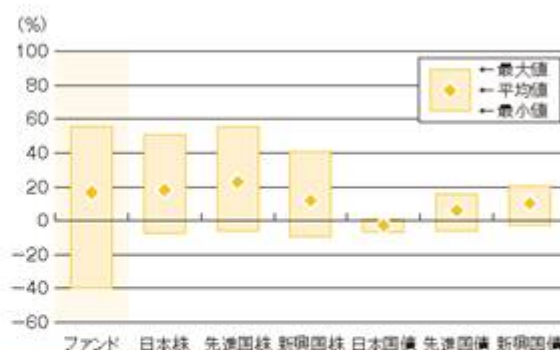
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出します。
- 年間騰落率は、2021年7月～2026年6月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。ただし、ファンドは2026年6月末まで分配の実績はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	48.6	50.5	55.3	40.7	0.6	15.4	20.6
最小値(%)	-42.0	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	11.9	18.2	22.9	11.8	-2.9	5.9	10.2

- 2021年7月～2026年6月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	55.4	50.5	55.3	40.7	0.6	15.4	20.6
最小値(%)	-39.7	-7.1	-6.0	-9.4	-6.8	-6.1	-2.9
平均値(%)	16.7	18.2	22.9	11.8	-2.9	5.9	10.2

- 2021年7月～2026年6月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

（ご注意）

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日 本 株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

ファンド証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の３％以下の販売手数料が課されます。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはなりません。

日本国内における申込手数料

申込口数		申込手数料
	1万口未満	申込金額の3.30%（税込）
1万口以上	5万口未満	申込金額の2.20%（税込）
5万口以上	10万口未満	申込金額の1.10%（税込）
10万口以上		申込金額の0.55%（税込）

申込手数料とは、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社へ支払われるものです。

（２）【買戻し手数料】

買戻手数料は課されません。

（３）【管理報酬等】

管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.05%の管理報酬をファンドから四半期末毎に受領する権利を有します。

管理報酬とは、（ ）ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに（ ）ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

投資顧問会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率1.50%の投資顧問報酬をファンド資産から四半期末毎に受領する権利を有します。

投資顧問報酬とは、ファンドに関する投資判断等、目論見書に記載される投資目的および投資方針の達成をめざし、約款および適用される法令に従って行うファンド資産の投資および再投資業務の対価として投資顧問会社へ支払われるものです。投資顧問会社は副投資顧問報酬を支払います（ただし、投資顧問会社と副投資顧問会社が変更されたため、2025年8月29日まで）。

2026年2月28日に終了した会計年度にファンドが負担した管理報酬および投資顧問報酬は、3,043,810米ドルでした。

保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、四半期中の日々の純資産総額の平均額に対して、合計で下記年率の報酬をファンド資産から四半期末毎に受領する権利を有します（年間最低額50,000米ドル）。

純資産総額の5億米ドルまでの部分 0.15%

純資産総額の5億米ドル超10億米ドルまでの部分 0.10%

純資産総額の10億米ドル超の部分 0.05%

保管報酬とは、（ ）ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、（ ）キャッシュ・フローの監視業務、ならびに（ ）選定された監督・監視業務の実施への対価として保管受託銀行へ支払われるものです。

管理事務代行報酬とは、（ ）ファンドの純資産価格の計算業務、（ ）ファンドの会計書類作成業務、（ ）法務およびファンド会計管理業務、（ ）マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止業務、（ ）法令遵守に関するモニタリング、（ ）受益者名簿の管理、（ ）収益分配業務、（ ）ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ならびに（ ）記録管理業務への対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担します。

2026年2月28日に終了した会計年度にファンドが負担した保管報酬および管理事務代行報酬は、328,402米ドルでした。

代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、四半期中の日々の純資産総額の平均額の年率0.80%の代行協会員報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書、運用報告書等の販売会社への送付ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

なお、代行協会員は管理会社の承認を得たうえで、販売会社に対し、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、およびこれらに付随する業務への対価として、代行協会員報酬から報酬を支払う場合があります。

2026年2月28日に終了した会計年度にファンドが負担した代行協会員報酬は、1,568,003米ドルでした。

評価代理人報酬

評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。

（４）【その他の手数料等】

ファンドまたは各ポートフォリオが負担する費用にはまた以下を含む場合があります。

- （イ）ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
 - （ロ）ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
 - （ハ）登録・名義書換・支払・管理事務代行会社および発行会社代理人に対する合理的な額の立替費用および実費。
 - （ニ）受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った合理的な法律関係費用。
 - （ホ）ファンドの法律上または規制上の義務を履行するために必要な業務に対する合理的な報酬。
 - （ヘ）その他、次の費用を含む管理費用。
 - ・ 券面印刷費
 - ・ ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局（各地の証券業協会を含みます。）への約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の書類を作成、提出および印刷する費用。
 - ・ 上記監督当局の所管する適用法令のもので要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質的な保有者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用。
 - ・ 会計、記帳および日々の純資産価格計算に要する費用。
 - ・ 受益者への通知・公告を作成しかつ配付する費用。
 - ・ 弁護士の報酬（ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）および監査人の報酬（ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）。
 - ・ ファンド証券が上場されうる証券取引所におけるファンド証券の登録、維持費用。
 - ・ 以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、管理会社が別異に決定する場合の他、販売会社によりその営業に使用される上述の書面または報告書の印刷費用を含むファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。
- ファンドの純資産価額に対する比率で表示されない報酬および費用は、各ポートフォリオに帰属する純資産価額の割合に応じて各ポートフォリオ受益証券に帰属します。
- すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。
- 2026年2月28日に終了した会計年度にファンドが負担したその他の費用の合計は、331,060米ドルでした。

(５) 【課税上の取扱い】

ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、これと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2047年12月31日まで	2048年 1 月 1 日以後
所得税	15.315%（注１）	15.15%（注２）
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20.15%

（注１）復興特別所得税および（2027年 1 月 1 日以降は）防衛特別所得税を含みます。以下同じです。

（注２）防衛特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2047年12月31日まで	2048年 1 月 1 日以後
所得税	15.315%	15.15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2047年12月31日まで	2048年 1 月 1 日以後
所得税	15.315%	15.15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20.15%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降 3 年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注） 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2026年 6 月末日現在)

資産の種類	国名（発行地）	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
普通株式	アメリカ合衆国	206,050,343	74.60
	韓国	28,804,677	10.43
	台湾	24,352,606	8.82
	オランダ	9,875,673	3.58
	日本	1,672,987	0.61
	イスラエル	1,411,913	0.51
	小計	272,168,199	98.54
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		4,042,313	1.46
合計 （純資産総額）		276,210,513 （約44,854百万円）	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

上位30銘柄

（2026年６月末日現在）

順位	銘柄	種類	発行地	業種	株数	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
						単価	合計	単価	合計	
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUF CO LTD	普通株式	台湾	電子機器・半導体	322,000	23.30	7,503,923.20	75.63	24,352,606.40	8.82
2	NVIDIA CORP	普通株式	アメリカ合衆国	電子機器・半導体	107,399	59.92	6,435,255.09	198.21	21,287,018.80	7.71
3	LAM RESEARCH	普通株式	アメリカ合衆国	電子機器・半導体	39,001	118.48	4,620,913.91	426.60	16,637,631.60	6.02
4	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	普通株式	韓国	電子機器・半導体	77,051	115.16	8,873,507.59	215.85	16,631,564.36	6.02
5	BROADCOM INC	普通株式	アメリカ合衆国	コンピュータ・ハードウェア／ネットワーク	41,544	166.33	6,910,178.72	376.28	15,632,176.32	5.66
6	MICRON TECHNOLOGY INC	普通株式	アメリカ合衆国	電子機器・半導体	12,999	211.14	2,744,564.65	1,146.30	14,900,753.70	5.39
7	KLA CORP	普通株式	アメリカ合衆国	電子機器・半導体	49,270	57.23	2,819,726.68	294.58	14,513,956.60	5.25
8	MICROSOFT CORP	普通株式	アメリカ合衆国	インターネット／ソフトウェア・サービス	37,554	254.62	9,561,865.27	370.52	13,914,508.08	5.04
9	SK HYNIX INC	普通株式	韓国	電化製品および部品	7,108	255.87	1,818,696.77	1,712.59	12,173,112.83	4.41
10	APPLE INC	普通株式	アメリカ合衆国	コンピュータ・ハードウェア／ネットワーク	38,507	176.13	6,782,154.52	288.73	11,118,126.11	4.03
11	ASML HOLDINGS NV NEW	普通株式	オランダ	電子機器・半導体	5,034	1,046.69	5,269,040.18	1,961.79	9,875,672.79	3.58
12	ALPHABET INC C	普通株式	アメリカ合衆国	インターネット／ソフトウェア・サービス	26,379	188.56	4,973,952.32	354.25	9,344,760.75	3.38
13	ADVANCED MICRO DEVICES	普通株式	アメリカ合衆国	電子機器・半導体	14,428	476.63	6,876,870.35	577.64	8,334,117.78	3.02
14	AMAZON.COM INC	普通株式	アメリカ合衆国	小売・百貨店	34,308	212.40	7,287,127.07	239.83	8,228,087.64	2.98
15	NEBIUS GROUP NV	普通株式	アメリカ合衆国	インターネット／ソフトウェア・サービス	28,310	93.04	2,633,824.35	281.27	7,962,612.15	2.88
16	AMPHENOL CORP CL A	普通株式	アメリカ合衆国	電子機器・半導体	35,586	64.54	2,296,720.96	174.77	6,219,187.29	2.25
17	SEAGATE TECHNOLO	普通株式	アメリカ合衆国	コンピュータ・ハードウェア／ネットワーク	6,006	556.23	3,340,741.11	955.08	5,736,210.48	2.08
18	APPLIED MATERIALS INC	普通株式	アメリカ合衆国	電子機器・半導体	7,219	448.01	3,234,186.64	731.32	5,279,399.08	1.91
19	SNOWFLAKE INC	普通株式	アメリカ合衆国	インターネット／ソフトウェア・サービス	19,013	184.89	3,515,392.58	252.82	4,806,866.66	1.74
20	ANALOG DEVICES INC	普通株式	アメリカ合衆国	電子機器・半導体	12,115	191.21	2,316,541.62	393.65	4,769,069.75	1.73
21	LUMENTUM HOL	普通株式	アメリカ合衆国	金融、投資、その他多角化企業	4,588	722.97	3,317,002.20	855.81	3,926,433.34	1.42

順位	銘柄	種類	発行地	業種	株数	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
						単価	合計	単価	合計	
22	DATADOG INC-A	普通株式	アメリカ合衆国	インターネット／ソフトウェア・サービス	14,445	126.68	1,829,952.08	256.26	3,701,603.48	1.34
23	ARISTA NETWORKS	普通株式	アメリカ合衆国	インターネット／ソフトウェア・サービス	21,222	144.44	3,065,409.15	169.87	3,604,981.14	1.31
24	CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	普通株式	アメリカ合衆国	インターネット／ソフトウェア・サービス	8,847	182.00	1,610,120.37	375.61	3,323,021.67	1.20
25	STMICROELECTR-NY	普通株式	アメリカ合衆国	電子機器・半導体	42,112	52.09	2,193,430.59	73.71	3,103,864.96	1.12
26	GE VERNOVA INC	普通株式	アメリカ合衆国	電化製品および部品	2,481	899.31	2,231,175.94	1,136.81	2,820,425.61	1.02
27	DOORDASH INC-A	普通株式	アメリカ合衆国	食品および飲料	14,949	136.23	2,036,512.55	186.75	2,791,725.75	1.01
28	PALANTIR TECHN-A	普通株式	アメリカ合衆国	インターネット／ソフトウェア・サービス	19,400	148.07	2,872,471.85	116.68	2,263,592.00	0.82
29	FORGENT POWER-A	普通株式	アメリカ合衆国	電子機器・半導体	35,030	32.75	1,147,083.69	56.60	1,982,698.00	0.72
30	SOFTBANK GROUP	普通株式	日本	インターネット／ソフトウェア・サービス	45,500	27.76	1,262,920.83	36.77	1,672,986.80	0.61

種類別投資比率（全銘柄）

（2026年6月末日現在）

種類	投資比率（％）
普通株式	98.54
合計	98.54

業種別投資比率（全株式）

（2026年6月末日現在）

業種（注）	投資比率（％）
情報技術	91.95
一般消費財・サービス	3.47
金融	2.11
生活必需品	1.01
合計	98.54

（注）業種分類は、前記「上位30銘柄」の表で用いられる分類方法とは異なります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記の会計年度末および2025年7月1日から2026年6月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

A ポートフォリオ受益証券

	純資産総額	1口当りの純資産価格
	百万円	円
第17会計年度末 (2017年 2 月28日)	2,125	5,229
第18会計年度末 (2018年 2 月28日)	2,532	7,041
第19会計年度末 (2019年 2 月28日)	2,561	7,324
第20会計年度末 (2020年 2 月29日)	2,492	8,412
第21会計年度末 (2021年 2 月28日)	3,017	13,051
第22会計年度末 (2022年 2 月28日)	2,755	12,756
第23会計年度末 (2023年 2 月28日)	2,053	9,718
第24会計年度末 (2024年 2 月29日)	2,662	14,151
第25会計年度末 (2025年 2 月28日)	2,510	15,138
第26会計年度末 (2026年 2 月28日)	2,572	17,981
2025年 7 月末日	2,793	17,752
8 月末日	2,707	17,355
9 月末日	2,763	18,087
10月末日	2,854	19,028
11月末日	2,717	18,146
12月末日	2,732	18,331
2026年 1 月末日	2,769	18,627
2 月末日	2,572	17,981
3 月末日	2,292	16,068
4 月末日	2,794	19,632
5 月末日	3,274	23,184
6 月末日	3,387	24,030

B ポートフォリオ受益証券

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第17会計年度末 (2017年2月28日)	19,803	3,216	71.43	11,600
第18会計年度末 (2018年2月28日)	36,180	5,875	98.13	15,935
第19会計年度末 (2019年2月28日)	54,705	8,884	104.82	17,022
第20会計年度末 (2020年2月29日)	54,181	8,798	123.48	20,052
第21会計年度末 (2021年2月28日)	147,680	23,982	191.34	31,072
第22会計年度末 (2022年2月28日)	147,676	23,981	187.23	30,404
第23会計年度末 (2023年2月28日)	102,813	16,696	151.41	24,587
第24会計年度末 (2024年2月29日)	134,047	21,768	232.47	37,751
第25会計年度末 (2025年2月28日)	155,687	25,282	260.78	42,348
第26会計年度末 (2026年2月28日)	191,311	31,067	323.26	52,494
2025年7月末日	184,698	29,993	311.46	50,578
8月末日	182,911	29,703	305.62	49,630
9月末日	192,225	31,215	319.65	51,908
10月末日	202,495	32,883	336.85	54,701
11月末日	197,004	31,991	322.73	52,408
12月末日	198,106	32,170	327.17	53,129
2026年1月末日	201,121	32,660	333.85	54,214
2月末日	191,311	31,067	323.26	52,494
3月末日	170,577	27,700	291.39	47,319
4月末日	205,188	33,320	356.87	57,952
5月末日	245,279	39,831	423.31	68,741
6月末日	255,324	41,462	439.74	71,409

【分配の推移】

A ポートフォリオ受益証券

該当ありません。

B ポートフォリオ受益証券

該当ありません。

【収益率の推移】

A ポートフォリオ受益証券

会計年度	収益率（％）
第17会計年度 （2016年3月1日 - 2017年2月28日）	33.9
第18会計年度 （2017年3月1日 - 2018年2月28日）	34.7
第19会計年度 （2018年3月1日 - 2019年2月28日）	4.0
第20会計年度 （2019年3月1日 - 2020年2月29日）	14.9
第21会計年度 （2020年3月1日 - 2021年2月28日）	55.1
第22会計年度 （2021年3月1日 - 2022年2月28日）	-2.3
第23会計年度 （2022年3月1日 - 2023年2月28日）	-23.8
第24会計年度 （2023年3月1日 - 2024年2月29日）	45.6
第25会計年度 （2024年3月1日 - 2025年2月28日）	7.0
第26会計年度 （2025年3月1日 - 2026年2月28日）	18.8

B ポートフォリオ受益証券

会計年度	収益率（％）
第17会計年度 （2016年3月1日 - 2017年2月28日）	35.9
第18会計年度 （2017年3月1日 - 2018年2月28日）	37.4
第19会計年度 （2018年3月1日 - 2019年2月28日）	6.8
第20会計年度 （2019年3月1日 - 2020年2月29日）	17.8
第21会計年度 （2020年3月1日 - 2021年2月28日）	55.0
第22会計年度 （2021年3月1日 - 2022年2月28日）	-2.1
第23会計年度 （2022年3月1日 - 2023年2月28日）	-19.1
第24会計年度 （2023年3月1日 - 2024年2月29日）	53.5
第25会計年度 （2024年3月1日 - 2025年2月28日）	12.2
第26会計年度 （2025年3月1日 - 2026年2月28日）	24.0

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当り純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当り純資産価格（分配額の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

A ポートフォリオ受益証券

期間	収益率（％）
2017年	37.6
2018年	-4.9
2019年	38.8
2020年	47.0
2021年	18.8
2022年	-42.0
2023年	43.9
2024年	24.7
2025年	16.0
2026年	31.1

B ポートフォリオ受益証券

期間	収益率（％）
2017年	39.9
2018年	-2.4
2019年	42.6
2020年	47.2
2021年	18.9
2022年	-39.7
2023年	53.7
2024年	31.2
2025年	20.9
2026年	34.4

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格（当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額）

2026年の場合は、2026年6月末日の1口当り純資産価格（2026年1月から6月末日までの分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配額の額）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2026年6月末日現在)

Aポートフォリオ



Bポートフォリオ



収益率の推移 (暦年ベース) ※2026年は6月末日まで

Aポートフォリオ



Bポートフォリオ



（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

A ポートフォリオ受益証券

	販売口数		買戻し口数		発行済口数	
		本邦内における販売口数		本邦内における買戻し口数		本邦内における発行済口数
第17会計年度	2,860	2,860	57,345	57,345	406,408	406,408
第18会計年度	7,217	7,217	53,976	53,976	359,649	359,649
第19会計年度	27,826	27,826	37,853	37,853	349,622	349,622
第20会計年度	4,291	4,291	57,720	57,720	296,193	296,193
第21会計年度	3,412	3,412	68,448	68,448	231,157	231,157
第22会計年度	2,872	2,872	18,026	18,026	216,003	216,003
第23会計年度	380	380	5,093	5,093	211,290	211,290
第24会計年度	550	550	23,697	23,697	188,143	188,143
第25会計年度	166	166	22,528	22,528	165,781	165,781
第26会計年度	278	278	23,004	23,004	143,055	143,055

B ポートフォリオ受益証券

	販売口数		買戻し口数		発行済口数	
		本邦内における販売口数		本邦内における買戻し口数		本邦内における発行済口数
第17会計年度	67,619	67,619	83,177	83,177	277,242	277,242
第18会計年度	208,114	208,114	116,662	116,662	368,694	368,694
第19会計年度	311,740	311,740	158,536	158,536	521,898	521,898
第20会計年度	188,022	188,022	271,152	271,152	438,768	438,768
第21会計年度	530,162	530,162	197,095	197,095	771,835	771,835
第22会計年度	198,308	198,308	181,390	181,390	788,753	788,753
第23会計年度	52,082	52,082	161,818	161,818	679,017	679,017
第24会計年度	88,074	88,074	190,477	190,477	576,614	576,614
第25会計年度	118,878	118,878	98,480	98,480	597,012	597,012
第26会計年度	109,290	109,290	114,480	114,480	591,822	591,822

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における申込手続き等

ファンド証券の購入申込みは、管理会社によって受諾されます。

ファンド証券1口当りの販売価格は、管理会社が評価日のルクセンブルグ時間正午、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の日および／または時間までに申込みを受領した場合、当該申込みを受領した評価日の該当するポートフォリオ受益証券の1口当りの純資産価格です。そして当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3%以下の販売手数料が加えられます。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはなりません。

評価日の正午、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の日および／または時間以降に受領された申込みは当日の申込みとしては受付られず、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

購入は10口以上1口単位、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の口数とします。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受諾された日から起算し5評価日以内（または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間）に円および米ドルで行います。

ファンド証券は、Aポートフォリオ受益証券およびBポートフォリオ受益証券の2種類が発行されます。Aポートフォリオ受益証券およびBポートフォリオ受益証券の発行代金は共通ポートフォリオに投資されます。

ファンド証券は記名式でのみ入手可能です。その券面または確認書は、買付代金が保管受託銀行によって受領されると、管理会社またはその指図人によって交付されます。

券面の発行の請求がない場合、投資者は、ファンド証券の券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が交付されます。

管理会社は、いつでもその裁量により、特定の国もしくは地域に居住する個人または設立された法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、完全に中止、もしくは制限すること、またはファンド証券の発行を一般的に制限することができます。管理会社はまた、ファンドの全受益者およびファンドの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人によるファンド証券の取得を禁止することができます。

管理会社は、いつでもその裁量により、既存の受益者の利益を守るためにファンド証券の発行を停止することができます。

E U域内において、公衆に対してはファンド証券の販売活動は行われません。適用される法令に従い、ファンド証券は私募によりE U加盟国において販売することができます。

さらに管理会社は、

- a. ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、
- b. ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができます。

ファンド証券は、適用あるアメリカ合衆国の法令に基づく例外を利用する場合を除いて、アメリカ合衆国、その領土、または属領の市民もしくは居住者、または、アメリカ合衆国法または州法を準拠法として設立され、存続する法人、パートナーシップ、信託もしくはその他の者に対しては発行または譲渡してはなりません。

購入者またはその取引銀行は、ファンド証券の券面または確認書を、支払完了後遅くとも28日以内に保管受託銀行の登記上の事務所において取得できます。

（ロ）日本における申込手続き等

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、(7)申込期間に記載される期間中、評価日に第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。評価日の午後3時までに申込が行われ、かつ販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。上記の締切時間を過ぎた申込みは受付られません。販売の単位は、10口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの発行価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した日に計算される該当するポートフォリオ受益証券の1口当りの純資産価格です。日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、当該払込期日までに、申込金額および下記手数料を支払わなくてはなりません。

申込口数		申込手数料
1 万口未満		申込金額の3.30%（税込）
1 万口以上	5 万口未満	申込金額の2.20%（税込）
5 万口以上	10万口未満	申込金額の1.10%（税込）
10万口以上		申込金額の0.55%（税込）

支払いは、Aポートフォリオ受益証券は円貨となります。Bポートフォリオ受益証券は円貨で支払いの場合、米ドルとの換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売取扱会社が決定します。またBポートフォリオ受益証券は、米ドルで支払うことも出来ます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中に規定される「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社および／または販売会社は、ファンド証券の買付けの注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受付けない場合があります。

2【買戻し手続等】

買戻し手続

（イ）海外における買戻し手続等

受益者は、評価日にいつでも、ファンド証券の買戻しを請求できます。

買戻価格は、管理会社が評価日のルクセンブルグ時間正午、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の日および／または時間までに（券面が発行されている場合、券面とともに）買戻請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の該当するポートフォリオ受益証券の1口当り純資産価格です。評価日の正午または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の日および／または時間以降に受領された買戻請求は、当日の買戻請求としては受け付けられず、翌評価日に受諾されたものとみなされます。買戻手数料はありません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

買戻代金は、買戻日の該当するポートフォリオ受益証券の純資産価格によって、投資者の買付代金を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻代金の支払は、保管受託銀行またはその代理人により、買戻請求が受諾（ポートフォリオ受益証券の券面が発行されている場合、券面の受領を含みます。）された日から起算して5評価日目まで、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間に円または米ドルで行われます。

受益者は買戻請求を撤回することができません。ただし、ファンド資産の評価が停止された場合（下記参照）には停止期間の終了前に書面による通知を管理会社が受領したときにのみ撤回は有効となります。買戻請求がそのような撤回されない場合、買戻しは停止の終了時の直後の評価日に行われます。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけのファンドのポートフォリオの流動性を通常確保しています。

2024年3月13日付指令（EU）2024/927の要件に従い、管理会社は、受益者の利益のため必要に応じて、ファンドの流動性リスクを管理する流動性管理ツールとして、以下のとおり買戻しゲートおよび希薄化防止手数料を選定しています。

（ ）買戻しゲート

いずれかの評価日について、受領した買戻しの申込みが単独または他の申込みとの合計で、ファンドの純資産総額の10%を超える場合、管理会社は、その内部手続およびガバナンスに従い、単独かつ絶対的な裁量で責任を負うことなく（かつ残存する受益者の最善の利益に適うとの合理的な判断により）、当該評価日における買戻しをファンドの純資産総額の10%を超えないようにするため、当該評価日に関する各申込みを比例按分で縮減する権利を留保します。

管理会社が申込みを比例按分する権限を行使したことで、買戻しの申込みが当該評価日に完全には有効とならない場合、未実行残高については、当該申込みが完全に実行されるまで、当該受益者が翌評価日および必要に応じその後の評価日に追加請求を行ったものとして取り扱われます。

当該評価日に受領した買戻しの申込みに関して、その後の評価日に後続の申込みを受領した場合、それら後続の申込みは、当該（最初の、すなわち先行する）評価日に係る申込みの完全な実行が優先されて繰り延べられますが、上述の取扱いに従って処理されます。

繰り延べられた買戻し請求に適用される買戻価格は、繰り延べられた買戻しが有効とされた評価日における適用ある1口当り純資産価格となります。

（ ）希薄化防止手数料

特定の状況においては、受益証券の申込みまたは買戻しが1口当り純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。ファンドにおける受益証券の申込み／買戻しに伴い、ファンドが組入資産を購入または売却する場合、当該資産の価値は、売買スプレッド、取引コストおよび取引手数料、仲介手数料、税金その他の関連費用の影響を受ける

ことがあります。このような投資活動を、「希薄化」といい、1口当り純資産価格に悪影響を及ぼすことがあります。

既存または残存する受益者を、希薄化の潜在的な影響から保護するため、管理会社は、流動性管理の枠組みの一環として、申込み/買戻しの受益証券の1口当り純資産価格の最大2%に相当する希薄化防止手数料を適用する権利を留保します。この希薄化防止手数料は、ファンドの利益のために徴収されます。希薄化防止手数料は、流動性の確保のためファンドが負担したコストを補填し、他の受益者が不当に不利益を被ることを防止することを目的としています。

ただし、管理会社は、受益者の利益を保護するため、例外的な状況（市場のボラティリティの上昇または市場流動性の低下を含みますが、これらに限定されるものではありません。）においては、この2%の上限を超える希薄化防止手数料の適用を決定することがあります。希薄化防止手数料の適切性を確認するため、市場環境に照らし、定期的な見直しが行われます。

追加的な流動性管理ツールとして利用される場合、希薄化防止手数料には、見積ベースの明示的取引コストが含まれます。必要に応じ、希薄化防止手数料には、申込みまたは買戻しに伴う資産の売買による重大な市場への影響を含む暗示的取引コストも含まれます。暗示的取引コストは、可能な限り合理的な最善の努力に基づき見積もられます。

管理会社は、希薄化防止手数料を、評価日に受益証券の申込みまたは買戻しを行うすべての投資者に適用するか、または、ファンドにおける純申込額もしくは純買戻額が、管理会社が随時ファンドについて定める一定の基準値を超えた評価日に限り適用するかを決定します。

（ロ）日本における買戻し手続き等

日本における受益者は、評価日に、販売取扱会社を通じ、管理会社に対し、ファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、手数料なしで、評価日に行うことができます。評価日の午後3時までに申込が行われ、かつ販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。上記の締切時間を過ぎた申込みは受けられません。

買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した日に計算される該当するポートフォリオ受益証券の1口当りの純資産価格とし、支払いは、Aポートフォリオ受益証券は円貨となります。Bポートフォリオ受益証券は円貨で支払いの場合、米ドルとの換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売取扱会社が決定します。またBポートフォリオ受益証券は、米ドルでの受領を選択することが出来ます。買戻し代金の支払は、原則として、約定日から起算して4営業日目から行われます。ファンド証券の買戻しは1口単位とします。

ファンド証券の転換（スイッチング）

（イ）海外における転換

Aポートフォリオ受益証券からBポートフォリオ受益証券またはその反対に転換を希望する受益者は、評価日に、転換のための取消不能の転換請求書に（発行されている場合は）券面を添えて、管理会社に対してファンド証券の他のポートフォリオ受益証券への転換を請求することができます。当該請求書には、転換される口数を指定するものとします。ただし、最低転換請求口数は10口以上1口単位です。転換により発行される口数は、転換請求がルクセンブルグ時間正午までに受領された場合、転換請求が受領された評価日の2ポートフォリオ受益証券のそれぞれの純資産価格に基づき以下のとおり決定されます。

$$N_1 = \frac{(1 - C) \times NAV_2 \times N_2}{NAV_1}$$

N_1 : 端数を含む転換により発行されるファンド証券口数。端数は発行されません。転換に伴い生ずる端数に起因する残余金額は、現金で支払われます。

N_2 : 転換前のファンド証券の口数。

NAV_1 : 転換により発行されるファンド証券の適用純資産価格。

NAV_2 : 転換を請求されたファンド証券の適用純資産価格。

ただし、 NAV_1 が NAV_2 のいずれかが適用為替レートで換算されます。

C : 転換手数料は、転換を請求されたファンド証券の純資産価額の最大1.5%とします。転換手数料は、上述のとおりファンド証券の口数が計算される際に管理会社により自動的に差し引かれ、かつ管理会社により販売会社に支払われます。

（ロ）日本における転換

野村證券においては転換（スイッチング）の取り扱いはありません。

純資産価格の決定の停止

管理会社は、以下の場合において純資産価格の決定を一時的に停止、ファンド証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができます。

イ）ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。

ロ）政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合。

ハ）ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能またはコンピュータ設備が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。

ニ）為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

かかる停止がなされる場合、ファンド証券の買付、買戻しまたは転換請求を行っている受益者に対して通知が行われ、かつ、前記「第1 ファンドの状況、1 ファンドの性格、(5) 開示制度の概要、() ルクセンブルグにおける開示、(ロ) 受益者に対する開示」に記載される方法により公表されます。

2010年法に従い、以下の場合にファンド証券の発行、買戻しおよび転換が禁止されます。

）ファンドに保管受託銀行が存在しない期間。

）保管受託銀行が清算に入った場合または破産を宣告された場合もしくは債権者との和議、支払停止または管理経営を求めた場合または同様の手続きの対象となった場合。

さらに管理会社は、Aポートフォリオ受益証券のために保有されるヘッジのための先物為替契約または他のヘッジ取引の価額の決定ができない期間中、Aポートフォリオ受益証券の純資産価格の決定を一時的に停止することができます。

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散金融対策

マネー・ロンダリング防止ならびにテロ資金供与および拡散資金対策を目的とした法律または規則に従い、金融セクターのあらゆる専門家に対して、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与のためにファンド等の集団投資事業を利用することを防止する義務が課されています。

したがって、管理会社は、マネー・ロンダリング防止手続きを採用および維持することが要求され、ファンド証券の申込者に対して、自らの身元、実質的所有者／支配者の身元（該当する場合）および資金源を確認するための証拠の提供を要求することができます。

登録・名義書換代行会社は、ルクセンブルグ大公国のすべての適用ある法律、規則および規制に準拠し、かつ、申込人の活動におけるマネー・ロンダリングまたはテロ資金供与の疑いを発見し、報告することを目的とした、マネー・ロンダリング防止慣行およびテロ資金供与防止手続きをファンドに対して適用します。

管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、ファンド証券の申込者の身元、実質的所有者／支配者（該当する場合）の身元および資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。

仲介業者を通じてファンド証券の申込みが行われる場合、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付C S S F規則12 - 02第3条に従って、強化されたデュー・デリジェンスが実施されます。

身元証明を目的として請求される情報および／または書面による証拠の提供の遅延または不履行が申込者側にあった場合、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、申込みの受理を拒否することができます。すでに購入が行われている場合は、ファンド証券の発行の停止または買戻しを行うことができます。この場合、受領した資金は、当初引き落としが行われた口座に無利息で返還されます。

また、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、受益者に対する買戻代金または分配金の支払いが、関連する法域において、適用あるマネー・ロンダリング防止法、テロ資金供与防止法またはその他の法令に違反する可能性があるかと疑うまたはかかる助言を受けた場合、またはかかる拒否が、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社による適用ある法域における法令の遵守を確保するために必要または適切であるとみなされる場合、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒否する権利を留保します。

さらに、登録・名義書換代行会社は、ルクセンブルグの法律により、マネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に関連することが知られている、またはその疑いのある取引を実行しないことが要求されます。かかる状況において、登録・名義書換代行会社は、当該取引または当該取引の一部の阻止を指示することができる関係当局に直ちに通知すべきものとされます。また、登録・名義書換代行会社は、買戻請求を提出した受益者が、登録・名義書換代行会社はその義務を遵守するために請求した情報を提出しなかった場合、買戻請求の処理を拒否すること、または、買戻代金の支払いを遅延することができます。

管理会社および登録・名義書換代行会社のいずれも、申込者による購入申込みもしくはかかる申込みに基づくファン
ド証券の発行の拒否もしくは遅延、または申込者による買戻請求もしくはかかる請求に基づく買戻代金の支払いの拒
否もしくは遅延の結果として申込者が被る損失につき、申込者に対して責任を負いません。

また、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社は、受益者に対する買戻代金または分
配金の支払いが、適用ある法令を遵守していない可能性があるかと疑うか、またはかかる助言を受けた場合、または、
かかる拒否が、管理会社および／または管理会社を代理する登録・名義書換代行会社による適用ある法令の遵守を確
保するために必要または適切であるとみなされる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒否す
る権利を留保します。

購入申込みにより、申込者は、マネー・ロンダリング防止、税務情報交換、ルクセンブルグおよび／またはその他
の法域における規制および類似の事項に関連して、管理会社（および／または管理会社を代理する登録・名義書換代
行会社）が、自らに関する情報を適用ある法律により認められる範囲内で規制当局およびその他の者に請求に応じて
開示することに、申込者自身、またその実質的所有者および支配者を代理して同意するものとします。

投資に関するデュー・デリジェンス

管理会社は、ファンドの投資に関するデュー・デリジェンスが、ルクセンブルグの適用法令に従ってリスクベ
ース・アプローチに基づき実施されることを確保するものとします。

制裁

管理会社およびファンドは、適用ある制裁制度の対象となっている事業体、個人、組織および／または投資対象と
取引を行うことが制限される法律に服します。したがって、管理会社は、投資者に対し、当該投資者が以下のいづれ
にも該当しないこと、および、当該投資者が了知し、または信じる限りにおいて、当該投資者の実質的所有者、支配
者または権限者（以下「関係者」といいます。）（いる場合）が以下のいづれにも該当しないことを継続的に表明保
証することを要求することができます。（ ）国際連合、米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」といいま
す。）、日本の財務省もしくはEUが保持する制裁の対象となる事業体もしくは個人の一覧表に記載されているこ
と、（ ）国際連合、OFAC、日本の財務省もしくはEUが科す制裁が適用される国もしくは領土に運営上の拠点
を置いているか、もしくはかかる国もしくは領土を住所地としていること、または（ ）その他国際連合、OFAC、
日本の財務省もしくはEUが科す制裁の対象となっていること（以下、総称して「制裁対象」といいます。）。

投資者または関係者が制裁対象であるか、または制裁対象となった場合、管理会社は、直ちに、かつ、投資者に対
して通知することなく、投資者とのさらなる取引および／またはファンドに対する投資者の持分のさらなる取引につ
いて、当該投資者または関係者が制裁対象でなくなるか、または適用ある法律に基づきかかる取引を継続する許可を
取得するまで停止するよう義務付けられることがあります（以下「制裁対象者事由」といいます。）。管理会社およ
びファンドは、制裁対象者事由により投資者に生じた債務、経費、費用、損害および／または損失（直接的損失、間
接的損失または派生的損失、利益の喪失、収益の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法務経費そ
の他すべての専門家経費および費用を含みますが、これらに限定されるものではありません。）につき、一切責任を
負わないものとします。また、ファンドのために行われた投資が後に適用ある制裁の対象となった場合、管理会社
は、直ちに、かつ、投資者に対して通知することなく、当該投資のさらなる取引について、適用ある制裁が解除され
るか、または適用ある法律に基づきかかる取引を継続する許可を取得するまで停止することができます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ファンドの各ポートフォリオ受益証券の純資産価額は、評価日に、Aポートフォリオ受益証券については円で、B
ポートフォリオ受益証券については米ドルで、管理会社またはその指名する代理人により以下のとおり決定されま
す。

両ポートフォリオ受益証券に共通するファンドの組入証券およびその他の資産（「共通ポートフォリオ」）は米ド
ルで評価されます。両ポートフォリオ受益証券に共通の報酬・費用などは必要に応じ米ドルに換算・評価され、共通
ポートフォリオに反映されます。

両ポートフォリオ受益証券は、評価日の直前の日の各ポートフォリオに帰属するファンドの純資産総額の割合で共
通ポートフォリオを保有するものとします。

そのようにしてAポートフォリオ受益証券に帰属した金額は、当該評価日に適用される為替レートで円に転換さ
れ、(1) Aポートフォリオ受益証券のためになされた特定のヘッジ取引の結果生じた費用、支出、利得または損失を減
じ、または加算し、(2) Aポートフォリオ受益証券についてのファンドの報酬および費用を減じることで調整され、残
額がAポートフォリオ受益証券に帰属する純資産総額となります。

Bポートフォリオ受益証券に帰属した金額は、Bポートフォリオ受益証券についてのファンドの報酬および費用を減じることで調整され、残額がBポートフォリオ受益証券に帰属する純資産総額となります。

受益証券1口当り純資産価格は、各ポートフォリオに帰属する純資産総額を当該ポートフォリオ受益証券の口数で除することにより、毎評価日に計算されます。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされます。

- () すべての手持現金または預金およびそれらの発生済利息。
- () すべての手形・小切手および未収金（売却後引渡未了の証券の売却代金も含みます。）。
- () ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、株式、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約ならびにその他の投資資産および証券。
- () ファンドが受領すべきすべての株式、株式配当、現金配当および分配金。（ただし、管理会社は、ファンドのために、配当落ち、権利落ちでの取引、その他類似の実務による証券の市場価格の変動に関し調整することができません。）
- () 利息が当該証券の元本金額に含まれているか反映されている場合を除き、ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。
- () すべてのもろ替予約取引または他のヘッジ取引。
- () 未償却のファンドの設立費。
- () 前払費用を含むあらゆる種類・性質のその他のすべての資産。

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。

- (a) すべての借入金、未払手形および未払金。
- (b) すべての発生済または未払管理費。（管理会社報酬、投資顧問報酬、保管報酬、代行協会員報酬、発行会社代理人・登録・名義書換・支払・管理事務代行会社報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。）
- (c) 請求済、未請求のどちらであっても現金または財産の支払義務を負う契約上のすべての期限到来済債務を含むすべての知れたる債務。（評価日が分配金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドに代わって宣言した分配金の未払額を含みます。）
- (d) 管理会社が随時決定する評価日における総資産および収益に基づく適切な納税引当金および管理会社の取締役会の授権および承認あるときはその他の準備金。
- (e) ファンドの受益証券により表象される負債を除くあらゆる種類・性質のファンドのその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的性質の管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等割当金額を計上することができます。

管理会社により任命された管理事務代行会社は、1口当り純資産価格を計算します。かかる日々の1口当りの純資産価格は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所で入手できます。CSF告示22/811に従い、ファンドの管理事務代行会社は登録業務、純資産価格の計算および会計業務ならびに顧客との連絡業務を担当します。

上記ファンド資産は、以下の方法によって評価されます。

証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価されます。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値により評価されます。

証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券または上記に記載される価格が当該有価証券の公正な評価を反映していない場合には、当該有価証券は、直近の入手可能な市場価格で評価されます。かかる市場価格が存在しない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価値を反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価されます。

現金およびその他の流動資産は、額面額に発生した利息を加え評価されます。

米ドル以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値で米ドルに換算されます。

異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管されます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した日本の投資者のファンド証券またはその確認書は、保管受託銀行に販売会社名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

ファンドの当初の信託期間は2010年２月28日までの10年間でしたが、2009年、2013年、2018年、2023年にそれぞれ５年ずつ延長され、信託期間終了日は2030年２月28日となりました。

（４）【計算期間】

ファンドの決算日は、毎年２月末日です。

（５）【その他】

（イ）ファンドの償還

ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも、存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできます。さらに、ファンドはルクセンブルグの法律により定められた強制清算の場合、償還します。受益者、またはその相続人もしくは実質的受益者がファンドの償還を要求することはできません。償還または延長の通知は、ＲＥＳＡおよび適切な発行部数をもつ少なくとも２つの新聞に公告されるものとします。ただし、そのうち少なくとも１紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。

償還の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に鑑みファンド資産を換金し、保管受託銀行は、管理会社の指示に基づき、受益者にその権利に応じて純清算手取金（全ての償還費用控除後）を分配します。ルクセンブルグの法律に規定されるとおり、清算終了時に払い戻しのため提出されなかったファンド証券に対応する清算手取金は、規定期間を経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管されます。

受益証券の発行は、償還原因たる事由の発生時には即時禁止され、発行された場合は無効となります。受益者に対する平等な取扱いが保証される場合には、受益証券の買戻しは可能です。

なお、受益者への償還金の支払いには信託期間終了日から半年程度または監査手続き等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

（ロ）約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。約款を変更する関連文書に別途規定されない限り、変更は、ＲＣＳへの変更に関する預託通知が、ＲＥＳＡに公告された５日後に発効します。

（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、他方当事者への90日前までの書面による予告通知をもって投資顧問会社または管理会社によって違約金なしで何時でも解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。管理会社および投資顧問会社は、ルクセンブルグ地方裁判所の非専属的管轄権に同意します。

保管および支払代行契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日前までに、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、保管および支払代行契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、投資信託業務契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

評価代理人契約

評価代理人契約は、各当事者が60日以上前までに書面による通知を相手方当事者に行うことで、いつでも終了させることができ、評価代理人契約に基づき通知を正当に送達した日から60日後に終了するものとします。

さらに相手方当事者が、評価代理人契約の条項に関し重大な違反を犯しており、当該違反の是正を要求する通知の送達後30日以内に当該違反を是正しないなどの場合には、各当事者は評価代理人契約に基づき相手方当事者に正当に送達した書面による通知により即時に評価代理人契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、他の当事者に対し、３か月前の書面による終了通知がなされるまで有効とします。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことにより解約することができます。管理会社は、同契約の終了が受益者の最善の利益になるとみなす場合、直ちに同契約を終了させることができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとします。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がファンドに対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として受益者名簿に登録されていなければなりません。従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、ファンドに対し直接受益権を行使することはできません。さらに、ＣＳＳＦ告示24/856の意味における誤謬または不遵守が生じた場合の補償に関する受益者の権利が影響を受ける場合があります。これらの日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の手配および責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。支払期日から5年以内に請求がなされなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

転換請求権

受益者は、ファンド証券の他のポートフォリオ受益証券への転換を請求することができます。

残余財産分配請求権

ファンドが清算された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（注）約款には受益者集会に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効します。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資顧問会社、保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社および発行会社代理人、評価代理人、ファンドの監査人、もしくは管理会社により随時任命されたファンドまたは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。2010年法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3ヶ月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（イ）管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ロ）日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝162.39円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
- d. ファンドの監査人は、2026年2月28日に終了した会計年度より、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブからプライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブに変更されています。

(1) 【2026年2月28日終了年度】

【貸借対照表】

ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンド

純資産計算書

2026年2月28日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 127,847,392米ドル)	2	200,373,217	32,538,607
銀行預金		8,631,069	1,401,599
先渡為替契約に係る未実現利益	9	11,782	1,913
受益証券発行未収金		610,015	99,060
ブローカーからの未収金		1,147,807	186,392
未収収益		50,918	8,269
現金および現金等価物に係る利息		658	107
資産合計		210,825,466	34,235,947
負債			
当座借越		447,742	72,709
先渡為替契約に係る未実現損失	9	434,984	70,637
受益証券買戻未払金		93,751	15,224
ブローカーへの未払金		587,471	95,399
未払費用	7	1,438,416	233,584
負債合計		3,002,364	487,554
純資産		207,823,102	33,748,394

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aポートフォリオ受益証券（日本円建て）	17,981	143,055口	2,572,244,019
Bポートフォリオ受益証券（米ドル建て）	323.26	591,822口	191,310,553

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用計算書

2026年2月28日に終了した年度

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
収益			
預金利息		199,432	32,386
受取配当金（源泉税控除後）	2	702,887	114,142
収益合計		902,319	146,528
費用			
投資顧問報酬	4	2,945,618	478,339
代行協会員報酬	5	1,568,003	254,628
保管報酬	6,11	328,402	53,329
コルレス銀行報酬		56,637	9,197
管理報酬	4	98,192	15,945
法務報酬		24,055	3,906
海外登録費用		40,000	6,496
現金支出費		58,739	9,539
専門家報酬		32,104	5,213
印刷および公告費		864	140
年次税	8	98,857	16,053
その他の費用		19,804	3,216
費用合計		5,271,275	856,002
純投資損失		(4,368,956)	(709,475)
投資有価証券に係る実現純利益	10	27,085,526	4,398,419
外貨および先渡為替契約に係る実現純損失		(623,912)	(101,317)
当期実現純利益		26,461,614	4,297,101
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	10	18,316,619	2,974,436
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		(987,666)	(160,387)
当期末実現純利益		17,328,953	2,814,049
運用の結果による純資産の純増加		39,421,611	6,401,675

添付の注記は当財務書類の一部である。

純資産変動計算書
2026年 2月28日に終了した年度
（米ドルで表示）

注記	（米ドル）	（千円）
期首現在純資産	172,457,293	28,005,340
純投資損失	(4,368,956)	(709,475)
当期実現純利益	26,461,614	4,297,101
当期末実現純利益	17,328,953	2,814,049
運用の結果による純資産の純増加	39,421,611	6,401,675
受益証券の発行手取金	31,996,448	5,195,903
受益証券の買戻支払金	(36,052,250)	(5,854,525)
	(4,055,802)	(658,622)
期末現在純資産	207,823,102	33,748,394

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2026年 2 月28日に終了した年度
（無監査）

A ポートフォリオ受益証券

期首現在発行済受益証券数	165,781
発行受益証券数	278
買戻受益証券数	(23,004)
期末現在発行済受益証券数	143,055

B ポートフォリオ受益証券

期首現在発行済受益証券数	597,012
発行受益証券数	109,290
買戻受益証券数	(114,480)
期末現在発行済受益証券数	591,822

統計情報

2026年 2 月28日現在
（無監査）

	2026年	2025年	2024年
期末現在純資産（米ドル建て）	207,823,102	172,457,293	151,802,723
A ポートフォリオ受益証券（日本円建て）			
期末現在純資産	2,572,244,019	2,509,662,352	2,662,498,522
期末現在 1 口当り純資産価格	17,981	15,138	14,151
B ポートフォリオ受益証券（米ドル建て）			
期末現在純資産	191,310,553	155,686,519	134,047,406
期末現在 1 口当り純資産価格	323.26	260.78	232.47

[次へ](#)

ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンド

財務書類に対する注記

2026年2月28日現在

注1 - 組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、証券その他の資産（以下「証券」という。）からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改訂済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国で設定され、2010年12月17日の投資信託に関する法律（随時改正済）（「2010年法」）のパート Ⅱの下で適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

管理会社は、2種類の受益証券、すなわち日本円建てのジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンドAポートフォリオ受益証券（以下「Aポートフォリオ受益証券」という。）および米ドル建てのジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンドBポートフォリオ受益証券（以下「Bポートフォリオ受益証券」という。）を発行している。

Aポートフォリオ受益証券に帰属する資産の部分は、日本円に対する為替変動に関して可能な範囲でヘッジされる。Bポートフォリオ受益証券に帰属する資産の部分は、米ドルに対する為替変動に関してシステムティックにヘッジされない。

ファンドの存続期間は、当初10年で設定されたが、直近では2023年8月31日付で2030年2月28日までに延長されている。ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドは、投資元本の長期的な成長を投資目的とする。ファンドは、主に、世界各国の企業の中から成長性を備えた企業の株式に投資することにより、投資目的を追求する。通常の場合、ファンドは少なくともその純資産総額の65%を、管理会社またはその委託を受けた投資顧問会社がテクノロジーの進歩または改善から多大な利益を享受すると考える企業の有価証券に投資する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値が使用される。
- (b) 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格で評価される。かかる市場価格が存在しない場合、またはかかる市場価格が当該有価証券の公正な市場価値を反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (c) 異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、当該取引日に会計処理される。受取利息は、発生ベースで認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算出される。

外貨換算

ファンドは、米ドルで会計帳簿を記帳しており、その財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現純損益および未実現純損益の変動に計上される。

2026年2月28日現在の為替レート：

1米ドル = 1.36645 カナダドル

1 米ドル =	0.84663 ユーロ
1 米ドル =	0.74110 英ポンド
1 米ドル =	155.77510 日本円
1 米ドル =	31.28841 台湾ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

注 3 - ヘッジ

管理会社は、A ポートフォリオ受益証券の価値を実質的に日本円ベースで維持するために、A ポートフォリオ受益証券について、先物為替契約（フューチャー）、為替オプション契約および先渡為替契約を利用して為替ヘッジを行う。A ポートフォリオ受益証券の純資産価額のすべての部分を完全にヘッジすることは不可能であるが、管理会社は、通常の状況で純資産価額の日本円以外の通貨建部分の90%から110%をヘッジする意向である。共通ポートフォリオの資産価値の変動またはA ポートフォリオ受益証券の販売・買戻しにより、ヘッジ比率が90%を下回ったり110%を超える場合にはいつでも、管理会社は、上記の為替ヘッジ手段を用いて純資産価額の日本円以外の通貨建部分についてこれらの範囲内（通常約100%）にヘッジ比率を戻す意向である。

その他の通貨リスクをヘッジする目的で、ファンドは先渡為替契約または通貨に関するコール・オプションの発行およびプット・オプションの購入を締結することができる。一つの通貨で行われる取引は、かかる資産が保有される期間内でヘッジされるその通貨建てのファンドが保有する証券その他の資産の総額を原則として超えてはならない。

ヘッジ技法の利用は、利益または損失を生じる可能性のある、為替レートの変動に対する追加エクスポージャーをファンドに提供する。それはまた、ファンドを取引相手の信用リスクにさらす。

注 4 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.05%の管理報酬をファンドの純資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率1.50%の投資顧問報酬をファンドの純資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注 5 - 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの純資産から、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.80%の代行協会員報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注 6 - 保管報酬

保管受託銀行は、当該四半期中の日々の平均純資産総額の以下の年率の保管報酬（年間最低額50,000米ドル）をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

平均純資産総額の 5 億米ドルまでの部分：0.15%

平均純資産総額の 5 億米ドル超10億米ドルまでの部分：0.10%

平均純資産総額の10億米ドル超の部分：0.05%

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、ファンドまたは各ポートフォリオが適切に負担する。

注 7 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問報酬	806,702
代行協会員報酬	429,407
保管報酬	80,691
管理報酬	26,892
海外登録費用	52,583
現金支出費	16,086
専門家報酬	9,552
年次税	16,503
未払費用	<u>1,438,416</u>

注 8 - 税金

ファンドは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注 9 - 先渡為替契約

2026年2月28日現在、ファンドは、注3に記述されるとおりAポートフォリオ受益証券に帰属する資産をヘッジするため、またその他の通貨リスクをヘッジする目的で利用した、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益 /（損失） （米ドル）
日本円	144,483,383	米ドル	953,077	2026年3月31日	(22,899)
米ドル	877,570	日本円	134,481,735	2026年3月31日	11,782
米ドル	1,169,597	日本円	182,241,771	2026年3月31日	(3,668)
日本円	2,682,125,678	米ドル	17,675,837	2026年3月31日	(408,417)
					<u>(423,202)</u>

注10 - 投資有価証券に係る実現 / 未実現損益の内訳

ファンドの運用計算書に記載されている、2026年2月28日に終了した年度の投資有価証券に係る実現 / 未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

	(米ドル)
投資有価証券に係る実現利益	36,852,374
投資有価証券に係る実現損失	(9,766,848)
投資有価証券に係る実現純利益	<u>27,085,526</u>

	(米ドル)
投資有価証券に係る未実現利益の変動	43,804,235
投資有価証券に係る未実現損失の変動	(25,487,616)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	<u>18,316,619</u>

注11 - 取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

以下の金額が、2026年2月28日に終了した年度中にファンドに計上された取引費用である。

通貨	金額
カナダドル	514
ユーロ	1,800
香港ドル	2,007
日本円	174,827
韓国ウォン	10,856,370
台湾ドル	1,300,182
米ドル	15,772

上記の費用に加え、2026年2月28日に終了した年度中に、合計28,475米ドルの取引手数料を保管受託銀行に支払っており、これは運用計算書において保管報酬に計上されている。

【投資有価証券明細表等】

ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンド

投資有価証券明細表

2026年2月28日現在

（米ドルで表示）

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券				
カナダ				
普通株式				
10,738	SHOPIFY INC - A	882,953	1,288,990	0.62
		882,953	1,288,990	0.62
	カナダ合計	882,953	1,288,990	0.62
ケイマン諸島				
普通株式				
13,284	ALIBABA GROUP HOLDING SP ADR	2,128,296	1,917,412	0.93
2,827	CREDO TECHNOLOGY	422,286	317,444	0.15
		2,550,582	2,234,856	1.08
	ケイマン諸島合計	2,550,582	2,234,856	1.08
ドイツ				
普通株式				
18,140	SAP SE-SPONS ADR	4,144,300	3,665,731	1.76
		4,144,300	3,665,731	1.76
	ドイツ合計	4,144,300	3,665,731	1.76
イスラエル				
普通株式				
1,603	NOVA LTD	347,339	694,131	0.33
		347,339	694,131	0.33
	イスラエル合計	347,339	694,131	0.33
日本				
普通株式				
95,400	ソフトバンクグループ	2,688,111	2,504,191	1.20
		2,688,111	2,504,191	1.20
	日本合計	2,688,111	2,504,191	1.20
ルクセンブルグ				
普通株式				
1,257	SPOTIFY TECHNOLO	699,325	633,528	0.30
		699,325	633,528	0.30
	ルクセンブルグ合計	699,325	633,528	0.30

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
オランダ				
普通株式				
3,076	ASML HOLDINGS NV NEW	2,567,829	4,481,208	2.16
23,101	NEBIUS GROUP NV	1,991,414	2,125,292	1.02
		4,559,243	6,606,500	3.18
	オランダ合計	4,559,243	6,606,500	3.18
韓国				
普通株式				
59,777	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	5,219,563	9,028,279	4.35
9,330	SK HYNIX INC	2,201,341	6,905,736	3.32
		7,420,904	15,934,015	7.67
	韓国合計	7,420,904	15,934,015	7.67
台湾				
普通株式				
324,000	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUF CO LTD	6,879,351	20,658,770	9.95
		6,879,351	20,658,770	9.95
	台湾合計	6,879,351	20,658,770	9.95
イギリス				
普通株式				
9,849	ARM HOLDINGS PLC ADR	1,274,694	1,249,543	0.60
		1,274,694	1,249,543	0.60
	イギリス合計	1,274,694	1,249,543	0.60
アメリカ合衆国				
普通株式				
108,272	NVIDIA CORP	5,985,873	19,527,396	9.41
39,164	MICROSOFT CORP	9,971,798	15,467,430	7.45
41,544	BROADCOM INC	6,910,179	13,206,214	6.35
38,507	APPLE INC	6,782,155	10,343,365	4.98
35,762	LAM RESEARCH	3,859,975	8,475,594	4.08
27,207	ALPHABET INC C	5,130,078	8,357,446	4.02
38,341	AMAZON.COM INC	7,488,223	7,983,363	3.84
4,927	KLA CORP	2,819,727	7,434,597	3.58
16,767	MICRON TECHNOLOGY INC	3,540,127	6,916,220	3.33
20,830	CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	3,790,981	6,166,722	2.97
35,993	AMPHENOL CORP	2,123,797	5,201,708	2.50
2,804	MERCADOLIBRE INC	4,509,595	4,914,711	2.36
6,737	META PLATFORMS-A	4,900,966	4,344,691	2.09
12,115	ANALOG DEVICES INC	2,316,542	4,255,636	2.05
19,013	SNOWFLAKE INC	3,515,393	3,168,897	1.52
6,898	INTUIT	4,374,653	2,767,478	1.33
5,988	APPROVIN CO-CL A	2,594,215	2,591,786	1.25

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）				
アメリカ合衆国（続き）				
普通株式（続き）				
16,009	ARISTA NETWORKS	2,272,599	2,093,977	1.01
15,103	PALANTIR TECHN-A	2,246,306	2,052,800	0.99
9,755	DOORDASH INC-A	1,231,621	1,729,074	0.83
8,821	ORACLE CORP	2,058,890	1,273,576	0.61
44,153	SAMSARA INC-CL A	1,463,613	1,256,153	0.60
15,071	SERVICETITAN INC	1,575,342	1,078,029	0.52
1,372	LUMENTUM HOL	838,190	957,656	0.46
5,964	GUIDEWIRE SOFTWARE INC	777,909	860,963	0.41
2,257	TYLER TECHNOLOGIES INC	851,613	794,938	0.38
4,065	CLOUDFLARE INC-A	844,178	686,253	0.33
3,503	COINBASE GLOBA-A	1,207,322	620,977	0.30
3,360	DATADOG INC-A	418,730	375,312	0.18
		96,400,590	144,902,962	69.73
アメリカ合衆国合計		96,400,590	144,902,962	69.73
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計		127,847,392	200,373,217	96.42
投資有価証券合計		127,847,392	200,373,217	96.42

(1) 数量は受益証券の口数 / 株式数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2026年 2 月28日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
カナダ	
情報技術	0.62
	0.62
ケイマン諸島	
情報技術	1.08
	1.08
ドイツ	
情報技術	1.76
	1.76
イスラエル	
情報技術	0.33
	0.33
日本	
情報技術	1.20
	1.20
ルクセンブルグ	
一般消費財・サービス	0.30
	0.30
オランダ	
情報技術	3.18
	3.18
韓国	
情報技術	7.67
	7.67
台湾	
情報技術	9.95
	9.95
イギリス	
情報技術	0.60
	0.60
アメリカ合衆国	
情報技術	64.08
一般消費財・サービス	3.84
金融	0.98
生活必需品	0.83
	69.73
投資合計	96.42

[次へ](#)

Janus Global Technology Fund

Statement of Net Assets
as at February 28, 2026
(expressed in US Dollars)

Notes

ASSETS

Investment in securities at market value (at cost: USD 127,847,392)	2	200,373,217
Cash at banks		8,631,069
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	9	11,782
Receivable for subscriptions		610,015
Due from brokers		1,147,807
Accrued income		50,918
Interest on cash and cash equivalents		658
Total Assets		210,825,466

LIABILITIES

Bank overdraft		447,742
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	9	434,984
Payable for repurchase		93,751
Payable to brokers		587,471
Accrued expenses	7	1,438,416
Total Liabilities		3,002,364

NET ASSETS		207,823,102
------------	--	-------------

Represented by Units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Portfolio A Units (in JPY)	17,981	143,055	2,572,244,019
Portfolio B Units (in USD)	323.26	591,822	191,310,553

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Janus Global Technology Fund

Statement of Operations
for the year ended February 28, 2026
(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		199,432
Dividends received (net of withholding tax)	2	702,887
Total Income		902,319
EXPENSES		
Investment Manager fees	4	2,945,618
Agent Company fees	5	1,568,003
Depositary fees	6, 11	328,402
Correspondent bank fees		56,637
Management Company fees	4	98,192
Legal fees		24,055
Overseas registration fees		40,000
Out-of-pocket expenses		58,739
Professional fees		32,104
Printing and publication fees		864
Subscription tax	8	98,857
Other expenses		19,804
Total Expenses		5,271,275
NET INVESTMENT LOSS		(4,368,956)
Net realised profit on investments	10	27,085,526
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(623,912)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		26,461,614
Change in net unrealised result on investments	10	18,316,619
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(987,666)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		17,328,953
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		39,421,611

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Janus Global Technology Fund

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended February 28, 2026
(expressed in US Dollars)

Notes

Net assets at the beginning of the year	172,457,293
NET INVESTMENT LOSS	(4,368,956)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	26,461,614
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR	17,328,953
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	39,421,611
Proceeds from subscriptions of Units	31,996,448
Payments for repurchases of Units	(36,052,250)
	(4,055,802)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	207,823,102

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Janus Global Technology Fund

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended February 28, 2026
(Unaudited)

Portfolio A Units

Number of Units outstanding at the beginning of the year	165,781
Number of Units issued	278
Number of Units repurchased	(23,004)
Number of Units outstanding at the end of the year	143,055

Portfolio B Units

Number of Units outstanding at the beginning of the year	597,012
Number of Units issued	109,290
Number of Units repurchased	(114,480)
Number of Units outstanding at the end of the year	591,822

Statistical Information
as at February 28, 2026
(Unaudited)

	2026	2025	2024
Net Assets at the end of the year (in USD)	207,823,102	172,457,293	151,802,723
Portfolio A Units (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	2,572,244,019	2,509,662,352	2,662,498,522
Net Asset Value per Unit at the end of the year	17,981	15,138	14,151
Portfolio B Units (in USD)			
Net Assets at the end of the year	191,310,553	155,686,519	134,047,406
Net Asset Value per Unit at the end of the year	323.26	260.78	232.47

Notes to the Financial Statements as at February 28, 2026

Note 1 - Organisation

Janus Global Technology Fund (hereinafter referred to as the “Fund”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a collective investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of securities and other assets (hereinafter referred to as “securities”), managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a société anonyme incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in the Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other collective investment funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the “2013 Law”).

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended from time to time (the “2010 Law”), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Management Company issues two classes of Units on behalf of the Fund, namely Janus Global Technology Fund Portfolio A Units denominated in Japanese Yen (hereinafter referred to as the “Portfolio A Units”) and Janus Global Technology Fund Portfolio B Units denominated in US Dollars (hereinafter referred to as the “Portfolio B Units”).

The portion of assets attributable to Portfolio A Units will be hedged to the extent possible with respect to currency movements relative to the Japanese Yen. The portion of the assets attributable to Portfolio B Units will not be systematically hedged with respect to currency movements relative to the US Dollar.

The Fund was initially established for a period of ten years. The duration of the Fund has however been extended for the last time on August 31, 2023 to expire on February 28, 2030. The Fund may be dissolved at any time prior to the end of its life or its life may be extended for a further period by agreement between the Management Company and the Depositary.

The investment objective of the Fund is long-term growth of capital. It pursues its objective by investing primarily in equity securities of companies located anywhere in the world and selected for their growth potential. Under normal circumstances the Fund invests at least 65% of its net assets in securities of companies that the Management Company or its delegated manager believes will benefit significantly from advances or improvements in technology.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

Notes to the Financial Statements as at February 28, 2026 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES

(a) Securities listed on a Stock Exchange or traded on any other regulated market are valued at their last available price on such exchange or market. If a security is listed or traded on several Stock Exchanges or markets, the last available price on the Stock Exchange or market which constitutes the main market for such securities is used.

(b) Securities not listed on any Stock Exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price. If there is no such market price, or if such a market price is not representative of the securities' fair market value, they are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices.

(c) In the event that extraordinary circumstances render such a valuation impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised gain or loss and change in net unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at February 28, 2026:

1 USD =	1.36645	CAD
1 USD =	0.84663	EUR
1 USD =	0.74110	GBP
1 USD =	155.77510	JPY
1 USD =	31.28841	TWD

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Notes to the Financial Statements as at February 28, 2026 (continued)

Note 3 - Hedging

The Management Company will engage, for the account of Portfolio A Units, in currency futures, currency options and forward foreign exchange contracts, in order to substantially preserve the current Japanese Yen value of Portfolio A Units. Although it will not be possible to completely hedge the entire Net Asset Value of Portfolio A Units, the Management Company intends in normal circumstances to hedge not less than 90% and not more than 110% of non-Japanese Yen exposure of the Net Asset Value. Whenever changes in the value of Common Portfolio or in the level of subscriptions for, or repurchases of, Portfolio A Units may cause the hedging coverage to fall below 90% or exceed 110% of non-Japanese Yen exposure of Net Asset Value, the Management Company intends to make the above transactions in order to bring the hedging coverage within those percentages, normally to approximately 100% of non-Japanese Yen exposure of Net Asset Value.

For the purpose of hedging other currency risks, the Fund may enter into forward foreign exchange contracts or write call options and purchase put options on currencies. The transactions made in one currency may in principle not exceed the aggregate value of securities and other assets held by the Fund denominated in that currency to be hedged nor exceed the period during which such assets are held.

The use of hedging techniques provides the Fund with additional exposures to fluctuating exchange rates, which may cause gains or losses. It also exposes the Fund to counterparty credit risk.

Note 4 - Management Company and Investment Manager fees

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.05% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Manager is entitled to an Investment Manager fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 1.50% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.80% of the average daily net assets of the Fund.

Note 6 - Depositary fees

The Depositary is entitled to receive out of the assets of the Fund a Depositary fee at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets during the relevant quarter with a minimum fee of USD 50,000 per annum:

For the portion of average total net assets up to USD 500 million: 0.15%

For the portion of average total net assets between USD 500 million and USD 1 billion: 0.10%

For the portion of average total net assets over USD 1 billion: 0.05%

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund or each class as appropriate.

Notes to the Financial Statements as at February 28, 2026 (continued)

Note 7 - Accrued expenses

	USD
Investment Manager fees	806,702
Agent Company fees	429,407
Depository fees	80,691
Management Company fees	26,892
Overseas registration fees	52,583
Out-of-pocket expenses	16,086
Professional fees	9,552
Subscription tax	16,503
Accrued expenses	<u>1,438,416</u>

Note 8 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Forward foreign exchange contracts

As at February 28, 2026, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge the portion of assets attributable to Portfolio A Units and other currency risks as described in note 3:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
JPY	144,483,383	USD	953,077	March 31, 2026	(22,899)
USD	877,570	JPY	134,481,735	March 31, 2026	11,782
USD	1,169,597	JPY	182,241,771	March 31, 2026	(3,668)
JPY	2,682,125,678	USD	17,675,837	March 31, 2026	(408,417)
					<u>(423,202)</u>

Note 10 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended February 28, 2026, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

	USD
Realised profit on investments	36,852,374
Realised loss on investments	<u>(9,766,848)</u>
Net realised profit on investments	<u>27,085,526</u>

	USD
Change in unrealised profit on investments	43,804,235
Change in unrealised loss on investments	<u>(25,487,616)</u>
Change in net unrealised result on investments	<u>18,316,619</u>

Notes to the Financial Statements as at February 28, 2026 (continued)

Note 11 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

Transaction costs recorded by the Fund during the year ended February 28, 2026 amounted to :

Currency	Amount
CAD	514
EUR	1,800
HKD	2,007
JPY	174,827
KRW	10,856,370
TWD	1,300,182
USD	15,772

In addition to above costs, transactions fees have been paid during the year ended February 28, 2026 to the Depository for a total amount of USD 28,475 and are included in the Depository fees caption of the Statement of Operations.

[次へ](#)

Janus Global Technology Fund

Statement of Investments
as at February 28, 2026
(expressed in US Dollars)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING				
CANADA				
ORDINARY SHARE				
10,738	SHOPIFY INC - A	882,953	1,288,990	0.62
		882,953	1,288,990	0.62
	Total CANADA	882,953	1,288,990	0.62
CAYMAN ISLANDS				
ORDINARY SHARE				
13,284	ALIBABA GROUP HOLDING SP ADR	2,128,296	1,917,412	0.93
2,827	CREDO TECHNOLOGY	422,286	317,444	0.15
		2,550,582	2,234,856	1.08
	Total CAYMAN ISLANDS	2,550,582	2,234,856	1.08
GERMANY				
ORDINARY SHARE				
18,140	SAP SE-SPONS ADR	4,144,300	3,665,731	1.76
		4,144,300	3,665,731	1.76
	Total GERMANY	4,144,300	3,665,731	1.76
ISRAEL				
ORDINARY SHARE				
1,603	NOVA LTD	347,339	694,131	0.33
		347,339	694,131	0.33
	Total ISRAEL	347,339	694,131	0.33
JAPAN				
ORDINARY SHARE				
95,400	SOFTBANK GROUP	2,688,111	2,504,191	1.20
		2,688,111	2,504,191	1.20
	Total JAPAN	2,688,111	2,504,191	1.20
LUXEMBOURG				
ORDINARY SHARE				
1,257	SPOTIFY TECHNOLO	699,325	633,528	0.30
		699,325	633,528	0.30
	Total LUXEMBOURG	699,325	633,528	0.30

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Janus Global Technology Fund

Statement of Investments (continued)

as at February 28, 2026

(expressed in US Dollars)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
NETHERLANDS				
ORDINARY SHARE				
3,076	ASML HOLDINGS NV NEW	2,567,829	4,481,208	2.16
23,101	NEBIUS GROUP NV	1,991,414	2,125,292	1.02
		4,559,243	6,606,500	3.18
	Total NETHERLANDS	4,559,243	6,606,500	3.18
REPUBLIC OF KOREA				
ORDINARY SHARE				
59,777	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	5,219,563	9,028,279	4.35
9,330	SK HYNIX INC	2,201,341	6,905,736	3.32
		7,420,904	15,934,015	7.67
	Total REPUBLIC OF KOREA	7,420,904	15,934,015	7.67
TAIWAN				
ORDINARY SHARE				
324,000	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUF CO LTD	6,879,351	20,658,770	9.95
		6,879,351	20,658,770	9.95
	Total TAIWAN	6,879,351	20,658,770	9.95
UNITED KINGDOM				
ORDINARY SHARE				
9,849	ARM HOLDINGS PLC ADR	1,274,694	1,249,543	0.60
		1,274,694	1,249,543	0.60
	Total UNITED KINGDOM	1,274,694	1,249,543	0.60
UNITED STATES OF AMERICA				
ORDINARY SHARE				
108,272	NVIDIA CORP	5,985,873	19,527,396	9.41
39,164	MICROSOFT CORP	9,971,798	15,467,430	7.45
41,544	BROADCOM INC	6,910,179	13,206,214	6.35
38,507	APPLE INC	6,782,155	10,343,365	4.98
35,762	LAM RESEARCH	3,859,975	8,475,594	4.08
27,207	ALPHABET INC C	5,130,078	8,357,446	4.02
38,341	AMAZON.COM INC	7,488,223	7,983,363	3.84

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Investments (continued)

as at February 28, 2026

(expressed in US Dollars)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)				
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)				
ORDINARY SHARE (CONTINUED)				
4,927	KLA CORP	2,819,727	7,434,597	3.58
16,767	MICRON TECHNOLOGY INC	3,540,127	6,916,220	3.33
20,830	CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	3,790,981	6,166,722	2.97
35,993	AMPHENOL CORP	2,123,797	5,201,708	2.50
2,804	MERCADOLIBRE INC	4,509,595	4,914,711	2.36
6,737	META PLATFORMS-A	4,900,966	4,344,691	2.09
12,115	ANALOG DEVICES INC	2,316,542	4,255,636	2.05
19,013	SNOWFLAKE INC	3,515,393	3,168,897	1.52
6,898	INTUIT	4,374,653	2,767,478	1.33
5,988	APPLOVIN CO-CL A	2,594,215	2,591,786	1.25
16,009	ARISTA NETWORKS	2,272,599	2,093,977	1.01
15,103	PALANTIR TECHN-A	2,246,306	2,052,800	0.99
9,755	DOORDASH INC-A	1,231,621	1,729,074	0.83
8,821	ORACLE CORP	2,058,890	1,273,576	0.61
44,153	SAMSARA INC-CL A	1,463,613	1,256,153	0.60
15,071	SERVICETITAN INC	1,575,342	1,078,029	0.52
1,372	LUMENTUM HOL	838,190	957,656	0.46
5,964	GUIDEWIRE SOFTWARE INC	777,909	860,963	0.41
2,257	TYLER TECHNOLOGIES INC	851,613	794,938	0.38
4,065	CLOUDFLARE INC-A	844,178	686,253	0.33
3,503	COINBASE GLOBA-A	1,207,322	620,977	0.30
3,360	DATADOG INC-A	418,730	375,312	0.18
		<u>96,400,590</u>	<u>144,902,962</u>	<u>69.73</u>
	Total UNITED STATES OF AMERICA	<u>96,400,590</u>	<u>144,902,962</u>	<u>69.73</u>
	Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	<u>127,847,392</u>	<u>200,373,217</u>	<u>96.42</u>
Total Investments		<u>127,847,392</u>	<u>200,373,217</u>	<u>96.42</u>

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Janus Global Technology Fund

Economic and Geographical Division of Investments
as at February 28, 2026

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
CANADA	
Information Technology	0.62
	0.62
CAYMAN ISLANDS	
Information Technology	1.08
	1.08
GERMANY	
Information Technology	1.76
	1.76
ISRAEL	
Information Technology	0.33
	0.33
JAPAN	
Information Technology	1.20
	1.20
LUXEMBOURG	
Consumer Discretionary	0.30
	0.30
NETHERLANDS	
Information Technology	3.18
	3.18
REPUBLIC OF KOREA	
Information Technology	7.67
	7.67
TAIWAN	
Information Technology	9.95
	9.95
UNITED KINGDOM	
Information Technology	0.60
	0.60
UNITED STATES OF AMERICA	
Information Technology	64.08
Consumer Discretionary	3.84
Financials	0.98
Consumer Staples	0.83
	69.73
Total Investments	96.42

(2) 【2025年2月28日終了年度】

【貸借対照表】

ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンド

純資産計算書

2025年2月28日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 113,852,526米ドル)	2	168,061,732	27,291,545
銀行預金		4,540,906	737,398
先渡為替契約に係る未実現利益	9	564,464	91,663
受益証券発行未収金		592,096	96,150
未収収益		40,928	6,646
現金および現金等価物に係る利息		406	66
資産合計		173,800,532	28,223,468
負債			
ブローカーへの未払金		128,441	20,858
未払費用	7	1,214,798	197,271
負債合計		1,343,239	218,129
純資産		172,457,293	28,005,340

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
Aポートフォリオ受益証券（日本円建て）	15,138	165,781口	2,509,662,352
Bポートフォリオ受益証券（米ドル建て）	260.78	597,012口	155,686,519

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用計算書

2025年2月28日に終了した年度

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
収益			
預金利息		209,112	33,958
受取配当金（源泉税控除後）	2	627,511	101,902
その他の収益		376	61
収益合計		836,999	135,920
費用			
投資顧問報酬	4	2,477,788	402,368
代行協会員報酬	5	1,318,953	214,185
保管報酬	6,11	272,514	44,254
銀行預金に係る支払利息		364	59
コルレス銀行報酬		25,523	4,145
管理報酬	4	82,597	13,413
法務報酬		5,619	912
海外登録費用		40,000	6,496
現金支出費		49,409	8,024
専門家報酬		32,386	5,259
印刷および公告費		1,075	175
年次税	8	83,021	13,482
その他の費用		16,032	2,603
費用合計		4,405,281	715,374
純投資損失		(3,568,282)	(579,453)
投資有価証券に係る実現純利益	10	28,467,727	4,622,874
外貨および先渡為替契約に係る実現純損失		(1,804,999)	(293,114)
当期実現純利益		26,662,728	4,329,760
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	10	(7,326,576)	(1,189,763)
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		907,086	147,302
当期末実現純損失		(6,419,490)	(1,042,461)
運用の結果による純資産の純増加		16,674,956	2,707,846

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンド

財務書類に対する注記

2025年2月28日現在

注1 - 組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、証券その他の資産（以下「証券」という。）からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改訂済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国で設定され、2010年12月17日の投資信託に関する法律（随時改正済）（「2010年法」）のパート Ⅱ の下で適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

管理会社は、2種類の受益証券、すなわち日本円建てのジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンドAポートフォリオ受益証券（以下「Aポートフォリオ受益証券」という。）および米ドル建てのジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンドBポートフォリオ受益証券（以下「Bポートフォリオ受益証券」という。）を発行している。

Aポートフォリオ受益証券に帰属する資産の部分は、日本円に対する為替変動に関して可能な範囲でヘッジされる。Bポートフォリオ受益証券に帰属する資産の部分は、米ドルに対する為替変動に関してシステムティックにヘッジされない。

ファンドの存続期間は、当初10年で設定されたが、直近では2023年8月31日付で2030年2月28日までに延長されている。ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドは、投資元本の長期的な成長を投資目的とする。ファンドは、主に、世界各国の企業の中から成長性を備えた企業の株式に投資することにより、投資目的を追求する。通常の場合、ファンドは少なくともその純資産総額の65%を、管理会社またはその委託を受けた投資顧問会社がテクノロジーの進歩または改善から多大な利益を享受すると考える企業の有価証券に投資する。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値が使用される。
- (b) 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格で評価される。かかる市場価格が存在しない場合、またはかかる市場価格が当該有価証券の公正な市場価値を反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- (c) 異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、当該取引日に会計処理される。受取利息は、発生ベースで認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算出される。

外貨換算

ファンドは、米ドルで会計帳簿を記帳しており、その財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現純損益および未実現純損益の変動に計上される。

2025年2月28日現在の為替レート：

1米ドル = 1.44405 カナダドル

1 米ドル	=	0.96256	ユーロ
1 米ドル	=	0.79469	英ポンド
1 米ドル	=	149.64499	日本円
1 米ドル	=	32.94848	台湾ドル

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

注 3 - ヘッジ

管理会社は、Aポートフォリオ受益証券の価値を実質的に日本円ベースで維持するために、Aポートフォリオ受益証券について、先物為替契約（フューチャー）、為替オプション契約および先渡為替契約を利用して為替ヘッジを行う。Aポートフォリオ受益証券の純資産価額のすべての部分を完全にヘッジすることは不可能であるが、管理会社は、通常の状況で純資産価額の日本円以外の通貨建部分の90%から110%をヘッジする意向である。共通ポートフォリオの資産価値の変動またはAポートフォリオ受益証券の販売・買戻しにより、ヘッジ比率が90%を下回ったり110%を超える場合にはいつでも、管理会社は、上記の為替ヘッジ手段を用いて純資産価額の日本円以外の通貨建部分についてこれらの範囲内（通常約100%）にヘッジ比率を戻す意向である。

その他の通貨リスクをヘッジする目的で、ファンドは先渡為替契約または通貨に関するコール・オプションの発行およびプット・オプションの購入を締結することができる。一つの通貨で行われる取引は、かかる資産が保有される期間内でヘッジされるその通貨建てのファンドが保有する証券その他の資産の総額を原則として超えてはならない。

ヘッジ技法の利用は、利益または損失を生じる可能性のある、為替レートの変動に対する追加エクスポージャーをファンドに提供する。それはまた、ファンドを取引相手の信用リスクにさらす。

注 4 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.05%の管理報酬をファンドの純資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率1.50%の投資顧問報酬をファンドの純資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注 5 - 代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの純資産から、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.80%の代行協会員報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注 6 - 保管報酬

保管受託銀行は、当該四半期中の日々の平均純資産総額の以下の年率の保管報酬（年間最低額50,000米ドル）をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

平均純資産総額の 5 億米ドルまでの部分：0.15%

平均純資産総額の 5 億米ドル超10億米ドルまでの部分：0.10%

平均純資産総額の10億米ドル超の部分：0.05%

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、ファンドまたは各ポートフォリオが適切に負担する。

注 7 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問報酬	669,632
代行協会員報酬	356,450
保管報酬	66,981
管理報酬	22,322
海外登録費用	44,057
現金支出費	13,353
専門家報酬	27,919
年次税	14,084
未払費用	<u>1,214,798</u>

注 8 - 税金

ファンドは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注 9 - 先渡為替契約

2025年2月28日現在、ファンドは、注3に記述されるとおりAポートフォリオ受益証券に帰属する資産をヘッジするため、またその他の通貨リスクをヘッジする目的で利用した、以下の未決済先渡為替契約を有していた。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益 (米ドル)
日本円	2,610,510,691	米ドル	16,944,349	2025年3月31日	564,464
					<u>564,464</u>

注10 - 投資有価証券に係る実現 / 未実現損益の内訳

ファンドの運用計算書に記載されている、2025年2月28日に終了した年度の投資有価証券に係る実現 / 未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

	(米ドル)
投資有価証券に係る実現利益	30,451,317
投資有価証券に係る実現損失	<u>(1,983,590)</u>
投資有価証券に係る実現純利益	<u>28,467,727</u>

	(米ドル)
投資有価証券に係る未実現利益の変動	16,603,205
投資有価証券に係る未実現損失の変動	<u>(23,929,781)</u>
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	<u>(7,326,576)</u>

注11 - 取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

以下の金額が、2025年2月28日に終了した年度中にファンドに計上された取引費用である。

通貨	金額
カナダドル	32
ユーロ	1,829
韓国ウォン	1,103,390
台湾ドル	70,335
米ドル	10,519

上記の費用に加え、2025年2月28日に終了した年度中に、合計20,450米ドルの取引手数料を保管受託銀行に支払っており、これは運用計算書において保管報酬に計上されている。

[次へ](#)

Janus Global Technology Fund

Statement of Net Assets
as at February 28, 2025
(expressed in US Dollars)

Notes

ASSETS

Investment in securities at market value (at cost: USD 113,852,526)	2	168,061,732
Cash at banks		4,540,906
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	9	564,464
Receivable for subscriptions		592,096
Accrued income		40,928
Interest on cash and cash equivalents		406
Total Assets		173,800,532

LIABILITIES

Payable to brokers		128,441
Accrued expenses	7	1,214,798
Total Liabilities		1,343,239

NET ASSETS

172,457,293

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Portfolio A Units (in JPY)	15,138	165,781	2,509,662,352
Portfolio B Units (in USD)	260.78	597,012	155,686,519

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the year ended February 28, 2025
(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		209,112
Dividends received (net of withholding tax)	2	627,511
Other income		376
Total Income		836,999
EXPENSES		
Investment Manager fees	4	2,477,788
Agent Company fees	5	1,318,953
Depository fees	6, 11	272,514
Interest paid on bank accounts		364
Correspondent bank fees		25,523
Management Company fees	4	82,597
Legal fees		5,619
Overseas registration fees		40,000
Out-of-pocket expenses		49,409
Professional fees		32,386
Printing and publication fees		1,075
Subscription tax	8	83,021
Other expenses		16,032
Total Expenses		4,405,281
NET INVESTMENT LOSS		(3,568,282)
Net realised profit on investments	10	28,467,727
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(1,804,999)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		26,662,728
Change in net unrealised result on investments	10	(7,326,576)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		907,086
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(6,419,490)
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		16,674,956

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements as at February 28, 2025

Note 1 - Organisation

Janus Global Technology Fund (hereinafter referred to as the “Fund”) organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as a collective investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of securities and other assets (hereinafter referred to as “securities”), managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a société anonyme incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in the Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other collective investment funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the “2013 Law”).

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualifies under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended from time to time (the “2010 Law”), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Management Company issues two classes of units on behalf of the Fund, namely Janus Global Technology Fund Portfolio A Units denominated in Japanese Yen (hereinafter referred to as the “Portfolio A Units”) and Janus Global Technology Fund Portfolio B Units denominated in US Dollars (hereinafter referred to as the “Portfolio B Units”).

The portion of assets attributable to Portfolio A Units will be hedged to the extent possible with respect to currency movements relative to the Japanese Yen. The portion of the assets attributable to Portfolio B Units will not be systematically hedged with respect to currency movements relative to the US Dollar.

The Fund was initially established for a period of ten years. The duration of the Fund has however been extended for the last time on August 31, 2023 to expire on February 28, 2030. The Fund may be dissolved at any time prior to the end of its life or its life may be extended for a further period by agreement between the Management Company and the Depositary.

The investment objective of the Fund is long-term growth of capital. It pursues its objective by investing primarily in equity securities of companies located anywhere in the world and selected for their growth potential. Under normal circumstances the Fund invests at least 65% of its net assets in securities of companies that the Management Company or its delegated manager believes will benefit significantly from advances or improvements in technology.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

Notes to the Financial Statements as at February 28, 2025 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES

(a) Securities listed on a Stock Exchange or traded on any other regulated market are valued at their last available price on such exchange or market. If a security is listed or traded on several Stock Exchanges or markets, the last available price on the Stock Exchange or market which constitutes the main market for such securities is used.

(b) Securities not listed on any Stock Exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price. If there is no such market price, or if such a market price is not representative of the securities' fair market value, they are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices.

(c) In the event that extraordinary circumstances render such a valuation impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised gain or loss and change in unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at February 28, 2025:

1 USD =	1.44405	CAD
1 USD =	0.96256	EUR
1 USD =	0.79469	GBP
1 USD =	149.64499	JPY
1 USD =	32.94848	TWD

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Notes to the Financial Statements as at February 28, 2025 (continued)

Note 3 - Hedging

The Management Company will engage, for the account of Portfolio A Units, in currency futures, currency options and forward foreign exchange contracts, in order to substantially preserve the current Japanese Yen value of Portfolio A Units. Although it will not be possible to completely hedge the entire Net Asset Value of Portfolio A Units, the Management Company intends in normal circumstances to hedge not less than 90% and not more than 110% of non-Japanese Yen exposure of the Net Asset Value. Whenever changes in the value of Common Portfolio or in the level of subscriptions for, or repurchases of, Portfolio A Units may cause the hedging coverage to fall below 90% or exceed 110% of non-Japanese Yen exposure of Net Asset Value, the Management Company intends to make the above transactions in order to bring the hedging coverage within those percentages, normally to approximately 100% of non-Japanese Yen exposure of Net Asset Value.

For the purpose of hedging other currency risks, the Fund may enter into forward foreign exchange contracts or write call options and purchase put options on currencies. The transactions made in one currency may in principle not exceed the aggregate value of securities and other assets held by the Fund denominated in that currency to be hedged nor exceed the period during which such assets are held.

The use of hedging techniques provides the Fund with additional exposures to fluctuating exchange rates, which may cause gains or losses. It also exposes the Fund to counterparty credit risk.

Note 4 - Management Company and Investment Manager fees

The Management Company is entitled to a management fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.05% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Manager is entitled to an Investment Manager fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 1.50% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.80% of the average daily net assets of the Fund.

Note 6 - Depositary fees

The Depositary is entitled to receive out of the assets of the Fund a Depositary fee at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets during the relevant quarter with a minimum fee of USD 50,000 per annum:

For the portion of average total net assets up to USD 500 million: 0.15%

For the portion of average total net assets between USD 500 million and USD 1 billion: 0.10%

For the portion of average total net assets over USD 1 billion: 0.05%

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund or each class as appropriate.

Notes to the Financial Statements as at February 28, 2025 (continued)

Note 7 - Accrued expenses

	USD
Investment Manager fees	669,632
Agent Company fees	356,450
Depository fees	66,981
Management Company fees	22,322
Overseas registration fees	44,057
Out-of-pocket expenses	13,353
Professional fees	27,919
Subscription tax	14,084
Accrued expenses	<u>1,214,798</u>

Note 8 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Forward foreign exchange contracts

As at February 28, 2025, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to hedge the portion of assets attributable to Portfolio A Units and other currency risks as described in note 3:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain in USD
JPY	2,610,510,691	USD	16,944,349	March 31, 2025	564,464
					<u>564,464</u>

Note 10 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended February 28, 2025, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

	USD
Realised profit on investments	30,451,317
Realised loss on investments	<u>(1,983,590)</u>
Net realised profit on investments	<u>28,467,727</u>

	USD
Change in unrealised profit on investments	16,603,205
Change in unrealised loss on investments	<u>(23,929,781)</u>
Change in net unrealised result on investments	<u>(7,326,576)</u>

Notes to the Financial Statements as at February 28, 2025 (continued)

Note 11 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

Transaction costs recorded by the Fund during the year ended February 28, 2025 amounted to :

Currency	Amount
CAD	32
EUR	1,829
KRW	1,103,390
TWD	70,335
USD	10,519

In addition to above costs, transactions fees have been paid during the year ended February 28, 2025 to the Depository for a total amount of USD 20,450 and are included in the Depository fees caption of the Statement of Operations.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年6月末日現在)

. 資産総額		276,913,331.26米ドル	44,968百万円
. 負債総額		702,818.60米ドル	114百万円
. 純資産総額（ - ）		276,210,512.66米ドル	44,854百万円
. 発行済口数	Aポートフォリオ受益証券	140,958口	
	Bポートフォリオ受益証券	580,619口	
. 1口当り純資産価格	Aポートフォリオ受益証券	24,030円	-
	Bポートフォリオ受益証券	439.74米ドル	71,409円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L—5826 ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者集会は開催されません。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

ファンド証券は、適用あるアメリカ合衆国の法令に基づく例外を利用する場合を除いて、アメリカ合衆国、その領土、または属領の市民もしくは居住者、または、アメリカ合衆国法または州法を準拠法として設立され、存続する法人、パートナーシップ、信託もしくはその他の者に対しては発行または譲渡してはなりません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約6,951万円）で、2026年6月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約463万円）の記名株式15株を発行済です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、2010年法第102条第1項(c)および2013年法第7条第1項(c)の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授權された業務遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授權された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授權された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議または行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

投資顧問会社は管理会社に投資顧問業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年法第101条第2項および同法別紙 に基づき、E U指令2009 / 65 / E Cに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立されたU C I T Sの管理、およびE U指令2009 / 65 / E Cに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立されたU C Iの付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、A I F M Dに定義されるA I Fに関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくA I Fの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社は、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うU C I T S、U C IおよびA I Fの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、2010年法第15章に定義される管理会社および2013年法に定義されるA I F Mとして認可されています。管理会社は、ファンド資産の投資顧問・運用業務を投資顧問会社であるジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・U S・エルエルシーに委託しており、またファンド資産の保管業務およびその他の管理業務を保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人であるノムラ・バンク・ルクセンブルグS.A.に委託しています。

管理会社は、2026年6月末日現在、以下の表に記載の投資信託の受益証券の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約2.4兆円です。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	M M F	1	1,728,398,272.98豪ドル
		1	68,115,808.86カナダドル
		1	42,201,443.64英ポンド
		1	290,135,919.24N Z ドル
		2	9,504,688,191.27米ドル
ルクセンブルグ	その他	5	326,562,278.44豪ドル
		2	4,353,268.24カナダドル
		8	11,509,494.77スイスフラン
		15	157,448,406.76ユーロ
		5	8,351,013.03英ポンド
		15	218,572,582,046円
		1	26,044,523.77メキシコ・ペソ
		4	146,583,505.99N Z ドル
		1	2,633,055,039.69トルコ・リラ
		21	1,258,677,713.44米ドル
ケイマン	その他	3	151,299,497.99豪ドル
		2	141,165,648.93ユーロ
		3	49,408,167.69N Z ドル
		7	290,784,483.29米ドル
合計		98	

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2026年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.35円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約貸借対照表

2026年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2026年 3 月31日		2025年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
D．流動資産					
・ 債権					
a) 1 年以内期限到来	3、10	1,416,878	262,618	975,254	180,763
・ 銀行預金および手許現金	10	10,970,595	2,033,400	11,537,859	2,138,542
E．前払金		258,996	48,005	49,874	9,244
資産合計		12,646,469	2,344,023	12,562,987	2,328,550
資本金、準備金および負債					
A．資本金および準備金					
・ 払込済資本金	4	375,000	69,506	375,000	69,506
・ 準備金	5	1,632,500	302,584	1,582,500	293,316
・ 繰越損益	5	8,973,793	1,663,293	8,969,029	1,662,410
・ 当期損益		778,758	144,343	804,764	149,163
		11,760,051	2,179,725	11,731,293	2,174,395
C．債務					
b) 1 年以内期限到来	7	886,418	164,298	831,694	154,154
		886,418	164,298	831,694	154,154
資本金、準備金および負債合計		12,646,469	2,344,023	12,562,987	2,328,550

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約損益計算書

2026年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2026年３月31日		2025年３月31日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
1から5. 総損益	8、10	2,434,294	451,196	2,211,254	409,856
6. 人件費		(1,502,351)	(278,461)	(1,389,901)	(257,618)
a) 賃金および給与	9	(1,354,882)	(251,127)	(1,265,159)	(234,497)
b) 社会保障費	9	(147,469)	(27,333)	(124,742)	(23,121)
) 年金に関するもの		(92,438)	(17,133)	(79,731)	(14,778)
) その他の社会保障費		(55,031)	(10,200)	(45,011)	(8,343)
8. その他の営業費用		(40,000)	(7,414)	(40,000)	(7,414)
10. 固定資産の一部を構成するその他の投資、その他の有価証券および貸付金からの収益					
a) 関連会社によるもの	10	127,535	23,639	283,510	52,549
b) a) に含まれないその他の収益		20,535	3,806	2,824	523
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	10	(310)	(57)	(1)	(0)
b) その他の利息および類似の費用		(5,786)	(1,072)	(3,133)	(581)
15. 損益に係る税金	6	(255,159)	(47,294)	(262,464)	(48,648)
16. 税引後損益		778,758	144,343	802,089	148,667
17. 1から16の科目に含まれないその他の税金	6	-	-	2,675	496
18. 当期損益		<u>778,758</u>	<u>144,343</u>	<u>804,764</u>	<u>149,163</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2026年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L - 5826 ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として要約損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）としてのライセンスを2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法（修正済）第15章に基づくライセンスを2017年11月16日付でC S S F から得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMライセンスの範囲は2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103 - 8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の要約

作成の基準

当社の事業年度は、毎年4月1日に開始し、3月31日に終了する。

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

当財務書類は、継続企業の前提の基準を適用して作成されている。

当社は、2002年12月19日法（修正済）に基づき、小規模会社と定義されている。したがって、当財務書類は、当該法律で認められる範囲で要約貸借対照表および要約損益計算書から構成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の要約損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、要約損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整は、行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

債務に計上される引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

前払金

前払費用は、当事業年度に支払われたが、翌事業年度に関連する費用から構成されている。

債務

債務には、当事業年度に関連するが、翌事業年度に支払われる費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注 3 - 1 年以内に支払期限が到来する債権

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2026年3月31日 (ユーロ)	2025年3月31日 (ユーロ)
売掛金	1,160,340	813,126
その他の債権(注6)	256,538	162,128
	<u>1,416,878</u>	<u>975,254</u>

2026年3月31日現在、売掛金は、管理報酬614,342ユーロ(2025年3月31日:267,210ユーロ)、リスク管理サービス報酬37,500ユーロ(2025年3月31日:37,500ユーロ)、AIFMDおよび報告手数料12,225ユーロ(2025年3月31日:35,369ユーロ)、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「GFTC」)およびマスター・トラスト・カンパニー(「MTC」)へのリスクおよびファンド・サポート・サービス報酬492,671ユーロ(2025年3月31日:467,860ユーロ)ならびにその他の雑収入または未収金3,602ユーロ(2025年3月31日:5,187ユーロ)で構成されている。注10も参照のこと。

その他の債権は、前払税256,538ユーロ(2025年3月:162,128ユーロ)で構成されている。

注 4 - 払込済資本金

2026年3月31日および2025年3月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2026年3月31日および2025年3月31日現在、当社は、自社株を購入していない。

注 5 - 準備金および繰越損益

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の配当不能 準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2025年3月31日現在残高	37,500	1,545,000	8,969,029
前期損益の配分*	-	-	804,764
株主への配当	-	-	(750,000)
富裕税準備金の取毀し	-	(250,000)	250,000
富裕税準備金の配分	-	300,000	(300,000)
2026年3月31日現在残高	<u>37,500</u>	<u>1,595,000</u>	<u>8,973,793</u>

* 2025年9月26日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の配当不能準備金

2016年から富裕税を減額するための基準を定めた2016年6月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき(前年度の法人税を控除した)最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は前述の金額(控除後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額)のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の配当不能準備金」として計上することを決定した。

2025年9月26日に開催された年次総会により、2020年の富裕税準備金（250,000ユーロ）が全額取り毀され、2026年の富裕税準備金として300,000ユーロが設定された。

2026年3月31日現在、制限的準備金は1,595,000ユーロであり、これは2021年から2026年までの年度の富裕税の6倍に相当する。（2025年3月31日：1,545,000ユーロ）

注6 - 税金

法人税率は16%であり（これに加えて、雇用基金への拠出金として法人税率7%が課される。）、エスペランジュの地方事業税率は6.75%である。

2026年3月31日に終了した事業年度に、256,538ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、OECD/EU第2の柱ルール（グローバル・ミニマム課税、GLOBEルール）の適用対象となる日本のグループ企業の一員である。当該ルールは、年間総収入金額が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業グループに対し、15%のグローバル・ミニマム法人税率を国別の利益に対して課税する原則を盛り込んでいる。第2の柱ルールは、当社が設立されたルクセンブルグで制定され、2023年12月31日以降に開始する事業年度から適用されている。第2の柱ルールに基づき、当社は、管轄区域における第2の柱ルールの実効税率（ETR）と最低税率15%との差額相当の追加税を支払う義務を負う。第2の柱ルールには、最初の3事業年度にGLOBE ETR計算の完全実施に伴う遵守負担を最小化するための移行措置も盛り込まれている。これに関連して、最新の国別報告データに基づき影響を評価した結果、当社を含むグループ内のルクセンブルグ法人は、第2の柱ルールに従う追加の税金を負担する見込みはないことが結論付けられた。

注7 - 1年以内に支払期限が到来する債務

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2026年3月31日 (ユーロ)	2025年3月31日 (ユーロ)
内部および法定監査報酬	87,741	88,770
社会保障および給与税	56,973	56,014
未払法人税（注6）	517,623	466,601
所在地事務報酬	24,294	24,294
従業員関連	184,497	187,266
その他	15,290	8,749
	<u>886,418</u>	<u>831,694</u>

注8 - 総損益

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した年度について、以下のとおり分析される。

	2026年3月31日 (ユーロ)	2025年3月31日 (ユーロ)
サービス報酬	3,115,048	2,516,889
その他の外部費用	(680,754)	(305,635)
	<u>2,434,294</u>	<u>2,211,254</u>

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した年度のサービス報酬には、管理報酬1,842,513ユーロ（2025年3月31日：1,268,499ユーロ）、リスクおよびファンド・サポート報酬986,245ユーロ（2025年3月31日：925,727ユーロ）、リスク管理サービス報酬159,852ユーロ（2025年3月31日：168,096ユーロ）、A I F M Dおよび報告報酬93,890ユーロ（2025年3月31日：141,125ユーロ）およびその他の報酬32,548ユーロ（2025年3月31日：13,442ユーロ）が含まれている。

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した年度のその他の外部費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2025年3月31日：97,175ユーロ）、内部および法定監査報酬85,789ユーロ（2025年3月31日：89,263ユーロ）、コンサルティング報酬27,536ユーロ（2025年3月31日：26,361ユーロ）、規制費用63,000ユーロ（2025年3月31日：61,000ユーロ）、ITシステム費用380,039ユーロ（2025年3月31日：0ユーロ）およびその他の費用27,215ユーロ（2025年3月31日：31,836ユーロ）で構成されている。

注9 - 平均従業員数

2026年3月31日に終了した年度に、当社は平均10.0名（2025年3月31日：9.3名）の従業員を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

債権には、リスク管理報告および配当管理を含むファンド業務に関してG F T Cから支払われる未収金492,671ユーロが含まれている。債務には、サポート・サービスに対する報酬の一部として銀行に支払う未払金24,294ユーロが含まれている。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に銀行と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサポート・サービスを提供することを銀行に委任するサービス水準合意書（随時改正済）に署名した。2026年3月31日に終了した年度に、銀行により比例按分で請求された年額97,175ユーロ（付加価値税込み）（2025年3月31日：97,175ユーロ）は、要約損益計算書の「総損益」において控除されている。

同じ勘定科目のもとならびに2025年3月1日付で効力が発生した、従前の契約に代わるG F T CおよびM T Cとの間で締結されたリスクおよびファンド・サポート・サービス契約に基づいて、当社はファンド業務を1,000,203ユーロ（2025年3月31日：944,761ユーロ）で提供した。

注11 - 運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、要約貸借対照表から除外されている。当該資産は、2026年3月31日現在、約10,893百万ユーロ（2025年3月31日：9,896百万ユーロ）である。

注12 - 行政、管理および監督機関の構成員に対して付与された貸付金、融資および保証

2026年3月31日に終了した年度に、当社は、行政、管理および監督機関の構成員に対して、いかなる貸付金、融資、保証も付与していない。

注13 - 後発事象

決算日より後に重大な事象は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Abridged Balance Sheet as at March 31, 2026
(expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2026</u>	<u>March 31, 2025</u>
ASSETS			
D. Current Assets			
II. Debtors			
a) becoming due and payable within one year	3, 10	1,416,878	975,254
IV. Cash at bank and in hand	10	10,970,595	11,537,859
E. Prepayments		258,996	49,874
TOTAL (ASSETS)		<u>12,646,469</u>	<u>12,562,987</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
A. Capital and Reserves			
I. Subscribed capital	4	375,000	375,000
IV. Reserves	5	1,632,500	1,582,500
V. Results brought forward	5	8,973,793	8,969,029
VI. Results for the financial year		<u>778,758</u>	<u>804,764</u>
		11,760,051	11,731,293
C. Creditors			
b) becoming due and payable within one year	7	<u>886,418</u>	<u>831,694</u>
		886,418	831,694
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>12,646,469</u>	<u>12,562,987</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Abridged Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2026
(expressed in Euro)

	Note(s)	<u>March 31, 2026</u>	<u>March 31, 2025</u>
1. to 5. Gross results	8, 10	2,434,294	2,211,254
6. Staff costs		(1,502,351)	(1,389,901)
a) wages and salaries	9	(1,354,882)	(1,265,159)
b) social security costs	9	(147,469)	(124,742)
<i>i) relating to pensions</i>		<i>(92,438)</i>	<i>(79,731)</i>
<i>ii) other social security costs</i>		<i>(55,031)</i>	<i>(45,011)</i>
8. Other operating expenses		(40,000)	(40,000)
10. Income from other investments, other securities and loans forming part of the fixed assets			
a) Derived affiliated undertakings	10	127,535	283,510
b) other income not included under a)		20,535	2,824
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	10	(310)	(1)
b) other interest and similar expenses		(5,786)	(3,133)
15. Tax on results	6	(255,159)	(262,464)
16. Results after taxation		778,758	802,089
17. Other taxes not shown under items 1 to 16	6	---	2,675
18. Results for the financial year		<u>778,758</u>	<u>804,764</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2026

Note 1 – General

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B37 359.

The Company's registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Abridged Profit and Loss Account as “Gross results”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM licence to manage investment funds exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The Company's accounting year starts on 1 April and ends on 31 March every year.

The Annual Accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The going concern basis has been applied in preparing these Annual Accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2026 (continued)

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

The Company is defined as a small company under the law of 19 December 2002 as amended. Consequently, these Annual Accounts consist of an Abridged Balance Sheet and an Abridged Profit and Loss Account as permitted by that law.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“ EUR ”) and the Annual Accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the Abridged Profit and Loss Account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the Abridged Profit and Loss Account. Unrealized gains are not taken into account.

Debtors

Debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions, which are recorded under Creditors, are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Prepayments

Prepaid expenses consist of expenses paid during the financial year but relating to a subsequent financial year.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2026 (continued)

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross results

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Debtors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2026 and 2025, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2026 EUR	March 31, 2025 EUR
Trade debtors	1,160,340	813,126
Other debtors (Note 6)	256,538	162,128
	<u>1,416,878</u>	<u>975,254</u>

As at March 31, 2026, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 614,342 (March 31, 2025: EUR 267,210), risk management services fees for EUR 37,500 (March 31, 2025: EUR 37,500), AIFMD and reporting fees for EUR 12,225 (March 31, 2025: 35,369), Risk and Fund Support services fees to Global Funds Trust Company (" GFTC ") and Master Trust Company (" MTC ") for EUR 492,671 (March 31, 2025: EUR 467,860) and other miscellaneous income or reimbursement receivable for EUR 3,602 (March 31, 2025: EUR 5,187). Please also refer to Note 10.

Other debtors consist of tax advances paid for an amount of EUR 256,538 (March 2025: 162,128).

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2026 and 2025, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2026 and 2025, the Company has not purchased its own shares.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2026 (continued)

Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other non available reserves	Results brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2025	37,500	1,545,000	8,969,029
Allocation of previous year 's results*	---	---	804,764
Dividend distribution to shareholders	---	---	(750,000)
Release of net wealth tax (" NWT ") reserve	---	(250,000)	250,000
Allocation to NWT reserve	---	300,000	(300,000)
Balance as at March 31, 2026	37,500	1,595,000	8,973,793

* As per decision of the Annual General Meeting as at 26th September, 2025.

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other non available reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other non available reserves".

As per Annual General Meeting held on September 26, 2025, the 2020 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 250,000, and a NWT reserve of EUR 300,000 was constituted for 2026.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2026 (continued)

Note 5 – Reserves and Results brought forward (continued)

As at March 31, 2026, the restricted reserve amounted EUR 1,595,000 representing six times the NWT credited for the years from 2021 to 2026 (March 31, 2025: EUR 1,545,000).

Note 6 – Taxes

The Corporate Income tax rate is 16% (on which 7% of the corporate income tax shall be added as a surcharge for the employment fund), and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

For the financial year ending March 31, 2026, a tax advance of EUR 256,538 was paid to the Luxembourg Tax Administration.

Global Funds Management S.A. is part of a Japanese group that falls within the scope of the OECD/EU Pillar 2 rules incorporating the principle of establishing a global minimum corporate income tax rate of 15% on the profits by country of multinational groups with annual revenues exceeding EUR 750 million. Pillar 2 legislation was enacted in Luxembourg, the jurisdiction where the Company is incorporated, and has come into effect for fiscal years starting on or after 31 December 2023. Under this legislation, the Company is liable to pay a top-up tax for the difference between its Pillar Two effective tax rate (“ETR”) per jurisdiction and the 15% minimum tax rate. The Pillar Two legislation also includes transitional safe harbor rules designed to minimize the compliance burden associated with undertaking the full GloBE ETR calculation for the first three fiscal years. In this context, an impact assessment based on the latest historic country-by-country reporting data has concluded that the Luxembourg entities of the Group, including the Company, are not expected to incur additional taxes in accordance with BEPS Pillar 2.

Note 7 – Creditors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2026 and 2025, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2026 EUR	March 31, 2025 EUR
Internal and statutory audit fees	87,741	88,770
Social security and salary tax	56,973	56,014
Income Tax payable (Note 6)	517,623	466,601
Domiciliation fees	24,294	24,294
Staff related	184,497	187,266
Other	15,290	8,749
	<u>886,418</u>	<u>831,694</u>

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2026 (continued)

Note 8 – Gross results

For the years ended March 31, 2026 and 2025, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2026 EUR	March 31, 2025 EUR
Services fees	3,115,048	2,516,889
Other external charges	(680,754)	(305,635)
	<u>2,434,294</u>	<u>2,211,254</u>

For the year ended March 31, 2026 and 2025, the Services fees include the management fees of EUR 1,842,513 (March 31, 2025: EUR 1,268,499), Risk and Fund Support fees of EUR 986,245 (March 31, 2025: EUR 925,727), Risk management services fees of EUR 159,852 (March 31, 2025: EUR 168,096), AIFMD and reporting fees of EUR 93,890 (March 31, 2025: EUR 141,125) and other fees of EUR 32,548 (March 31, 2025: EUR 13,442).

For the year ended March 31, 2026 and 2025, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2025: EUR 97,175), internal and statutory audit fees for EUR 85,789 (March 31, 2025: EUR 89,263), Consultancy fees of EUR 27,536 (March 31, 2025: EUR 26,361), regulatory fee of EUR 63,000 (March 31, 2025: EUR 61,000), IT systems EUR 380,039 (March 31, 2025: EUR 0) and other charges for EUR 27,215 (March 31, 2025: EUR 31,836).

Note 9 – Average Staff

For the year ended March 31, 2026, the Company has employed in average 10.0 persons (March 31, 2025: 9.3 persons).

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Debtors include an amount of EUR 492,671, which is receivable from GFTC for Fund services including for risk management reporting and dividend control. Creditors include an amount of EUR 24,294 to the Bank as part of the remuneration of the support service provided.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2026 (continued)

Note 10 – Related parties (continued)

The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain support services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 97,175 including VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2026 (March 31, 2025: EUR 97,175) is recorded in deduction of the caption "Gross results" in the Abridged Profit and Loss Account.

Under the same caption and according to the Risk and Fund Support Services Agreement which was concluded with GFTC and MTC, which is effective since March 1, 2025 and which replaces previous agreements, the Company has provided Fund services for an amount of EUR 1,000,203 (March 31, 2025: EUR 944,761).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the Abridged Balance Sheet. Such assets amount to approximately EUR 10,893 million as at March 31, 2026 (March 31, 2025: EUR 9,896 million).

Note 12 – Advances, Loans, and guarantees granted to the members of administrative, managerial and supervisory bodies

For the year ended March 31, 2026, the Company has not granted any advances, loans, guarantees to the members of administrative, managerial, and supervisory bodies.

Note 13 – Subsequent events

No significant event has occurred after the closing date.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含みます。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除きます。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、（ ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ ）競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主により選任され、株主の決議により解任されます。欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役の多数決により取締役を選任することができます。

(2) 定款の変更

定款の変更または解散に関しては、定款を変更する方法により採択された臨時株主総会の決議案が承認される必要があります。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの法令の規定に基づき、UCITSおよびAIFを管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。

(4) 出資の状況

該当事項はありません。

(5) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・U.S.・エルエルシー（「投資顧問会社」）

(Janus Henderson Investors US LLC)

(1) 出資の額

2026年6月末日現在、出資の額は821,400,000米ドル（約1,333億8,715万円）

(2) 事業の内容

投資顧問会社は、トム・ベイリーによって1970年に米国コロラド州法に基づき設立され、米国証券取引委員会（SEC）に投資顧問会社として登録されています。投資顧問会社は、1970年にジャナス・ファンドに対する投資顧問としての業務を開始しました。

投資顧問会社は現在、米国および海外のミューチュアル・ファンド（ファンドの投資目的および投資方針と実質的に同様の投資目的および投資方針の投資信託を含みます）、企業、個人、年金および慈善口座に投資顧問または副投資顧問業務を提供しています。投資顧問会社は、資産管理を主業務とするジャナス・ヘンダーソン・グループ・リミテッドの子会社です。

2. ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

(1) 資本金の額

2026年6月末日現在、2,800万ユーロ（約51億8,980万円）

(2) 事業の内容

1990年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

3. 野村證券株式会社（日本における「代行協会員」および「販売会社」）

(1) 資本金の額

2026年6月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

日本において第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他金融商品取引業に関連する業務を行っています。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について、指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託について、販売会社および代行協会員として、それぞれの証券（株式）の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

- 1．ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・ＵＳ・エルエルシー（「投資顧問会社」）
(Janus Henderson Investors US LLC)

ファンドに関する投資顧問・運用業務を行います。

- 2．ノムラ・バンク・ルクセンブルクＳ．Ａ．（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人として、ＣＳＳＦ告示22/811¹で定義される一般的な管理業務に責任を負います。これには、登録業務（受益証券の発行および買戻しの処理を含みます。）、純資産価額の計算、受益証券の評価、会計記録の維持および管理会社との契約に基づくクライアントとのコミュニケーションが含まれます。

- 3．野村證券株式会社（日本における「代行協会員」および「販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー、ノムラ・バンク・ルクセンブルクＳ．Ａ．および野村證券株式会社の最終的な親会社は、野村ホールディングス株式会社です。

¹ ＵＣＩのアドミニストレーターとして行為する事業体の承認と組織に関するＣＳＳＦ告示22／811。

第3【投資信託制度の概要】

(2026年7月付)

・定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年6月15日法（改正済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（改正済）
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EU）No.1060/2009および規則（EU）No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU（改正済）
AIFMD または UCITS 指令	委託の取決め、流動性リスク管理、監督当局への報告、預託・保管業務の提供およびオルタナティブ投資ファンドによるローン・オリジネーションに関して指令2011/61/EUおよび指令2009/65/ECを改正する、2024年3月13日付欧州議会および欧州理事会指令（EU）2024/927
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No.231/2013
ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011（直近では、規則（EU）2025/914により改正済）
CESR	欧州証券市場監督局（ESMA）によって代替された欧州証券規制委員会
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CS Dまたは 中央証券預託機関	指令98/26/ECおよび指令2014/65/EUならびに規則（EU）No.236/2012を改正する、欧州連合における証券決済の改善および中央証券預託機関に関する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）No.909/2014第2条第1項第1）号に定義される中央証券預託機関
CS S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
指令2014/65/EU	指令2002/92/ECおよび指令2011/61/EUを改正する、金融商品市場に関する2014年5月15日付欧州議会および欧州理事会指令2014/65/EU
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EUまたは欧州連合	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIDまたは PRIIPs KID	規則1286/2014において言及される主要情報文書
KIIDまたは UCITS KIID	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国

メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からR E S Aに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2017 / 1131
非個人向け パート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められていないパート ファンド
パート ファンド	（特にU C I T S 指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
P R I I P	P R I I P s 規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
P R I I P s 規則または 規則1286 / 2014	パッケージ型個人向け投資金融商品（P R I I P s）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）1286 / 2014（改正済）
R A I F	2016年法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録A I F M	運用資産が2013年法第3条およびA I F M Dに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向け パート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められているパート ファンド
R E S A	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
S F D R	金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019 / 2088（改正済）
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
S I C A R	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
S F T 規則	規則（E U）No.648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2015 / 2365
S I F	2007年法に基づく専門投資信託
タクソノミー規則	規則（E U）2019 / 2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2020 / 852
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 指令または 指令2009 / 65 / E C	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / E C
U C I T S 指令または A I F M D	委託の取決め、流動性リスク管理、監督当局への報告、預託・保管業務の提供およびオルタナティブ投資ファンドによるローン・オリジネーションに関して指令2011 / 61 / E Uおよび指令2009 / 65 / E Cを改正する、2024年3月13日付欧州議会および欧州理事会指令（E U）2024 / 927
U C I T S 所在加盟国	U C I T S 指令第5条に基づきU C I T S が認可を受けた加盟国
U C I T S 受入加盟国	U C I T S の受益証券が販売される、U C I T S 所在加盟国以外の加盟国
U C I T S 管理会社 または第15章管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

．ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ピークルを創設することができる。

1）規制を受けるルクセンブルグの投資ピークル

a）投資信託（U C I）

- U C I T S、すなわち、指令2009 / 65 / E C に基づき認可され、2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パート ファンド、すなわち、2010年法パート に基づく投資信託
- S I F、すなわち、2007年法に基づく専門投資信託

b) U C I 以外の投資ビークル

- S I C A R、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する改正2005年7月13日法に基づく年金基金
- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル(その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合)

2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル(その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合)
- R A I F、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

A I Fとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくU C I T Sおよびパート ファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

U C I T Sおよびパート ファンドに適用される法律は、C S S Fが発行するさまざまな規則、告示およびF A Qにより補完されるが、これらは本概要説明の一部を構成するものではない。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制ならびにE S M Aが発行する指針および/またはF A Q / Q & AがU C I に適用される。

ルクセンブルグにおけるU C I T Sおよびパート ファンドを規制するその他の法律および規制には、ルクセンブルグまたは欧州の追加的な規則も含まれる。これらは、投資信託のみを対象としているわけではないものの、投資信託に適用される可能性がある。これらの規則および規制については、本概要では扱っていない。

重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

・ 規制を受けるルクセンブルグ投資信託の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート のU C I T Sおよびパート のU C I を個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート U C I T S (以下「パート 」という。)

パート その他のU C I (以下「パート 」という。)

パート 外国のU C I

パート 管理会社

パート U C I T Sおよびその他のU C I に適用される一般規定

1.2 2013年法

2013年法は、主にA I F Mの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接A I Fにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement) (以下「F C P」という。)

2) 投資法人 (investment companies)

- 変動資本を有する投資法人 (以下「S I C A V」という。)

- 固定資本を有する投資法人 (以下「S I C A F」という。)

契約型U C I T Sおよび会社型U C I T Sならびにパート ファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1 契約型投資信託（ＦＣＰ）

契約型の投資信託は、ＦＣＰそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 ＦＣＰの概要

ＦＣＰは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家は、その投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。ＦＣＰは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、ＦＣＰに投資することにより、ＦＣＰに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、ＦＣＰの約款（以下を参照のこと。）に基づく。ＦＣＰへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、ＦＣＰの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2 ＦＣＰの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、受益証券または端数の受益証券の登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンド（すなわちＵＣＩＴＳ）の受益証券は、ＦＣＰによりいつでも買い戻されるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買い戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、ＣＳＳＦ規則は、2010年法第91条に従い、ＦＣＰの受益証券の発行価格および買い戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付ＩＭＬ告示91/75（廃止済）は、第G章において、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買い戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定めていた。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。ＣＳＳＦ告示25/901では、2010年法第157条（2）に照らして、発行価格および買い戻価格の決定日について、当該証券の発行および買い戻しの頻度による旨規定されている。パート ファンドの投資家がその保有証券を買い戻す権利を有する場合、買い戻しの頻度は、当該ファンドまたはコンパートメントの投資方針に基づき決定されなければならない。この場合、当該ファンドまたはコンパートメントの投資方針は、特にプライベート投資を予定するものである場合には、買い戻しの頻度を月1回未満とすることを正当化し得る。買い戻しの頻度は、必ずしも申込みの頻度と一致するとは限らない。このことは、有効な法令に従って行われなければならない純資産価額の計算には影響を及ぼさない。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

ＦＣＰの分配方針は約款の定めに従う。

ＵＣＩＴＳに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、ＣＳＳＦ規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- ＦＣＰの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、ＵＣＩＴＳとして資格を有するＦＣＰとしての認可が得られてから6か月以内およびパート ファンドとして資格を有するＦＣＰとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、ＣＳＳＦ規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、ＦＣＰの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買い戻価格は、ＵＣＩＴＳの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - a) ＦＣＰの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - c) 分配方針
 - d) 管理会社がＦＣＰから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - e) 公告に関する規定
 - f) ＦＣＰの会計の決算日
 - g) 法令に基づく場合以外のＦＣＰの解散事由

h) 約款変更手続

i) 受益証券発行手続

j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S F はこれらの停止を命ずることができる。

管理会社は、運用しているF C Pの受益者の利益のために、2010年法第12条に規定されるところにより、受益証券の申込み、買戻しおよび償還を一時停止し、またはその他の流動性管理ツールを発動することができる。この点に関する詳細については、4.1.3「流動性管理ツール」も参照のこと。

3.1.3 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた信用機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたF C Pのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. F C Pの形態をとるU C I T Sおよび個人向けパート ファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にF C Pの受益証券の申込みにおいてF C Pの受益者によりまたはF C Pの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、F C Pのすべての現金がa) F C P名義、F C Pを代理する管理会社名義またはF C Pを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / E C¹第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c) 指令2006 / 73 / E C第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

F C Pを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

¹ 「指令2006 / 73 / E C」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004 / 39 / E Cを実施する2006年8月10日付委員会指令2006 / 73 / E Cをいう。

C. F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

- ）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
- ）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / E C第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- ）F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、
- ）F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するＦＣＰの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるＦＣＰの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) ｦＣＰの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がＦＣＰを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) ｦＣＰの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてＦＣＰが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはＦＣＰの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された業務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された業務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし（ただし、当該第三者が、投資家のＣＳＤ（規則（ＥＵ）No.909 / 2014第29条第3項および同規則第48条第10項に基づき採択された委任法に定義される。）としての資格において行為する中央証券預託機関である場合を除く。）、かつ、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された業務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたＦＣＰの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - ）最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ）金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるＦＣＰの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その業務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するＦＣＰに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法制的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) ｦＣＰを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの業務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

2010年法第18条の2第(4)項の目的上、発行体のＣＳＤ（規則（ＥＵ）No.909 / 2014第29条第3項および同規則第48条第10項に基づき採択された委任法に定義される。）としての資格において行為する中央証券預託機関による業務の提供は、当該預託機関の保管業務の委託とはみなされない。本条の目的上、投資家のＣＳＤ（当該委任法において定義される。）としての資格において行為する中央証券預託機関による業務の提供は、当該預託機関の保管業務の委託とみなされるものとする。

F. 保管受託銀行は、ＦＣＰおよびＦＣＰの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、ＦＣＰを代理する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず

らず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

F C Pの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、F C PまたはF C Pを代理する管理会社に関して、F C P、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。最後に保管受託銀行を務めた機関は、F C Pの清算が終了するまで、F C Pのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含め、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

F C Pは、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009 / 65 / E Cに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009 / 65 / E Cが適用されるU C I T Sを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、U C I T Sの管理会社は、A I Fを運用するA I F Mとしても認可を受けることができる。

また、U C I T S管理会社およびA I F Mは、2018年8月23日に発行されたC S S F告示18 / 698に従う。

（さらなる詳細については、以下 . 3 を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

（ ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

U C I T Sについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はU C I T S規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

（ ）販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および / または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2 会社型投資信託

ルクセンブルグのUCITSおよびパート ファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1 変動資本を有する投資法人（SICAV）

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法パート に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

パート SICAVとは、ルクセンブルグ法に準拠する、公開有限責任会社（société anonyme）、株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）、普通リミテッド・パートナーシップ（société en commandite simple）、特別リミテッド・パートナーシップ（société en commandite spéciale）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合（société coopérative organisée sous forme de société anonyme）の形態を採用している会社のうち、以下に該当するものを意味する。

- 投資リスク分散のためにその資金を資産に投資し、その資産の運用結果の恩恵を投資家に提供することを唯一の目的とするもの
- その証券またはパートナーシップ持分が、公募または私募によって一般に募集されることが意図されているもの
- その規約またはパートナーシップ契約において、資本金が常に当該会社の純資産の金額と同額となる旨規定されているもの

株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップの法的形態を採用しているパート SICAVは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれかが単一のAIFMによって運用されるものとし、当該SICAVが第三国で設立されたAIFMにより運用される場合、AIFMDの第66条第3項の適用を受ける。

パート SICAVは、商事会社に適用される一般規定、特に（2010年法により適用除外されていない限り）1915年法に従うものとする。

3.2.1.2 2010年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象であり、UCITSとしての資格を有するSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パート に従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。

パート SICAVは、投資証券払込剰余金またはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した投資証券資本を維持しなければならない、当該投資証券資本は、125万ユーロを下回ってはならない。この最低額は、SICAVの認可後12か月以内に達成しなければならない。CSSF規則によりかかる最低額は、250万ユーロに引き上げることができる。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約またはパートナーシップ契約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも証券またはパートナーシップ持分を発行することができる。
- 規約またはパートナーシップ契約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて証券またはパートナーシップ持分を買い戻す。
- UCITSおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの証券またはパートナーシップ持分²を発行しない。
- UCITSおよびパート ファンドの規約またはパートナーシップ契約³は、発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。UCITSについては、規約に別段の

定めがない限り、S I C A Vの資産の評価は、証券取引所への正式な上場が認められている証券の場合、証券取引所における最新の相場に基づくものとする（ただし、当該相場が代表的なものでない場合はこの限りではない。）。かかる証券取引所への上場が認められていない証券およびかかる証券取引所への上場が認められているが最新の相場が代表的なものでない証券については、評価は、推定実現価格に基づくものとし、かかる価格は慎重かつ誠実に見積らなければならない。パート ファンドについては、規約またはパートナーシップ契約に別段の定めがない限り、S I C A Vの資産の評価は、公正価格に基づくものとする。この価格は、規約またはパートナーシップ契約に定める手続に従い決定されるものとする。

- S I C A Vは、その投資主の利益のために、2010年法第28条に規定されるところにより、その投資証券の申込み、買戻しおよび償還を一時停止し、またはその他の流動性管理ツールを発動することができる。この点に関する詳細については、4.1.3「流動性管理ツール」も参照のこと。
- 証券またはパートナーシップ持分の発行および買戻しは、以下の期間および場合に、禁止されるものとする。
 - a) S I C A Vの保管受託銀行が不在となる期間中
 - b) 保管受託銀行が清算され、もしくは破産宣告を受け、債権者との取決め、支払停止もしくは管理下の経営を求め、または類似の手續に服する場合
- 規約またはパートナーシップ契約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（U C I T Sについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 規約またはパートナーシップ契約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- S I C A Vの証券またはパートナーシップ持分は無額面とする。

2 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパート ファンドにのみ適用される。

3 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパート ファンドにのみ適用される。

3.2.2 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

A. S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単一の保管受託銀行が任命されるようにする。C S S Fにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

F C Pの保管受託銀行に関して上記 3.1.3Aに記載される条件は、S I C A Vの保管受託銀行に対しても適用される。

B. S I C A Vの形態をとるU C I T Sおよび個人向けパート ファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- S I C A Vの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って執行されるようにすること。
- S I C A Vの投資証券の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を執行すること。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にS I C A Vの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A V名義またはS I C A Vを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / E C第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006 / 73 / E C第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

S I C A Vを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. S I C A Vの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - ）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、S I C A Vを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / E C第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってS I C A Vに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

）S I C A Vから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてS I C A Vの所有権を確かめることによってかかる資産のS I C A Vによる所有を確認し、

）S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行が保管するS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、

c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および

d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された業務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、F C Pに関して上記 3.1.3Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された業務を第三者に委託する可能性がある。

F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、F C Pの保管受託銀行がF C PおよびF C Pの受益者に対して負う責任に関して上記 3.1.3Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。

G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合（保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。通知期間の終了時までには新たな保管受託銀行が任命されない場合、C S S Fは、2010年法第130条第1項に定めるリストからS I C A Vを除外するものとする。最後に保管受託銀行を務めた機関は、S I C A Vの清算が終了するまで、S I C A Vのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持しまたは開設する義務を含め、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。）

b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手続の対象となり、または清算に入った場合

c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合

d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（U C I T S）または第16章（例えば、パート ファンド）に従い管理会社によって運営される。

U C I T S S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。

b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。

c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。

d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。

e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記 3.4に詳述されるC S S F 告示18 / 698に従う。

3.2.4 関係法人

前記 3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 管理会社を指定していない会社型U C I T Sの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、U C I T Sとしての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの取締役は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、当該条件を充たし、かつ、当該S I C A Vに常勤で雇用されている者、または当該S I C A Vの事業遂行に常勤で専念する当該S I C A Vの業務執行メンバーもしくは経営機関の構成員であって、欧州連合内に住所を有する少なくとも2名の自然人により決定されなければならない。「取締役」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、U C I T S S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該U C I T S S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の 3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と読み替えられる。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則（E C）No 1060 / 2009、規則（E U）No 648 / 2012、規則（E U）No 600 / 2014、規則（E U）No 909 / 2014および規則（E U）2016 / 1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2022 / 2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4 . ルクセンブルグのU C I T Sおよびパート ファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

かかるUCIの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

CSSFは、2010年法（および2007年法）に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは配分方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス/受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス/受益証券クラスのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス/受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないことに留意するべきである。2017年1月30日付UCITSの投資証券クラスに関するESMA意見には、UCITSが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を（ ）共通の投資目的、（ ）連鎖がないこと、（ ）事前決定および（ ）透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料によって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 流動性管理ツール

UCITS 指令およびAIFMD に基づき、2026年4月16日より、UCITSまたは（該当する場合には）その管理会社、およびオープン・エンド型AIFを運用する認可されたAIFMに対し、流動性管理ツールに関する追加の要件が導入された。

当該UCITS、管理会社および認可AIFMは、指令2009/65/ECおよびAIFMDにおいて定めるリストの中から、少なくとも2つの流動性管理ツールを選定することを義務付けられている（ただし、マネー・マーケット・ファンドについては、1つの流動性管理ツールを選定すれば足りる。）。

2026年2月27日、指令2009/65/ECおよびAIFMDを補完する、流動性管理ツールの特性について規定した最終的なRTS（UCITSに関する欧州委員会委任規則（EU）2026/466およびAIFMに関する欧州委員会委任規則（EU）2026/465）が、欧州連合官報に掲載された。これは、流動性管理ツールの決定および調整に関するESMAの指針を補完するものである。当該指針の初版は、2025年4月にESMAにより公表され、2025年12月に改訂された。選定された流動性管理ツールの発動/解除、ならびに当該ツールの利用に関する業務上および管理上の取決めについては、詳細な方針および手順を整備しなければならない。選定された流動性管理ツールは、AIF/UCITSの規則または設立文書に記載しなければならない、また、目論見書においてもその情報が記載されなければならない。

UCITS 指令およびAIFMD は、2010年法および2013年法を改正する2026年3月3日法により、ルクセンブルグ法に移行された。

4.2 1915年法

商社会に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- ☐ 設立企画人の身元
 - ☐ 法人の形態および名称
 - ☐ 登録事務所
 - ☐ 法人の目的
 - ☐ 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
 - ☐ 発行時に払込済の額
 - ☐ 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
 - ☐ 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
 - ☐ 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
- （注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。2010年法第26条第（5）項では、現物出資の対価としての受益証券の発行の場合に、承認された法定監査人による報告書の作成を免除する特例を導入することにより、UCITSに対し新たな柔軟性を認めている。
- ☐ 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
 - ☒ 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
 - ☒ 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
 - ☒ 法人の存続期間
 - ☒ 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- ☐ 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- ☐ 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

・ 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パートIに基づき適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章（第40条ないし第52条）に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) C S S Fは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、C S S Fに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびU C I T Sの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。

(注) 2025年6月26日、E S M Aは、指令2007/16/EC（適格資産指令、通称「E A D」）の見直しに関する欧州委員会への技術的助言についての最終報告書を公表した。これは、2023年6月に欧州委員会がE S M Aに対し、U C I T Sの投資対象に関する適格基準の調和、主要概念の明確化およびオルタナティブ資産（例えば、ローン、C A Tボンド、コモディティ、暗号資産、非上場株式）へのエクスポージャーの取扱いへの対応に焦点を当て、E A Dの見直しの必要性について報告するよう要請したことを受けたものである。E A Dは、指令2009/65/ECに基づき、U C I T Sが投資できる資産についてより詳細に規定するものである。

- (3) 2008年2月19日に、C S S Fは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339（以下「告示08/339」という。）を出した。

告示08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、U C I T Sがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にC S S Fにより出された告示08/380により改正された。

- (4) 2008年6月4日に、C S S Fは、特定の証券貸借取引においてU C I T Sが利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F告示08/356（以下「告示08/356」という。）を出した。

告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、U C I T Sのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってU C I T Sのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。⁴

- (5) C S S F告示14/592は、E T FおよびE T Fを扱う他のU C I T Sの問題に関するE S M A指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、U C I T Sおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

- (6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったM M F規則により、M M F規則の範囲内に該当するすべてのU C Iは、M M F規則に基づきM M Fとして認可を受けることを要求される。M M F規則の範囲内に該当しないU C Iは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

M M F規則は、3種類のM M Fについて規定しており、（ ）公的債務固定純資産価額のファンド、（ ）低ボラティリティ純資産価額のファンド、および（ ）変動純資産価額のファンド（V N A V）（短期V N A Vおよび標準V N A Vの形を取り得る。）である。M M Fの種類に応じて、M M F規則に基づきM M Fとしての資格を有するU C I T Sに追加的な投資制限が適用される。

- (7) 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくU C I T S (A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A．2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、U C I T S（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、U C I T Sのみに適用され、その他の種類のU C Iには適用されない。2010年法に従い、C S S Fは、2010年法の特定の規定を明確化したC S S F規則10-05を採用している。

B．U C I T Sフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のU C I T S（以下「マスター」という。）に投資するU C I T Sであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

⁴ 2025年12月19日にC S S F告示25/901が発効したことに伴い、C S S F告示08/356の規定は、パート ファンドには適用されなくなった。

3．U C I T Sの管理会社／第15章の管理会社

U C I T Sを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するU C I T S管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づきUCITS管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、ESMAに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はUCITS管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、

- 投資顧問業務
- UCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- 金融商品に関する注文の受理および送達
- 2010年法第101条に従って管理会社が運用しているUCITSに関連して、または本項に従って管理会社が提供している業務に関連して、管理会社が既に提供しているその他の業務または活動（ただし、当該業務または活動を他の者に提供することにより生じる潜在的な利益相反が適切に管理されている場合に限る。）

(c) ベンチマーク規則に従ったベンチマークの管理業務

管理会社は、いかなる場合も、本項に掲げる業務のみを提供するものとして、2010年法第15章に基づく認可を受けることはできない。管理会社は、自ら運用しているUCITSにおいて使用される指数に関連して、上記(c)に掲げる業務を提供することを認められない。

- (4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条第1項ないし第4項および第5項の2ないし第8項、第37 - 2条第1項ないし第2項の2、第37 - 3条第1項ないし第8項の3および第37 - 3条の2、ならびに金融担保取決めにに関する2005年8月5日法（改正済）第13条第4段落は、1993年法別表IIのセクションBに掲げる一または複数の金融商品に関して管理会社により行われる上記(3)の(a)および(b)の業務提供に準用される。

- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集合的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売、AIFの資産に関連する活動、AIFに代わって行うローンのオリジネーションおよび証券化特別目的事業体のサービシング等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

- () 管理会社が運用する F C P (管理会社が運用権限を委託したかかる F C P のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
- () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
- () 管理会社が運用する U C I (管理会社が運用権限を委託したかかる U C I のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則 (E U) No. 1093 / 2010、規則 (E U) No. 575 / 2013、規則 (E U) No. 600 / 2014 および規則 (E U) No. 806 / 2014 を改正する、投資会社の健全性要件に関する 2019 年 11 月 27 日付欧州議会および欧州理事会規則 (E U) 2019 / 2033 第 13 条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の 50 % まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国または C S S F が E U 法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8) (a) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる資本金は、流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用する U C I T S に関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S F に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、当該条件を充たし、かつ、当該管理会社に常勤で雇用されている者、または当該管理会社の事業遂行に常勤で専念する当該管理会社の業務執行メンバーもしくは経営機関の構成員であって、欧州連合内に住所を有する少なくとも 2 名の自然人により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載し、管理会社の事業遂行のために利用される人的および技術的資源、ならびに実質的に管理会社の事業遂行を行う者に関する情報を明記した活動計画を添付しなければならない。これには、以下が含まれる。

- () 当該者の職務、役職および役職レベルに関する説明
- () 管理会社内外における当該者の報告系統および責任範囲に関する説明
- () 当該者それぞれが各職務に割いている時間の概要
- () 管理会社が、2010 年法に基づく自己の義務、ならびに S F D R 第 3 条第 1 項、第 6 条第 1 項 a) および第 13 条第 1 項に基づく自己の義務をどのように遵守する予定であるかに関する情報、ならびに当該義務の遵守のために管理会社が利用する適切な人的および技術的資源に関する詳細な説明

- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 管理会社の経営陣の構成員は、十分な評価を得ており、かつ、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。

- () 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、(二層制度における) 監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記 (c) にて言及される者と異なる場合、かかる構成員 (場合に応じて)
- () その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

- (g) 管理会社は、2010 年法第 110 条に従って、第三者への業務の委託および再委託に関して締結される取決めに、少なくとも以下を含む情報を提供するものとする。

- () 管理会社の正式名称および関連する識別情報
- () 各委託先について、
 - ・ 正式名称および関連する識別情報
 - ・ 設立法域
 - ・ 関連する場合は、監督当局
- () 管理会社が以下の業務のために活用する人的および技術的資源の詳細な説明
 - ・ 管理会社内での日々のポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務の遂行
 - ・ 委託した活動の監視
- () 管理会社が運用しているまたは運用予定の各 U C I T S について、
 - ・ 委託したポートフォリオ運用業務の概要 (当該委託が部分的なものか全面的なものを含む。)
 - ・ 委託したリスク管理業務の概要 (当該委託が部分的なものか全面的なものを含む。)

- () 委託した活動を監視するために管理会社が行う予定の定期的なデュー・ディリジェンス措置に関する説明

- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合のみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、上記(8)(f)にて言及される管理会社の経営陣の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

管理会社は、当初の認可を受けた際の条件に重要な変更があった場合、特に、2010年法第102条に従い提供される情報に重要な変更があった場合には、その実施前に、C S S Fに通知するものとする。

(13) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備（金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則（EC）No 1060/2009、規則（EU）No 648/2012、規則（EU）No 600/2014、規則（EU）No 909/2014および規則（EU）2016/1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2022/2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。）ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。

- 上記3.1(3)の業務に関し、信用機関および一定の投資会社の破綻に関する改正2015年12月18日法パート タイトルの規定ならびに1993年法第22 - 1 条の規定に服する。

（注）上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。

- (4) 管理会社は、2010年法別表 に定める一もしくは複数の業務または2010年法第101条第3項に定めるサービスを管理会社に代わって遂行する業務を第三者に委託しようとする場合、委託取決めが発効する前に、C S S Fに通知するものとする。以下の各条件が充足されなければならない。
- a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S 所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該委託による権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家および顧客の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T S が運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該委託による権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者に対してのみ行うことができ、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
 - d) 当該委託による権限付与が投資運用に関するものであり第三国の者に対して行われる場合、C S S F および当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する委託は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に対して行ってはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、委託を受けた者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該委託による権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、業務もしくはサービス提供を委託された者に対して随時追加的指示を行うこと、または投資家および顧客の利益にかなう場合は直ちに当該委託を撤回することを妨げるものであってはならない。
 - h) 委託される業務またはサービス提供の性質を勘案し、業務またはサービス提供を委託される者は、当該業務またはサービス提供を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) U C I T S の目論見書に、2010年法第110条に基づき管理会社が委託を認められているサービスおよび業務を列挙しなければならない。
 - j) 管理会社は、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- (5) 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に業務またはサービスを委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、実質的に、U C I T S の運用者または2010年法第101条第3項に定めるサービスの提供者としてみなされなくなる程度まで、また、名義のみの団体としてみなされる程度まで、業務またはサービスの委託をすることはしないものとする。
- (6) 上記(4) および(5) にかかわらず、2010年法別表 第3 インデントに定めるマーケティング業務が一または複数の販売業者により遂行される場合であって、当該販売業者が、自己のために行われ、かつ、指令2014 / 65 / E U に基づきU C I T S を販売し、または保険販売に関する2016年1月20日付欧州議会および欧州理事会指令（E U ）2016 / 97 に基づき保険ベースの投資商品を通じてU C I T S を販売する場合には、当該業務は、管理会社と当該販売業者との間の販売契約の有無にかかわらず、上記(4) および(5) の要件の対象となる委託とはみなされないものとする。
- (7) 管理会社は、2010年法別表 に定める業務の遂行および2010年法第101条第3項に定めるサービスの提供が、2010年法に準拠して行われるよう確保するものとする。この義務は、委託先または再委託先の規制上の地位または所在地にかかわらず適用されるものとする。
- (8) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行われなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するU C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行われなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T S が確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (9) 管理会社が第三者の主導によりU C I T S を運用し、または運用しようとする場合（U C I T S が第三者である組成者の名称を使用する場合、または管理会社が第三者である組成者を2010年法第110条に基づく委託先に任命する場合を含む。）、管理会社は、利益相反を考慮の上、2010年法：第110条第1項d) の遵守状況についての詳細な説明および証拠

をC S S Fに提出するものとする。特に、管理会社は、当該第三者との関係により利益相反が生じないよう自ら講じた合理的な措置について明記し、または、当該利益相反の発生を防止できない場合は、当該利益相反がU C I T Sおよびその投資家の利益に悪影響を及ぼすことを防止するために管理会社がどのように当該利益相反を特定し、管理し、監視し、および（該当する場合は）開示したかということにつき、明記するものとする。

(10) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するU C I T Sの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のU C I T Sの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。

(11) 管理会社は、上記(10)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。

(a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。

(b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するU C I T Sの、および当該U C I T Sの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。

(c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。

(d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。

(e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。

(f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。

(g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはU C I T Sの各業績評価と、U C I T Sのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。

(h) 業績評価は、評価プロセスがU C I T Sのより長い期間の業績およびU C I T Sへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するU C I T Sの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。

(i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。

(j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。

(k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。

(l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

(m) U C I T Sの法制およびU C I T Sのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するU C I T Sの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、U C I T Sの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するU C I T Sおよび当該U C I T Sの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

(n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

(o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

(p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

(q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

(r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

(12) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めに設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めに設定するものとする。

(13) 管理会社は、1993年法第1条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37 - 8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

(1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

(2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

(3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 U C I T S 管理会社に適用される規則

C S S F 規則No.10 - 4 は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、C S S F は、以前適用されていたC S S F 告示12 / 546に代替する告示18 / 698を発行した。

ルクセンブルグのU C I T S 管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたC S S F 告示12 / 546とは異なり、C S S F 告示18 / 698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、U C I T S 管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、A I F M および2013年法第4条第1項b）の意味における内部運用されるA I F ）および登録事務代行会社の機能を行使する事業体を対象としている。

当該告示により、C S S F は、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、C S S F が投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、C S S F 告示18 / 698は、（ ）投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに（ ）取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、U C I T S、A I F およびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、C S S F 告示18 / 698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してC S S F が期待することを明確にしている。

C S S F は、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびC S S F のために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、C S S F は、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、M i F I D ファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、C S S F は、オープン・エンド型U C I の流動性リスク管理に関するI O S C O の勧告を実施する告示19 / 733を公表した。当該告示は、運用される各U C I のレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がI O S C O の勧告（当該告示に添付される。）を適用することおよび関連するI O S C O の良好な慣行（I O S C O のウェブサイトで入手可能である。）を利用することをC S S F が期待していることを明確にするものである。

I O S C O の勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、U C I の設計プロセス、U C I の日々の流動性管理および危機管理計画である。

2025年5月26日、I O S C O は、2018年の従前の勧告を更新するものとして、「集団投資スキームの流動性リスク管理に関する勧告（改正版）」の最終版を公表した。I O S C O の2025年勧告には、とりわけ、明確性の向上、ストレス・テストの強化、および流動性管理ツールの利用の促進を図る変更が含まれている。

流動性リスク管理を強化するため、A I F M D およびU C I T S 指令では、オープン・エンド型A I F およびU C I T S について、少なくとも2つ以上の流動性管理ツールを選定する義務が規定されている（上記4.1.3「流動性管理ツール」に詳述される。）。

4. ルクセンブルグのU C I T S に関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのU C I T S の認可、登録および監督

4.1.1 U C I T S の認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

（ ）次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- E U 加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のE U 加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S ）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

（ ）認可を受けたU C I は、C S S F によってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

（ ）ルクセンブルグ法、規則およびC S S F の告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S F のかかる決定およびC S S F の制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服があ

る場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、U C I T Sが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「U C I T S K I I D」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、目論見書およびK I Dおよびそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- K I Dは、投資家がU C I T Sの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

K I Dは、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書およびK I Dに記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

P R I I P s規則に従い、いわゆる「P R I I P」についてE Uの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286 / 2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がP R I I Pに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「P R I I P s K I D」という。）を交付する必要がある。「P R I I P」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

P R I I P s規則は、2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、U C I T Sは、P R I I P s K I Dを作成しなければならない。

P R I I P s規則の目的は、（ ）P R I I P s K I D（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに（ ）P R I I P市場の参加者全員（P R I I Pの設定者、助言者および販売者）に対しE U全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

P R I I Pのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、U C I T Sを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

U C I T Sの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はU C I T S K I I D / P R I I P s K I D）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのU C I T Sに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10 - 049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2017 / 1131）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009 / 65 / E Cを実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 43 / E Uを法制化する2010年12月22日付C S S F規則No.10 - 4（2022年7月27日付C S S F規則No.22 - 05により改正済）
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009 / 65 / E Cを実施する2010年7月1日付委員会指令2010 / 44 / E Uを法制化する2010年12月22日付C S S F規則No.10 - 5（改正済）
- ルクセンブルグの投資信託および投資ファンド運用会社が販売前およびクロス・ボーダーの販売において遵守すべき新たな通知および通知解除の手続に関するC S S F告示22 / 810（C S S F告示11 / 509を廃止）
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F告示12 / 540

- 2010年法パート に服するU C I T Sの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S(場合に応じて)に適用される規定に関するC S S F告示16/644(C S S F告示18/697により改正済)
- S F T規則(規則(E U) No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(E U) 2015/2365)
- 規則(E U) No 648/2012(E M I R)に基づく報告に関するE S M A指針の適用に関するC S S F告示23/846
- ベンチマーク規則(指令2008/48/E Cおよび指令2014/17/E Uならびに規則(E U) No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(E U) 2016/1011)(直近では、規則(E U) 2025/914により改正済)
- S F D R(金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則(E U) 2019/2088)(改正済)
- タクソノミー規則(規則(E U) 2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則(E U) 2020/852)
- 純資産価額の計算過誤、投資規則不遵守の事例およびその他U C I レベルで過誤が生じた場合の投資家保護に関するC S S F告示24/856

4.2 ルクセンブルグのU C I T Sに適用される追加的な規制

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 2010年法パート に従うU C I T Sは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S Fにより認可されないものとする。

a) F C Pは、当該F C Pを運用するための管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたU C I T Sが指令2009/65/E Cに従う管理会社により運用され、指令2009/65/E Cに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S Fは、2010年法第123条に従い、当該U C I T Sを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S Fは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T Sの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきU C I T Sを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてU C I T Sを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T Sの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 販売資料

2005年4月6日付C S S F告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、C S S Fは、規則(E U) No.345/2013、規則(E U) No.346/2013および規則(E U) No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則(E U) 2019/1156(改正済)に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するE S M A指針(同指針は2021年8月2日に公表された。)の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、C S S Fは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、U C I T SおよびA I Fのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、U C I T SまたはA I Fの受益証券/投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コ

コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するE S M A指針をC S S Fが適用し、取り入れることを確認している。

() 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、U C I T S の規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ U C I T S、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するU C I T Sに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

2025年3月6日、C S S Fは、U C Iの目論見書に係るビザ付与手続に代わり、新たな「電子識別（e-Identification）」システムが導入される旨のプレスリリースを公表した。さらに、C S S Fは、C S S Fによる事前の承認および審査が法律上義務付けられない目論見書の修正事項の一覧を作成した。すなわち、当該修正事項は、識別番号および日付の付与を受けるためにC S S Fに提出される更新後の目論見書に、直接反映することができる。C S S Fは、その事前審査の対象とならなかった変更について事後分析を行うために追加書類を要求する権利を引き続き留保する。

() 財務報告および監査

1915年法第461 - 6条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

C S S Fは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびA M L / C F Tの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、U C I T Sおよびパート ファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付C S S F告示02 / 81に定められる要件を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（S I F、S I C A Rおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- C S S F 告示21 / 788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付C S S F 規則12 - 02 (改正済) 第49条において言及される承認された法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé) による新たなA M L / C F T 外部報告書の作成を導入するものである。
- C S S F 告示21 / 789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用S I C A Vおよび自己運用A I F について新たな自己評価質問票 (以下「S A Q」という。) を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé) の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125 - 1 条の対象となる第16章管理会社に対するC S S F 告示21 / 789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してC S S F 告示18 / 698および19 / 708を廃止するC S S F 告示23 / 839によって改正されている。
- C S S F 告示21 / 790は、すべてのU C I T S、パート ファンド、S I FおよびS I C A Rについて新たなS A Q を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S F に提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S F が、U C I に対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C I の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 告示97 / 136 (CSSF告示08 / 348により改正) およびC S S F 告示15 / 627 (C S S F 告示25 / 871により改正済) に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

() 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託 (fonds d'investissement) の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ (または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%) 以下の罰金刑に処される。

(1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、C S S F は、下記(2)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S F の監督に服する、U C I 業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
- (U C I が任意清算される場合) 清算人

(2) かかる場合において、C S S F は、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
- b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
- c) (U C I または管理会社の場合) U C I または管理会社の認可の停止または取消し
- d) 管理会社もしくはU C I の経営陣の構成員、または管理会社もしくはU C I により雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
- e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013 / 34 / E U に従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するE U 法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
- f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
- g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金

(3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。) について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、C S S F は、不当な遅滞なく、C S S F のウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとＣＳＳＦが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、ＣＳＳＦは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
- c) （上記a）およびb）に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合）制裁または措置を課する決定を公表しないこと。

）金融市場の安定性が危険にさらされないこと。

）重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

ＣＳＳＦが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (4) また、ＣＳＳＦは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、ＣＳＳＦの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後５年から10年の間、ＣＳＳＦのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (6) 指令2009 / 65 / E C の第99 e 条第(2)項に従い、ＣＳＳＦがＵＣＩＴＳ、管理会社またはＵＣＩＴＳの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、ＣＳＳＦは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をＥＳＭＡに報告するものとする。

さらに、ＣＳＳＦは、上記(1) c) に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をＥＳＭＡに報告するものとする。

2028年１月10日より、指令2009 / 65 / E C を移行する2010年法の規定への違反について上記(3) に基づき公表される情報は、欧州単一アクセス・ポイント（ＥＳＡＰ）上でアクセス可能となる。そのため、規則（ＥＵ）2023 / 2859第２条第２号に規定される収集機関は、ＣＳＳＦとなる。

- (7) ＣＳＳＦが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、ＣＳＳＦは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。

- a) 違反の重大性および期間
- b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
- c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
- d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
- e) 違反につき責任を負うべき者によるＣＳＳＦに対する協力の程度
- f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
- g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置

- (8) ＣＳＳＦは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。

- (9) 上記(8) に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。

- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
- b) ＵＣＩ、管理会社、保管受託銀行およびＣＳＳＦの監督に服する、ＵＣＩ業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年８月２日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること⁵
- d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

- (10) 上記(1) に言及されたＵＣＩ、管理会社、保管受託銀行およびＣＳＳＦの監督に服する、ＵＣＩ業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。

- (11) ＵＣＩ、管理会社、保管受託銀行およびＣＳＳＦの監督に服する、ＵＣＩ業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

() C S S Fへの報告義務

C S S Fへの定期的な報告に加えて、管理会社およびU C Iは、健全性監督の目的でC S S Fに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

5 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則（E U）2016 / 679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する改正2015年3月25日法を改正する、指令95 / 46 / E C（一般データ保護規則）を廃止する、2018年8月1日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

4.3 清算

4.3.1 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、さまざまな場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、下記b)にて言及される特定の状況に反することなしに通知期間の終了時または2か月以内に後任が見付からない場合
 - b) 管理会社が破産宣告を受けた場合
 - c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
- （注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該S I C A Vの解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の証券またはパートナーシップ持分を保有する投資主によって決定される。
- c) 投資主総会は、資本金が最低資本金の3分の2または4分の1を下回ったことが判明してから40日以内に開催されるよう招集されるものとする。
- d) S I C A Vの設立文書に総会に関する定めがない場合、取締役またはマネージャーは、S I C A Vの資本金が法律で規定される最低額の3分の2を下回った場合に遅滞なくC S S Fに報告するものとする。かかる場合、C S S Fは、状況を考慮して、取締役またはマネージャーに対しS I C A Vの清算を要求することができる。

その他の法的形態については、異なる清算プロセスが存在する場合がある。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

1. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

- () 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I F Mを運用することである法人は、（当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。
 - a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
 - b) 指令2009 / 65 / E C 第5条に基づき認可を必要としない投資信託。
- () 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。
 - a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がA I Fではないことを条件とする。）
 - b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M
 - () その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないA I F、もしくは
 - () レバレッジされておらず、各A I Fへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないA I Fによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないA I F（それぞれを「最低限度額」という。）

A I F Mは、上記b) ()に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、C S S Fへの登録を行わなければならない（以下「登録A I F M」という。）。登録A I F Mは、C S S Fへの登録時に、当該A I F Mが運用するA I Fを特定し、かかるA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供する。登録A I F Mは、その登録の完了後、C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該A I F Mの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該A I F Mが運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。登録A I F Mが最低限度額を上回る場合、当該A I F Mは、C S S Fにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該A I F Mは、A I F M Dパスポート（下記 1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートファンドの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うA I F Mおよび保管受託体制

1.1 A I F M

1.1.1 A I F Mの概要

A I Fの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みA I F Mにより運用されるものとする。

- a) A I F Mが、A I FによりまたはA I Fのために選任される法人であり、かかる選任を通じてA I Fを運用することにつき責任を負う「外部A I F M」である場合。
- b) A I F Mが、A I Fの法的形態により内部運用が可能な場合で、A I Fの統治組織が「外部A I F M」を選任しないことを選択した場合におけるA I Fそれ自体（かかる場合、「内部A I F M」、すなわちA I Fそれ自体がA I F Mとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるA I Fは、2013年法別表 に記載されるA I Fの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部A I F Mは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003 / 41 / E Uの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 - () 投資顧問業務
 - () 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - () 金融商品に関する注文の受理および送達

) 2013年法第5条に従ってA I F Mが運用しているA I Fに関連して、または本項に従ってA I F Mが提供している業務に関連して、A I F Mが既に提供しているその他の業務または活動(ただし、当該業務または活動を他の者に提供することにより生じる潜在的な利益相反が適切に管理されている場合に限る。)

c) ベンチマーク規則に従ったベンチマークの管理業務

d) 指令2008 / 48 / E Cおよび指令2014 / 17 / E Uを改正する、クレジット・サービサーおよびクレジット購入者に課する2021年11月24日付欧州議会および欧州理事会指令(E U) 2021 / 2167に基づくクレジット・サービシング業務
A I F Mは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

a) 上記段落に記載される業務のみ

b) 管理事務、販売行為および/またはA I Fの資産に関する行為のみ

c) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

d) A I F Mが運用しているA I Fで使用されるベンチマークのベンチマーク規則に従った管理業務

1.1.2 A I F Mの認可

ルクセンブルグで設立されたA I F Mの行為を開始するには、C S S Fの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

a) A I F Mの事業を実質的に行う者に関する情報。特に、2013年法別表Iに定める業務に関して、以下の事項を含む。

- ・ 当該者の職務、役職および役職レベルに関する説明
- ・ A I F M内外における当該者の報告系統および責任範囲に関する説明
- ・ 当該者それぞれが各職務に割いている時間の概要
- ・ 当該者の活動を支援する人的および技術的資源に関する説明。

b) A I F Mの正式名称および関連する識別情報

c) 適格持分を有するA I F Mの株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元およびこれらの保有額に関する情報

d) A I F Mが2013年法第2章(A I F Mの認可)、第3章(A I F Mの運営条件)および第4章(透明性要件)および、適用ある場合、第5章(特定タイプのA I Fを運用するA I F M)、第6章(E U A I F Mの欧州連合におけるE U A I Fの販売および運用権限)、第7章(第三国に関する具体的規則)および第8章(個人投資家に対する販売)に基づく自己の義務、ならびにS F D R第3条第1項、第6条第1項(a)および第13条に基づく自己の義務を遵守する方法に関する情報ならびに当該義務の遵守のためにA I F Mが利用する適切な人的および技術的資源に関する詳細な説明を含む、A I F Mの組織構成を記載した活動プログラム

e) 報酬方針に関する情報

f) 2013年法第18条に基づく第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取決めにに関する情報。これには、少なくとも以下の情報が含まれるものとする。

- ・ 各委託先について、
 - ・ 正式名称および関連する識別情報
 - ・ 設立法域
 - ・ 関連する場合は、監督当局
- ・ A I F Mが以下の業務のために活用する人的および技術的資源の詳細な説明
 - ・ A I F M内での日々のポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務の遂行
 - ・ 委託した活動の監視
- ・ A I F Mが運用しているまたは運用予定の各A I Fについて、
 - ・ 委託したポートフォリオ運用業務の概要(当該委託が部分的なものか全面的なものを含む。)
 - ・ 委託したリスク管理業務の概要(当該委託が部分的なものか全面的なものを含む。)

・ 委託した活動を監視するためにA I F Mが行う予定の定期的なデュー・ディリジェンス措置に関する説明

さらに、認可申請はA I F Mが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するA I Fに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、A I F Mは履行前に、とりわけC S S Fが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。C S S Fは、2013年法第2章(A I F Mの認可)に基づき付与または撤回される認可、および認可されたA I F Mにより欧州連合において運用または販売されるA I Fの一覧への変更について、四半期毎にE S M Aに通知するものとする。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するC S S F告示18 / 698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定(3.4に詳述される。)は、A I F Mの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのAIFMは、CSSF告示19/733(上記 . 3.4に詳述される。)およびオープン・エンド型AIFに関して適用される流動性管理ツールに関するAIFMDの規定(上記 4.1.3に詳述される。)にも服する。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS / 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法(第125 - 1条および第125 - 2条)第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS / 2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS 指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、 . 3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- () AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、

当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ピークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
 - b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- 当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。

- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記()の活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2条第2項a)に規定される範囲内の外部A I F Mを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M Dに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年法第125 - 1条の規定の対象となる第16章管理会社の自己資本は、125,000ユーロの限度額またはC S S F規則が定める最低限度額（場合に依じて）を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- b) 上記a)に記載される自己資本は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。これらは流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではない。
- c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。

（ ）公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、（二層制度における）監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員（場合に依じて）

（ ）その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。

- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S Fは、以下の場合、第16章管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 3.2(8)に定める行為規範は、第16章管理会社に対しても適用される。
- (9) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人 (réviseurs d'entreprises agréés) に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (10) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- また、第16章管理会社は、3.4に詳述されるC S S F告示18 / 698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、2013年法別表 に定める一もしくは複数の業務または2013年法第5条第4項に定める一もしくは複数のサービスを自己の代わりに遂行する業務を第三者に対して委託することが許可されているが、委託取決めが発効する前にC S S Fに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S Fの監督に服するか、その条件が充足できない場合は、C S S Fの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S Fおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。
- f) A I F Mは、委託先が当該業務の遂行および当該サービスの提供を行う資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、A I F Mは委託した活動を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該委託を撤回する立場にあることを示さなければならない。
- A I F Mは各委託先が提供するサービスを継続的に精査しなければならない。

(注) A I F Mは、委託先が、委託業務を適切に遂行するために必要とされる、十分な資源を有し、技能、知識および専門知識を備えた十分な人員を雇用し、かつ、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有することを確保するため、当該委託先について当初からデュー・ディリジェンスを実施するものとする。また、このデュー・ディリジェンスは、A I F Mによって、継続的に行われるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I F Mの顧客、A I Fおよびその投資家に対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者に対してまたは再委託によりその業務またはサービスの一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I Fの運用者または2013年法第5条第4項に定めるサービスの提供者としてみなされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、自己のすべての業務またはサービスを委託してはならない。

A I F Mは、2013年法別表 に定める業務の遂行および2013年法第5条第4項に定めるサービスの提供が、2013年法に準拠して行われるよう確保するものとする。この義務は、委託先または再委託先の規制上の地位または所在地にかかわらず適用されるものとする。

委託先がA I F Mから委託された業務またはサービスの一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
- A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
- A I F Mからの委託先（第三者）に対する業務の委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

（注）ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非E U運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非E U運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E Uでプロの投資家に対して販売することができる。

上記にかかわらず、2013年法別表 第2号b)に定めるマーケティング業務が一または複数の販売業者により遂行される場合であって、当該販売業者が、自己のために行為し、かつ、指令2014/65/EUに基づきA I Fを販売し、または保険販売に関する2016年1月20日付欧州議会および欧州理事会指令（EU）2016/97に基づき保険ベースの投資商品を通じてA I Fを販売する場合には、当該業務は、A I F Mと当該販売業者との間の販売契約の有無にかかわらず、上記に概説する要件の対象となる委託とはみなされないものとする。

また、委託に関するC S S F告示18/698の規定を遵守しなければならない。

関連代理人

ルクセンブルグで設立されたA I F Mは、1993年法第1条1)に規定する関連代理人を任命することができる。

A I F Mが関連代理人の任命を決定する際、当該A I F Mは、2013年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37 - 8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各E U A I FおよびA I F MがE U内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約（またはF C Pの場合は約款）に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの名称、A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- A I Fの流動性リスク管理（通常時および例外的な状況における買戻しの権利を含む。）に関する記載、投資家との既存の買戻取決めに関する記載、および2013年法第15 - 1条第1項に基づき選定された流動性管理ツールの使用の可能性および条件に関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- A I Fの運営に関連してA I F Mが負担し、直接または間接的にA I Fに配分される報酬、手数料および費用の一覧
- A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、A I Fの過去の実績

- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク・プロファイルおよびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報、ならびに組成されたローン・ポートフォリオの構成内容、投資家が直接または間接的に負担したすべての報酬、手数料および費用、およびAIFMによりまたはAIFMに代わって行われたAIFの投資に関連して利用される親会社、子会社または特別目的ビークルに関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取決めおよび直近のリスク・プロファイルを定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

また、AIFMは、目論見書または個別の文書を通じて、SFT規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/EC⁶に基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

⁶ 指令2004/109/ECとは、指令2001/34/ECを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004/109/EC（随時改正および補足済）をいう。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFMはCSSFに定期的に報告するものとする。

当該報告は、AIFMが運用しているAIFに代わりAIFMが取引する市場および金融商品、AIFMが取引する金融商品、AIFMが加盟している市場または積極的に取引を行う市場ならびに各AIFのエクスポージャーおよび資産に関する情報を含むものとする。当該情報は、資産、AIFおよびAIFMに関して提供されるデータを、他の監督当局のデータソースまたは一般に公開されているデータソースと結びつけるために必要な識別情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取決め
- AIFの直近のリスク・プロファイル（市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスク、オペレーション・リスクを含むその他のリスク、およびAIFが用いるレバレッジの総額を含む。）
- ポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務に関する委託取決めにに関する以下の情報
 - ）委託先に関する情報（当該委託先の名称および所在地または登記上の事務所もしくは支店、当該委託先がAIFMと密接な関係を有するか否か、当該委託先が資産運用を目的として認可を受けた事業体または規制対象の事業体であるか否か、（関連する場合）その監督当局を明記し、提供された情報を他の監督当局のデータソースまたは一般に公開されているデータソースと結びつけるために必要な当該委託先の識別情報を含むもの）
 - ）AIFM内で日々のポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務を行うためにAIFMが雇用する常勤相当の人的資源の人数
 - ）委託されるポートフォリオ運用業務およびリスク管理業務に関する活動の一覧および説明
 - ）ポートフォリオ運用業務が委託される場合、当該ポートフォリオ運用業務に関する委託取決めの対象となるAIFの資産の金額および割合
 - ）委託取決めに監視するためにAIFMが雇用する常勤相当の人的資源の人数

- ）委託した活動を監視するためにA I F Mが行う定期的なデュー・ディリジェンス審査の回数および実施日、特定された問題の一覧および（関連する場合）当該問題への対処のために採用した措置の一覧、ならびに当該措置の実施予定日
- ）再委託の取決めが行われた場合、当該再委託ならびに再委託されるポートフォリオ運用業務およびリスク管理業務に関連する活動について、上記（ ）、（ ）および（ ）に基づき要求される情報
- ）委託および再委託の取決めの開始日および満了日
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果
- A I F MまたはA I F Mに代わって行為する販売業者が実際にA I Fの受益証券または投資証券の販売を行った加盟国の一覧

A I F Mの報告期間の頻度は、A I Fの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づき、以下のとおりとする。

- 運用資産の総額がA I F M Dの第3条第(2)項(a)および(b)の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のA I Fのポートフォリオを運用するA I F Mの場合、運用する各E U A I Fおよび欧州連合内で販売する各A I Fについて、半年毎
- 上記の要件に従うA I F Mの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が5億ユーロを超えるA I Fについて、四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるA I Fのポートフォリオを運用するA I F Mの場合、運用する各E U A I Fおよび欧州連合内で販売する各A I Fについて、四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、A I F Mの運用下にあるレバレッジされていない各A I Fについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、A I F Mは、請求に応じてC S S Fに、運用するすべてのA I Fに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

C S S Fへの定期的な報告に加えて、A I F MおよびA I Fは、健全性監督の目的でC S S Fに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるA I Fを運用するA I F Mは、運用する各A I Fが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにA I Fの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をC S S Fに提供するものとする。

かかる情報は、A I F Mが運用する各A I Fのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各A I Fのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

C S S Fが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要とみなす場合、A I F Mに対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

C S S Fは、例外的な状況において、かつ、金融システムの安定性および健全性を確保するため、または持続可能な長期的成長を促進するために必要な場合において、E S M Aが（欧州システミック・リスク委員会（E S R B）と協議の上）要請を行ったときは、A I F Mに対して追加の報告要件を課すことがある。

A I F M Dにより、規制当局への報告義務は拡充される。この新たな制度により、報告対象範囲は大幅に拡大される。現行制度においては、A I F Mが報告しなければならないものは、A I Fの主な金融商品、主要なエクスポージャーおよび運用している各A I Fの最も重要な集中投資についてのみであった。A I F M Dの下では、各A I Fが保有するすべての金融商品、エクスポージャーおよび資産について報告することが求められる。さらに、A I F Mは、A I Fが実際に用いたレバレッジの総額を規制当局に開示しなければならない。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート ファンドを含む完全にA I F M Dの範囲内に該当するA I Fに関する新保管受託制度を導入した。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、（ ）当初の投資から5年間ににおいて行使することができる買戻権がなく、かつ、（ ）主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するS I F、2004年法に規定するS I C A RおよびA I F M Dに規定するA I Fに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T Sの保管受託銀行（すなわち、U C I T Sとしての資格を有しないU C Iの保管受託銀行）は、C S S Fによる保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F告示18 / 697の規定に従う。

C S S F告示18 / 697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および／またはA I F M Rの一定の事項（また一定の範囲では2007年法および／または2004年法）について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- A I F Mにより運用されるA I F
- 非個人向けパート ファンド
- 該当する場合、A I Fとしての資格を有しないS I FおよびS I C A R、ならびにA I Fとしての資格を有し、登録A I F Mにより運用されるS I FおよびS I C A R

A I F M D に基づき、預託サービスが不足している加盟国では、当該加盟国の現地のA I Fが、他の加盟国で設立された預託機関を任命することを認められる可能性がある。この選択肢は、確立された競争力のある預託サービス市場を有するルクセンブルグには適用されない。ただし、この選択肢を利用しているいずれかの加盟国において設立されたA I Fは、一定の条件下で、ルクセンブルグで設立された預託機関を任命することができる。

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M Rに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保護預かり義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、A I FはA I F Mに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I F Mによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みA I F Mが、これらのA I Fを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I Fの販売または運用を行うためA I F Mが受入加盟国からの認可を取得するか、A I F Mが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、AIFMD第30条の2（2013年法第28 - 1条および第28 - 2条により置き換えられ、2021年7月21日法により改正済）により、EU AIFMによるEUにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手続が導入された。

1.7 ローン・オリジネーションAIF

AIFMD は、AIFおよび/またはAIFMが、EUレベルでローン・オリジネーションに従事できることを確保し（従前は加盟国レベルで決定されていた。）（いわゆる「ローン・オリジネーション・パスポート」）、あらゆるローンを（直接または間接的に）組成するAIFに対する包括的な制度を導入するとともに、「ローン・オリジネーション」AIF（すなわち、主要な投資戦略がローンを組成することであるAIF / ローンがその名目価額の50%超を構成するAIF）に対する追加要件を課す。一般的に、ローンを組成するファンドに対する新たな要件のうち最も重要なものとしては、以下が挙げられる。

- ・ 5%のリスク保持要件：一部の例外を除き、AIFは、組成され、その後譲渡された各ローンについて、その名目価額の5%を保持しなければならない。
- ・ 借り手が金融事業体、AIFまたは譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）である場合、20%の集中投資制限
- ・ 関連当事者への貸付制限：AIFM（またはその職員）、保管受託銀行（およびその委託先）、AIFMが業務を委託している事業体（および当該事業体の職員）またはAIFMのグループ事業体（ただし、一定の例外はある。）への貸付けの禁止
- ・ オリジネート・トゥ・ディストリビュート（組成・分配型）戦略の禁止

1.8 流動性管理ツール

流動性リスク管理を強化するため、AIFMD は、オープン・エンド型AIFを運用するAIFMに対し、AIFMDの新たな別表に記載される流動性管理ツールの一覧（すなわち、2013年法別表V第2号ないし第8号）の中から、AIFの追求する投資戦略、流動性プロファイルおよび買戻方針に関連して当該ツールの適合性を評価の上、少なくとも2つの適切な流動性管理ツールを選定するよう義務付けている。

AIFMは、当該選定したツールについて、AIFの投資家の利益のために利用できるよう、AIFの規則または設立文書に記載するものとする。

2013年法第15 - 1条および別表Vには、オープン・エンド型AIFを運用するAIFMが利用可能な流動性管理ツールに関するさらなる詳細のほか、選定した流動性管理ツールの発動および停止に関してAIFMが実行する方針および手続の詳細、ならびに当該ツールの利用に関する業務上および管理上の取決めが記載されている。

流動性管理ツールに関するさらなる詳細については、上記4.1.3を参照のこと。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパート ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パート に該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

UCITSに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75第G章は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定していた。SIF、SICARおよびパート ファンドに関するCSSF告示25/901（2025年12月19日施行）は、とりわけ、IML告示91/75第G章を廃止するものである。CSSF告示25/901には、第4章（投資制限）が新たに設けられた。

CSSF告示25/901は、原則として、個人投資家に販売されるパート ファンドは、その資産または申込確約額の25%を超えて、単一の発行体（OEC加盟国または特定のその他の公的機関が発行または保証する証券を除く。）、単一のUCIもしくは投資ピークル、または単一の他の資産に投資してはならない旨規定している。ただし、この制限は、資産の種類に応じて変更される場合がある（例えば、インフラ資産については50%が上限となる。）。このリスク

分散に係る25%の制限は、「十分な情報を有する投資家」に限定されるパート ファンドについては50%に引き上げられる（インフラ資産については70%が上限となる）。C S S F 告示25 / 901に基づき、この25% / 50%のリスク分散制限は、同等のまたはより厳しい分散規則に服す単一の投資先U C Iへの投資には適用されないため、パート ファンド文書における適切な開示を条件として、ルックスルー・アプローチを採用することができる。この指針は、原則として、すべてのパート ファンドに適用されるが、C S S Fは、個別の事情に応じて、十分な根拠がある場合には、C S S F 告示25 / 901に基づく適用除外を認めることがある。

上記 2.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのU C Iは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパート ファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびA I F M

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたA I F Mが、A I F M Dの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたA I F Mのいずれか単一のA I F Mによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、()パート ファンドの運用に責任を有する別のA I F Mを任命することによって外部運用されるか、または()ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部A I F Mを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自身がA I F Mとしてみなされ、()A I F Mに適用される2013年法上の義務のすべてを(A I F Mに適用される限りにおいて)遵守すること、および()2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびA I F M

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびA I F M

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にC S S Fの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、C S S Fがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部A I F Mが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、A I F M自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をC S S Fに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、C S S Fによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各F C Pにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、A I F Mの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されるか、または内部運用されるA I F M（後記参照のこと。）としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

4.1.2に詳述されるとおり、2023年1月1日以降、E Uの個人投資家に対して、いわゆる「P R I I P」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がP R I I P投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、P R I I P s K I Dを交付する必要がある。

P R I I P s 規則は2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、個人投資家に対して助言、募集または販売が行われるパート ファンドは、P R I I P s K I Dを作成しなければならない。

パート ファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KIID / PRIIPs KIID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

（ ）募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（ ）販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、規則(EU) No.345 / 2013、規則(EU) No.346 / 2013および規則(EU) No.1286 / 2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則(EU) 2019 / 1156 (改正済)に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針（同指針は2021年8月2日に公表された。）の適用に関する告示22 / 795を公表した。この告示において、CSSFは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券／投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するESMA指針をCSSFが適用し、取り入れることを確認している。

（ ）目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

2025年3月6日、CSSFは、UCIの目論見書に係るビザ付与手続きに代わり、新たな「電子識別（e-Identification）」システムが導入される旨のプレスリリースを公表した。さらに、CSSFは、CSSFによる事前の承認および審査が法律上義務付けられない目論見書の修正事項の一覧を作成した。すなわち、当該修正事項は、識別番号および日付の付与を受けるためにCSSFに提出される更新後の目論見書に、直接反映することができる。CSSFは、その事前審査の対象とならなかった変更について事後分析を行うために追加書類を要求する権利をなお留保する。

（ ）財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML / CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパート ファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02 / 81に定められる要件

を修正（し、代替）するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体（SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社）まで拡大適用するものである。

- CSSF告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則12-02（改正済）第49条において言及される承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による新たなAML/CFE外部報告書の作成を導入するものである。CSSF告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAVおよび自己運用AIFについて新たな自己評価質問票（以下「SAQ」という。）を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものである。この告示は、2010年法第125-1条の対象となる第16章管理会社に対するCSSF告示21/789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してCSSF告示18/698および19/708を廃止するCSSF告示23/839によって改正されている。
- CSSF告示21/790は、すべてのUCITS、パート ファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものである。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136（CSSF告示08/348により改正済）およびCSSF告示15/627（CSSF告示25/871により改正済）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

（ ）違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記 4.2（ ）項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパート ファンドの発行文書において、その受益証券/投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、3に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記 4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制

本項は、ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制の概要を記載したものでしかなく、文脈上適用されるルクセンブルグおよび欧州レベルの多数の法令を網羅するものではない。

1. SFDR

SFDRは2021年3月10日に発効した。SFDRは、金融市場参加者（「金融市場参加者」または「FMP」）の定義にはUCITS管理会社およびAIFMが含まれる。）が運用している金融商品（例えば、UCITSおよびAIF）に関する持続可能性リスクの統合、持続可能性への悪影響の考慮および持続可能性関連情報の提供に関する金融市場参加者の透明性要件について規定している。

SFDRは、「事業体レベル」（すなわち、UCITS管理会社およびAIFMのレベル）および「金融商品レベル」（すなわち、関連するUCITS管理会社またはAIFMが運用している投資信託のレベル）で特定の開示を行うことを義務付けている。

）SFDR第8条に基づく環境的特性および/もしくは社会的特性を促進するものであり、したがって何らかの形でESG手法をその投資戦略に取り入れており、かつ、目論見書において開示されるファンドの投資方針に当該ESG手法を開示している大部分のファンドを含む可能性が高い投資信託、または）SFDR第9条に基づく持続可能な投資目的を有する投資信託（その目的が炭素排出量の削減であるファンドを含む。）については、追加の開示が義務付けられている。

S F D Rの主な目的の一つは、金融商品同士の比較可能性を確保し、いわゆる「グリーンウォッシング」を防ぐためにこれらの開示要件を調和させることである。

S F D Rは、指令2009 / 65 / E CおよびA I F M Dに基づく開示要件を補足するものであり、既存の法律上および規制上のU C I T SおよびA I F M Dの枠組みに取り入れられている。

さらに、S F D Rは、F M Pに対し、その報酬方針が持続可能性リスクの統合とどのように合致しているかについての情報を当該方針に記載し、当該情報をウェブサイト上で公表するよう求めている。

2022年4月6日、E U委員会は、「著しい害を及ぼさない」原則に関する情報の内容および提示の詳細を定め、契約前文書、ウェブサイトおよび定期報告書における持続可能性指標および持続可能性への悪影響に関する情報の内容、手法および提示ならびに環境的特性または社会的特性の促進および持続可能な投資目的の促進に関する情報の内容および提示を定めた規制技術基準に関する、欧州議会および欧州理事会規則（E U）2019 / 2088を補足する2022年4月6日付委員会委任規則（E U）2022 / 1288を採択した（以下「S F D R R T S」という。）。S F D R R T Sは、2023年1月1日から適用されている。

S F D R R T Sには、S F D Rのいくつかの規定に関する詳細な実施策が含まれている。S F D R R T Sでは、（ ）投資決定がもたらす主な悪影響（以下「P A I」という。）に関して考慮すべき持続可能性要因の一覧の導入ならびに（ ）関連する開示の比較可能性を向上させるためにS F D R R T Sの別紙に定める所定のテンプレート形式で開示することとなっているS F D R第8条および第9条により義務付けられる目論見書の開示、の二つの主要分野が取り扱われている。

S F D R R T Sは、金融商品が化石燃料ガスおよび / または原子力エネルギーに投資するものであるかを識別するための「はい / いいえ」で回答する質問を追加することにより、新たなR T S（テンプレート形式の契約前開示および定期的開示の別紙を含む。）によって改正されている。

U C I T SおよびA I Fの年次報告書について、F M Pは、S F D R R T Sの別紙に定めるテンプレート形式で、定期的開示情報を提示しなければならない。

2023年12月4日、欧州監督機構は、S F D R R T Sの改正に関する最終報告書を発表した。一定の変更が欧州委員会により義務付けられたものの、欧州監督機構は、現在施行されているS F D R R T Sの認識された欠点に対処するため、他にも多数の変更を行うことを決定した。主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 社会的P A I指標の拡大
- ・ P A I開示枠組みに対するその他の変更
- ・ 温室効果ガス（G H G）排出削減目標の新たな金融商品開示
- ・ 重要情報を簡潔にまとめた新たな「ダッシュボード」を含む、金融商品開示テンプレートに対する改善および簡潔化
- ・ 持続可能な投資が「重大な損害をもたらさない」という原則にどのように準拠しているかについての開示強化
- ・ マルチ・オプション商品等の投資オプション付商品に関する規定の改定
- ・ 持続可能な投資の算定の統一および機械可読形式での開示作成の義務化を含む、その他の技術的変更

欧州委員会は、（2023年12月から）3か月以内にS F D R R T Sの改定案を承認するか否かを決定する見込みであったが、現在までR T S改定案および実施時期は承認されておらず、最新の欧州議会選挙の結果による欧州理事会の構成の変更もあるため、依然不透明なままである。また最初に適用されそうな日については、2026年開始時と推測される。欧州委員会が改定後のS F D R R T Sを承認した場合、欧州理事会および欧州議会は、その後3か月以内にかかる採否を決定する。

2025年11月20日、欧州委員会は、S F D Rを改正する規則に関する最終提案を公表した（以下「S F D R 2.0提案」という。）。

S F D R 2.0提案は、S F D Rの枠組みに多数の変更をもたらすことになるが、最も注目すべき点は、現行のS F D R第8条および第9条における分類が、以下の新たな「商品カテゴリー」に置き換えられることである。

- ・ 「トランジション（Transition）」（改正第7条）
- ・ 「E S Gベーシック（ESG Basics）」（改正第8条）
- ・ 「サステナブル（Sustainable）」（改正第9条）
- ・ 「インパクト（impact）」（第7条または第9条内）
- ・ 「複合（combined）」カテゴリー（ファンド・オブ・ファンズ戦略を含む可能性がある。）

この提案には、最長2ページに簡素化された開示テンプレートも含まれる。

さらに、欧州委員会は、S F D R 2.0提案において、「表示・主張（claims）」という概念を導入した。同委員会によれば、カテゴリー分けされた商品がそれぞれのカテゴリーの目的に従って投資を行う方法およびその程度は、不公正商業慣行指令（U C P D）における「環境表示（environmental claims）」の概念と整合している必要がある（同指令の要件は、S F D R 2.0の要件を適切に適用することにより満たされることになる。）。

同委員会は、各カテゴリーに関するより技術的な要件（例えば、投資の条件およびカテゴリーの閾値の算定方法）について、一連の実施規則を策定する権限を有することとなる。現行のS F D R R T Sは、廃止される。

重要な点として、S F D R 2.0提案は、今後、欧州議会および欧州理事会レベルで審議されるという点に留意する必要がある。これらの各機関がそれぞれ、欧州委員会のS F D R 2.0提案に対する修正案を採択すると、三者協議（E Uの3つの立法関係機関による協議）が開始することになり、現行のS F D R 2.0提案にさらに変更が加えられる可能性が極めて高くなる。

時期については、S F D R 2.0の最終文言は、採択されると、*欧州連合官報*に掲載された日の翌日から起算して20日目に発効することになる。現時点では、当該文言は、発効から18か月後に適用されると定められている。

全体として、立法手続にはほぼ1年を要する可能性があると思込まれているため、S F D R 2.0の最終版は2027年より前には確定しない可能性があり、したがって、適用開始は早くても2028年になる見通しである。

S F D R 2.0が適用開始となるまで時間を要する可能性があるものの、カテゴリー制度への移行および新たな要件の遵守に伴い、多大なコンプライアンス上の負担が生じる可能性が高いことを踏まえると、可能な限り早期に準備を開始することが望ましい。

2. タクソノミー規則

（気候変動関連の環境目的に関して）2022年1月1日以降、タクソノミー規則がS F D Rの開示要件に追加された。タクソノミー規則は、金融システムにおけるすべての行為者にとっての共通の定義および用語を示す、持続可能な活動の明確かつ詳細なE U分類システム、すなわちタクソノミーの確立を図るものである。

タクソノミー規則は、どのような経済活動が環境的に持続可能なものとして適格であるかについての普遍的な枠組みを定義している。タクソノミー規則には、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかに関する追加の開示要件が含まれている。

投資ファンド運用会社（U C I T S管理会社およびA I F Mを含む。）および金融商品の募集を行う機関投資家は、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかを開示する必要がある。開示された情報により、投資家が、すべての経済活動に占める環境的に持続可能な経済活動への投資の割合、ひいてはその投資の環境的持続可能性の程度を把握することができるようになる必要がある。

金融商品（U C I T SまたはA I F など）が環境目的に貢献する経済活動に投資する場合、開示する情報において、当該金融商品の原投資が貢献する一または複数の環境目的ならびに当該金融商品の原投資が環境的に持続可能な経済活動のための資金をどのようにおよびどの程度調達するか（イネープリング活動およびトランジション活動のそれぞれの比率に関する詳細を含む。）を明確に述べる必要がある。

S F D Rと同様に、タクソノミー規則は、透明性を向上させ、環境的に持続可能な経済活動のための資金を調達する投資の比率についてのF M Pによる最終投資家に向けた客観的な比較材料を提供することを目的としている。タクソノミー規則は、契約前開示および定期的開示における透明性ならびにウェブサイトによる開示における透明性に関するルールにおけるS F D R開示要件を補足するものである。

さらに、タクソノミー規則を補足する委任法が欧州レベルで公表されている。

欧州およびルクセンブルグのレベルで、新たなまたは変更されつつある規制上の要件を市場に伝えるために定期的にQ & AまたはF A Qが発行されている。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2025年 8 月29日	有価証券届出書
	有価証券報告書（第25期）
2025年11月28日	半期報告書（第26期中）
	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項ありません。

監査報告書

ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンド（以下「ファンド」という。）の2025年2月28日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・ 2025年2月28日現在の純資産計算書
- ・ 2025年2月28日現在の投資有価証券明細表
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に責任を負う。

財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2025年6月24日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブ

代表して署名

アントワヌ・ジョフロワ

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Janus Global Technology Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Janus Global Technology Fund (the “Fund”) as at 28 February 2025, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 28 February 2025;
- the statement of investments as at 28 February 2025;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 24 June 2025

Antoine Geoffroy

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンドの受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ジャナス・グローバル・テクノロジー・ファンド（以下「ファンド」という。）の2026年2月28日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・ 2026年2月28日現在の純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 2026年2月28日現在の投資有価証券明細表
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に責任を負う。

財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2026年6月22日

プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

アントワーン・ジョフロワ

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
Janus Global Technology Fund

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Janus Global Technology Fund (the “Fund”) as at 28 February 2026, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 28 February 2026;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the statement of investments as at 28 February 2026; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 22 June 2026

PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative

Represented by

Antoine Geoffroy

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L - 5826 ガスペリッシュ通り33番

法定監査人の報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下、「貴社」という。）の2026年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2026年3月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従って貴社から独立した立場にあり、当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算または事業の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（ " réviseur d'entreprises agréé " ）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- 貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- 取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2026年6月26日

ケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エル
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ベネディクト・バルツ

[次へ](#)

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, Rue de Gasperich
5826 Hesperange
Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D ' ENTREPRISES AGREE

Opinion

We have audited the annual accounts of Global Funds Management S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2026, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2026, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 26 June 2026

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Benedikt Barz

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。